

教育民生常任委員会
予算常任委員会教育民生分科会

(平成24年12月13日)

樋口博己委員長

おはようございます。

それでは、定刻となりましたので、教育民生常任委員会を開会いたしたいと思います。

小川委員は間もなくお見えになるということで、先に進めさせていただきます。

本日は、市立四日市病院を審査させていただいて、福祉部の昨日の残りを、採決の部分が残っておりますので、その後に教育委員会ということになっております。

本日、1日予定をしておりますが、皆様、さまざまお忙しいということで、できれば4時ごろとか、それぐらい早くでも。審査のご協力をお願いしたいと思います。

それでは、昨日、豊田委員から問い合わせがありました件で、債務負担行為の補正につきまして、11月補正予算参考資料におきまして、こちらの書類ですけれども、これの45ページ、46ページに債務負担行為の補正についてということがございます。これにおきまして、当教育民生常任委員会にかかわる債務負担行為の経費がありますが、これを財政のほうに確認いたしましたら、これは一括して財政経営課、財政部が所管しているということですので、当委員会では審査をしないということを確認させていただきましたので、ご承知おきのほどお願いしたいと思います。済みません、総務常任委員会で付託されるということですので、よろしく申し上げます。

それでは、市立四日市病院の審査に入りたいと思います。

それでは事務長、一言ご挨拶をお願いします。

議案第101号 平成24年度市立四日市病院事業会計第1回補正予算（債務負担行為）

村田事務長

おはようございます。市立四日市病院でございます。

本日は、病院事業会計の第1回補正予算ということで、先ほどもちょっと話題になっておりましたが、次年度事業に向けましての債務負担行為の部分につきましてご審議をいただきたいと思います。何とぞよろしくお願いいたします。

説明のほうは次長兼総務課長のほうからさせていただきます。

加藤総務課長

それでは、平成24年度市立四日市病院事業会計第1回補正予算につきまして、説明をさせていただきます。

本日の説明につきましては、まず補正予算書(2)と書いてございます、そちらの資料と、別途お配りさせていただいております予算常任委員会資料病院事業会計補正予算(第1回)と書いた資料、資料としては1ページのものでございますが、

それでは説明のほうをさせていただきたいと思えます。

まず補正予算書の165ページのほうからごらんいただきたいと思います。今回の補正については、165ページから170ページにかけて記載をさせていただいておりますが、165ページのところでございます。第2条に示していますように、債務負担行為の追加として三つの事項につきまして債務負担行為の期間及び限度額を定めようとするものでございます。

これにつきましては、いずれも、先ほどありましたように平成25年度以降の事業でございます、平成24年度内には予算の執行を伴わない、いずれもゼロ債務と呼ばれているものでございます。平成25年4月1日からの事業を円滑に行いますため、契約事務を平成24年度内に先行して行う必要があるということで今回、債務負担行為の追加をお願いするものでございます。

まず一つ目の事項でございますが、業務、事務処理委託等に要する経費でございます、債務負担行為の期間といたしましては、平成24年度から27年度、4億2896万5000円の限度額を設定しております。内容につきましては、臨床検査業務委託料などがございます。

二つ目の事業でございます。事業用機器等運用経費につきましては、診療業務など病院事業に使用いたします物品、医療機器などの賃借契約でございます、期間は平成24年度から29年度、債務負担限度額は1420万2000円を設定しております。

三つ目の事項でございます。事務用機器等運用経費でございます。こちらにつきましては、事務用機器の賃借料でございます、期間は平成24年度から平成27年度まで、債務負担限度額は478万円を設定しております。

各事項ごとの業務の内容につきましては、こちらの予算常任委員会資料の病院事業会計補正予算の下のほうにまとめてございます。内容については事項ごとに内訳を記載してございますので、ごらんいただきたいと思います。

続きまして、補正予算書に戻っていただきまして、167ページをごらんいただきたいと思います

思います。こちらは平成24年度市立四日市病院事業会計第1回補正資金計画でございます。さきの平成24年8月市議会定例会におきまして平成23年度決算が承認されましたことに伴いまして、当初予算に設定いたしました資金計画につきまして、その一部を補正するものでございます。

補正の内容といたしましては、受け入れ資金のうち前年度未収金、前年度繰越金、支払資金のうち前年度未払金を補正するものでございます。

168ページにつきましては、先ほど説明をさせていただきました債務負担行為に関する調書でございます。今回、追加でございますので、前年度末までの支払い義務はなく、当該年度であります平成24年度以降の支払いとなります。実際には、最初に触れましたとおり平成24年度の前年度末までの支払いはございません。全て25年度以降の支払いとなるものでございます。財源といたしまして、医業収益または損益勘定留保資金となっております。全て病院会計の自主財源となっております。

続きまして、169ページをごらんいただきたいと思います。こちらは平成24年度予定貸借対照表でございます。当初予算編成時の予定貸借対照表につきまして、先ほど述べましたように平成23年度決算におきまして確定した数値に基づきまして、修正をかけたものでございます。

説明については、簡単でございますが、以上でございます。ご審議のほどよろしく願います。

樋口博己委員長

説明ありがとうございます。

それでは、委員の皆様からご質問をお願いしたいと思います。

中森慎二委員

債務負担行為についてなんですが、この内容についてどうこうという話ではないんですが、病院が委託している、今回の債務負担が24年、27年のフレームですけど、それ以外の、これ以外の業務委託もあるわけですよね。病院として全体としてどういう年次でどういう委託をしているのか、項目別にまた資料としていただけませんか。

済みません、よろしくお願いします。

加藤総務課長

資料のほうについては、提出のほう、させていただきたいと思います。

樋口博己委員長

後ほどよろしいですか。はい。じゃあ、この議会中にお願ひできますか。

豊田政典委員

今のことにも関係しますけど、今回の債務負担行為の内容だけで見ても、契約期間が1年であったり5年であったりばらばらですね。この考え方というのは、今回のものだけでいいんですけども、例えば1年のものがこっこのほうの1ページ目にずらっと臨床検査業務から並んでいますよね。これは1年のほうがこれらはふさわしいという判断のもとにされているのかどうかと。全般的に。

加藤総務課長

業務事務処理委託等に関するものでございます。臨床検査業務であるとか放射線測定業務、事業に関するものにつきましては、医療の進歩等に伴いまして業務量が増減してまいります。そういった形で1年ごとの契約をさせていただいているところでございます。

それとあと、3年でさせていただいております中央材料室等でございますね、これらは従来は1年更新でやっておったわけなんですけど、こちらについては病院の増築工事、改修工事がございます、1年ごとに業務量が増減していたということで、1年ごとの契約をさせていただいておったわけですが、増築工事、改修工事が落ちついてまいりました。業務量がある程度、固まってまいりました。この業務につきましては、いわゆる人件費といえますか、人手がかかるような業務でございます。こういったものをぶつぶつと1年で切ることについては、やはりノウハウ等の面から、適当ではないのではないかということで、今回3年の形でさせていただいております。

ただ、こちらにつきましても医療の技術等、医療環境が増減してまいります。余り長期にすることについては適当ではないのではないかと考えて、今回3年という設定をさせていただいております。

それから、医療機器等でございます。こちらにつきましては耐用年数とか、あとメンテナンス等、やはり余り長期になってしまうと、メンテナンス費用とか、そういった老朽化

等で業務に支障を来すことも考え合わせまして、今現在、5年のリースというふうにさせていただいているところでございます。

以上でございます。

豊田政典委員

人が絡むところは何となくわかったんですけど、そうしたら逆にパソコンの保守とかホームページ維持管理とか、下の新生児ベビー服賃貸借というのは1年になったんですね。こういうのは複数年のほうがいいような気がするんですけど、この辺はどうなんでしょう。

加藤総務課長

新生児のベビー服につきましては、やはり業務の変動等がございますので、今現在は1年契約というふうにさせていただいております。こちらについては単価契約でございまして、特段、毎年、安い業者があらわれてくれば有利な契約もできるというふうに考えてございますので、1年ごとの契約をさせていただいております。

パソコンの運用保守等につきましては、こちらにつきましては委員のおっしゃられることも加味しまして、今後、長期契約についても有利であれば考えていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

豊田政典委員

今、お聞きした範囲でそれぞれパソコン以外は理由があるのかなというふうに納得しているんですけども、あとパソコン、単純に普通のパソコンだと考えると随分、高いように思うんですが、特殊な内容なのかということと、それからあわせて、全般でこれは全て随意契約ではないんですか。入札ですか。全部。

加藤総務課長

こちらにつきましては競争入札を今年度中にしたいということで、競争という前提でございまして。随意契約のものにつきましては、今回、債務負担のほうでは上げさせていただいていないというところでございます。

それからパソコンの保守につきましては、現在、各診察室、病棟、それから各セクショ

ン、医局等、全部で243台という台数の多いものを保守させていただいておりますので、これぐらいの金額になるかというふうに考えております。

以上でございます。

山口智也委員

済みません、豊田委員の質問の中で、ちょっと聞き漏らしたかもわからないんですが、一番上の1年契約の部分ですけれども、その中の中央手術部の清掃ですとか廃棄物の処理、こういった業務というのは複数年契約でもいいのかなという気がするんですけれども、この1年契約というところの理由の説明をもう一度お願いできますか。

加藤総務課長

中央手術部の清掃につきましては、やはり技術等が進歩してくる関係、今回、特に新設病棟ができてまいりましたので、手術件数、それから使用等がやはり感染症の関係であるとか、変動が予想されますので、今現在は1年というふうにさせていただいております。ある程度、使用が落ちつけば、複数年も検討……。業務のほうが固まってまいって、ある程度、長期で見通すことができれば、複数年契約も検討に入れていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

堀木新病棟整備課長補佐

廃棄物についてお答えいたします。

やはり廃棄物に関しましても、かなりこれ、数量的な面の変動が非常に多くございます。それとまた新しい病棟と、現在はまだ改修が完了しておりませんので、フルの病院の機能が今の状態では発揮されていないという段階で、ちょっとその今後の廃棄物の量がやはりかなり変動する要素があると。毎年毎年、変動もしてきますし、当然、医療の内容によっては、特に感染性廃棄物なんかは増加傾向にもございます。

それとまた、毎年毎年、入札することによって、これもあくまで単価の契約でございますので、やはり競争性を発揮させて、少しでも安い単価で契約したいということで、今のところは単年度ということ考えております。

山口智也委員

逆に、複数年の契約にすることでコスト削減ということも、これはありますので、あと数年たてば、そのまたその状況も変わって変動も少なくなってくるというところで、複数年契約もまたしっかり検討していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

石川勝彦委員

今、豊田委員、山口委員のほうから委託に関して指摘等ございましたけれども、総括的に申し上げますけれども、業務委託については、皆さん、数字に、業者さんよりも上を行かなくちゃいけないわけですよ。業者の言うなりになって、示される数字に対してということですけども、それをどう精査するかという、その辺のところは非常に大事なことだと思うんですよ。

これは病院だけじゃなくして、市全体として言えることなんですが、前の契約金額がどこまで適正であったかということをしっかり精査しながら、検査、測定、あるいは保守、維持、あるいは更新、それから廃棄物処理と、それぞれみんな違いますよね。それだけに非常にその数値、いわゆる委託料を決定するという、いろいろとその先の見通しが立たない中でやるわけですけども、その辺のところは厳しく精査していただけるような知識をしっかり持っていただかないといかんということですね。

ということは、業界の状態、あるいは業者の体質等も含めて、今日のようないわゆる右肩下りの時代になってきておる中で、委託を受けて立つ企業もやはり厳しく対応していかななくちゃならない。だけでも営利は追求していかなくちゃならない。その辺のところ火花を散らさなくちゃいかんところなんです、四日市市役所から仕事をいただいている間はうちは大丈夫だと、こういうような声は昔から聞かされてきておるところですので、その辺、もちろん税金は払っていただかなくちゃいかんわけですから、半額、8掛けというわけにはいかんでしょうけれども、しっかりとその辺の委託については1年、2年、あるいは4年、6年とあるわけですから、もうその数字は変わらんわけですから、だからしっかりと見定めて決定をしていただくことをひとつお願いしたいと思います。

そういうことに基づいて出された数字ということで信じて、了とさせていただきたいと思いますが、今後ともその辺のところはしっかりと踏まえて、取り組みをしていただくようお願いしておきたいと思います。

以上。

樋口博己委員長

それでは、他の皆様は。

小川政人委員

ちょっとわからんのは、中央手術部清掃業務というのも、これは人やわな。そうすると、人の絡むのは3年とかと言うとったで、ここをまた1年にしたのは、まだ完璧に、中央手術室が変わっているということなのかな。

加藤総務課長

中央手術部につきましては、ことしの5月に移転してございます。その中で、約10カ月ほどやっておりますので、大分、業務量について把握できてきたわけなんです、手術については日進月歩という形で中身が大分、変わってございますので、今現在はちょっと長期の見通しができないというところで、今回は1年という判断をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

小川政人委員

それはそれで、契約の期間をどうとるかは病院の裁量の問題かなと思うけども、パソコンについて、これ、パソコンはリースかな。

森嶋情報処理係課付主幹

リースになります。

小川政人委員

何年から何年のリース。

森嶋情報処理係課付主幹

一括というわけではなくて、三つの形態にちょっと分かれていますので、一番古いのは

平成20年から25年ですね。次が22年から27年で、今回、新病棟がふえましたので、台数が足りなくなりましたので、昨年度に18台、追加しております。全てリースということになっております。

小川政人委員

だからリースと、リース期間と運用保守業務と違うということなんですかね、これは。

森嶋情報処理係課付主幹

そうですね。一応、本音を言ってしまうと、同じ業者さんですっていただけた方がいいんですけども、保守ということですので、ほかの業者であっても運用保守をすることは可能でありますので、やはり入札にかけて、1円でも安いところということで、保守につきましては1年更新ということにさせていただきます。

小川政人委員

だからその保守を一年一年契約するというのは、安いからという意味なのか、本来、リースのときに保守業務は含めて安く契約するものが普通と違うのかなと思うんだけど、それを保守の部分だけ外してしまって契約するというのが意味合いがようわからんのやけど、普通やったらリースしたときに保守も全部含めてリース契約するという、やると思うんやけどな。

樋口博己委員長

その辺の考え方について、どうですか。

加藤総務課長

インターネットパソコンにつきましては、先ほどもありましたように、台数が刻々とふえてきております。その運用、メンテ、回線等も含めて、一台一台、台数ごとの契約と、それから全体のシステムの保守も含んだ形になってまいりますので、こちらの運用保守についてはまとめて別契約というふうにさせていただきます。

以上でございます。

小川政人委員

そこがわからんのやけど、別段、構へんと思うよ。リース契約するとき全部、保守契約してしまえばいいわけやで、それは何ら支障はないと思うとるんやけど、わざわざここだけ外して、1年契約で保守をするというよりも、例えばコピー機でもこれ、多分3年、リース期間に合わせてやろうと思うんやけど、これは保守も入っとるんやろうと思うとるんやけど。

加藤総務課長

委員おっしゃるとおり、コピーにつきましては、昨年も一部ご指摘いただいております。購入の場合とリースの場合と比較しております。その中で、メンテナンスも含めた1台ごとのメンテナンスつきリースのほうがセット価格ということで安くなっているという確認もしております。

そういった意味からいくと、インターネットパソコンについても一括でメンテつきリースという考え方もあろうかと思いますが、リースについては台数がふえるごとに別業者が入る可能性がございます。そうすると、このパソコンはこの業者、このパソコンはこの業者ということになってしまいます。

それとあとネット環境自体が一本になってございますので、ネット環境に不具合があるのか、パソコンに不具合があるのかという、その辺の仕切りが、管理を別々のところでしてしまうと、その仕分けが非常にキャッチするまでに時間がかかってしまいますので、ネット環境も含めて、パソコンについては一元したメンテナンスを現在のところ選択させていただいているところでございます。

以上でございます。

小川政人委員

そんなことを言うんやったら、パソコンも最初に入札した1社にして、全部同じメーカーのパソコンにしたらそれで済む話の世界であって、それはちょっと俺は詳しいことはわからんけども、全体的にそんなの今のメーカーやったら、各メーカー、配線とかそんなものきちっとやりますやろう。それは理由にならんと思うけど、まあ、いいわ。

樋口博己委員長

それでは、他の委員の皆様はどうでしょうか。

(なし)

樋口博己委員長

それでは、討論のある方はないかと思えます。

それでは、採決に移りたいと思えます。

議案第101号平成24年度市立四日市病院事業会計第1回補正予算(債務負担行為)につきまして、原案どおり決するものにご異議ございませんか。

(異議なし)

樋口博己委員長

ご異議なしと認めます。可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第101号 平成24年度市立四日市病院事業会計第1回補正予算(債務負担行為)について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

樋口博己委員長

それでは、その他事項で、所管事務調査は現時点では提案いただいておりませんが、よろしいでしょうか。

(なし)

樋口博己委員長

ありがとうございます。それでは、これで市立四日市病院の審査を終了したいと思います。お疲れさまでした。

そうしましたら、委員の皆様は引き続き福祉部に入りますので、よろしくお願ひします。それでは、理事者の皆様、おそろいになりましたので、福祉部におけるの予算常任委員

会教育民生分科会に切りかえさせていただきたいと思います。

それでは、昨日の資料請求させていただきましたものに対しての説明からお願いしたい
と思います。

市川福祉部長

昨日は資料及び説明が不十分で、採決が本日に持ち越されましたこと、部長として責任
を感じております。申しわけございませんでした。

改めて今回、配付させていただきました資料と、それから福祉部の考え方につきまして
ご説明をさせていただきます。

認知症高齢者のグループホームの建設費補助金につきまして、認知症高齢者グループホ
ーム整備状況、A4の縦のものをごらんいただけますでしょうか。

そちらの下のほうに、平成23年度までに整備済みという項がございます。これを生活圏
域ごとにまとめてございます。北圏域につきましては1カ所、中圏域3カ所、南圏域4カ
所ということで、23年度までに整備済みの地域ごとのバランスはかなり偏りがございま
した。本来、平成18年に生活圏域という考え方が出されまして、おおむね生活圏域ごと
にバランスのとれた整備をしていくというような方針が国のほうからも出されてお
ります。

平成23年度までに整備済みのグループホームにつきましては、おおむね平成14年ま
でに県が指定をいたしまして、整備をしたものでございます。平成18年、生活圏域
という考え方が出たからのこの地域密着型のグループホームにつきましては、市が
指定をするということになっております。

グループホームの整備につきまして、四日市市は整備数が足りないのではないかとい
う議会でのご指摘も経て、平成24年度から始まりました総合計画の第1次推進計画に
位置づけをして、早期に追加で整備をしていくという方針を出させていただきまし
て、平成24年度、25年度、26年度の3カ年で整備を進めていくという方針を出さ
せていただきました。23年度までの合計数が8カ所、24年から26年までの3カ
年で9カ所の指定を目指してございます。

今回、2カ所、北と南で指定をさせていただきましたが、中につきましては条件を満
たすところがなく、見送りとさせていただきました。その1カ所分につきましては、
平成25年度募集予定の北圏域2カ所、中圏域1カ所でありましたところを、中
圏域を2カ所とさせていただきますということで、25年度に送らせていただきました。

平成24年度、25年度、26年度、3カ所の整備予定といたしましては9カ所を堅持していきたいというふうに考えてございます。各地区の整備状況につきましては上の地図のとおりでございます。現状、整備をされていない地区を優先して、こちらの整備されていないところに誘致をしていくという方針であります。

昨日、評価表につきましても、選定についての評価の記述につきましてもちょっと不手際がございましたので、これについても選定が行えなかった理由について、わかりやすくまとめさせていただきましたので、またお目通しのほど、よろしく願い申し上げます。

説明は以上でございます。

樋口博己委員長

説明ありがとうございました。それでは、委員の皆様からご質疑ございましたら、発言をお願いしたいと思います。

豊田政典委員

資料をありがとうございました。

その各圏域で、圏域ごとに選定するんだよということは、募集の時点で明らかにしているんですか。

市川福祉部長

圏域ごとに指定をしていくということは募集の要項のほうで明らかにしております。

豊田政典委員

それはわかりましたが、例えば南について、今回、その評価点数がクリアしていたのが二つあったけれども、高いほう1カ所にしたという説明でしたよね。それをもって、せっかくあった予算を削減しようという話ですが、これを見ると、26年度にもう一回募集しますよね。南ね。であれば、中がなくなった分を南で先取りして、前倒しして、1カ所の予算を認めていくということは不可能だったんですか。

市川福祉部長

南を2カ所ということで認めていくことが不可能だったのかというお尋ねでございます。

もともと南圏域につきましては1カ所ということで募集をしておりますので、今回、3カ年の間でバランスをとるといたしましても、24年度については見送らせていただくことが妥当かということで判断をさせていただきました。

特に南圏域につきましては、4カ所54人ということで、非常に整備数、あるいは人数も多ございましたので、そういう判断をさせていただいたところでございます。

豊田政典委員

その判断、妥当の判断というのは、意味合いがよくわからないんですけど、例えばバランスは余計崩れていくというのはわかりますが、多いことが不利益になるとは思わないんですよ。市民にとってね。その中で、先行して南側、余計ふえていくことによって何らかの、県支出金が減るとかいうマイナス点はあるんですか。

市川福祉部長

そういうマイナス点はございません。ただ現在、老人お2人暮らしの世帯というのはふえておまして、老老介護で高齢者の方が高齢者を介護している、そのカップルのうちのお1人が認知症になられますと、やはり家に近いところに入所したいという思いは強いというふうにうちのほうは感じております。

福祉部といたしましては、余りにも生活圏域でバランスが崩れるのは好ましくないという判断で、こういう送り方をさせていただいたものでございます。

豊田政典委員

ちょっとそれは理解できないんですけど、そういう協議というのは県とはしたのかどうかということと、生活圏域でバランスが崩れるのはよくない、なぜよくない。行きたくなければ行かんらしい話でしょう。入所者が。

市川福祉部長

生活圏域でバランスをとるべきだというふうな指針があるということがまず一つ。それと、私どもの感覚といたしまして、やっぱり市民の方にとって、自分が生活している圏域に少なく、そうでないところに多いというのは、不公平感を持たれるのではないかという判断が働きました。

以上でございます。

中森慎二委員

豊田委員のご意見、僕が先日言ったのも同じなんだけど、この縦のA4の平成24年度、25年度、26年度のその整備のトータルの箇所数でいけば、南に2カ所というものが位置づけられているのであれば、24年度1カ所分の予算、せっかく県からいただいているのを減らしてまでだめだというふうな考え方にすることのほうが不合理じゃないかと思います。

グループホームに入所したいという家族の人たちは、それは近くにあればこしたことはないですよ。だけどどこでも受けていただけるならお願いしたいというのが本音ですよ、これは。だからそれは市トータルの中で整備をおくらせる話を今回していると僕は思いますよ。みすみす県から予算ついているのを、あなたたちは見送ったわけじゃない。だから南で1カ所しか応募していないからだめじゃなくて、3年間のトータルで考えたら、その南のものを引き上げてでもやるということの判断をするのが、本来のあなたたちの福祉政策の判断じゃないかと僕は思うよ。

南の圏域で2カ所ないんなら、ちょっと考え方は一つあるかわからないけれども、あるんだもん、3年間の中で。だからこれは判断ミスじゃないの、こんなの。

もっと言うと、皆さんが言っている圏域というのは何なの。生活圏域というのは何なのと。常磐と川島は、じゃあ、違うのと。この分け方も僕はよくわからんけどさ。非常にいびつな感じになっていて、人口バランスで見ているのかよくわからないけど、だから地域の生活圏域だって、中部と県と桜じゃ随分、違いますよ、これは。だからそのこのところの部分でいけば、これが言っている圏域ごとにできるだけ近く整備をというのは、僕はわからないことはないけれども、四日市としてのトータルの認知症グループホームをいかに早く整備をしていくかという3年間の計画を立てられたなら、それを県の予算を削ってまでだめだというふうなことをすることのほうが、僕はナンセンスだと思うんですよ。全く理解できない。

市川福祉部長

結果的に1年おくれるということになるわけですがけれども、25年度の予算が確保できるということを確認した上での送りでございます。この部分につきまして、判断ミスではないかというようなご指摘ですがけれども、福祉部としては福祉部の考え方があって、その

ようにさせていただいたということで、今後の3年間では必ず9カ所の整備ということにこだわり、それを実現できるように精いっぱいやってまいります。

中森慎二委員

よくわからないけど、さらに言うなら、皆さん方、圏域にこだわっていうんなら、じゃあ、平成23年度までのこのアンバランスはどう理解したらいいの、そうしたら。これを放置していたじゃないの、あなたたちは。

市川福祉部長

これにつきましては、先ほど申し上げたように、生活圏域という考え方が出てきたのが平成18年からということでございます。それ以前のグループホームの指定につきましては、県指定でありましたので、計画が出てきた段階で県が指定を行っていたということでございます。

市に独自の判断が任されたというのは、平成18年度の制度改革からということになっております。

中森慎二委員

そういうルール化がなったからというのは言いわけのきわみであると思うんだけど、スタートのときはその生活圏域ってそんなに重視していなかったということでしょう。だから市内、行政区分の中でどう整備していくかという話で、プラスアルファとしては、それはそれにこしたことはないですよという話なんだけど、だからそのことを今、持ち込んで、その圏域ありきの話だけで整備するというのは全然ナンセンスだと僕は思う。この3年間の計画で、南部、南にその2カ所整備するという基本的なところがあるんなら、今回、減額してまで見送るという考え方は、ちょっと僕は理解できない。

樋口博己委員長

他の委員の皆様。

日置記平委員

圏域の問題は重要で、私のほうに問い合わせてくるのは、遠いところへ行くより、内部

から富田へ行けといったって、それは近いところで探すというのは、いろんな施設については高齢者の施設は近くを要求してくるのが随分、多いね。病院でもそうだし。これはやっぱり重要視すべきだと思うね。

あとは審査の問題、審査基準ね。これは以前にいろんな高齢者の施設の中で、私は何でもかんでも一時、タケノコみたいにぴょこぴょこ申請してきて、補助金というところがあったときに、しっかり審査をなささいよというふうなことを僕は強く言ったことあるんだけど、それは実はあんまりたくさんできると、乱立して経営難に陥るということもあるから、やっぱり経営診断はしっかりなささいよというところ。少し角度は違うかもしれないけど、総合的な判断をしないと、やっぱり予算があるからといって、じゃあ、何でもかんでも許可するというのはよくないぞということを、過去、何度も随分、僕は口酸っぱく言ったことあるんだけど、やっぱり総合的にしっかりとした判断をしてほしいということを要望します。

樋口博己委員長

他の委員の皆様。

小川政人委員

南、北、中って生活圏域で分けておるんやけど、南は南、中は中、それから北は北でまた平等に分けようとしているんだらうと。だから中ではあかなんだということなんやろう。違うところに予定しとるわけでも、26年度は。それでだめにしたのと違うのかなと。うがった見方をすれば、そうとしか考えられないんやけど、件数は別に採用してもいいということだったということにして、それだけのことで考えてみると、それでええのかな。

市川福祉部長

日永は現在、まだ整備がございませんので、整備の可能性としてはございます。次の第2次の推進計画におきましては、高齢者人口であったりとか、あるいはほかの要因を勘案して、整備の数についてはもう少し弾力的に考えていくべきかとも考えますが、第1次のところについては、今までないところに整備をしたいというのが福祉部の思いでございます。

小川政人委員

今はないやんか。別にそれなら日永第1次でもつくってもいいわけで、そこがどういう考え方が知らんけど、四郷とか小山田とかに結構あるで、日永は近いでというのかなと思っただけで、違うんやな。言いにくいので、もうええわ。

石川勝彦委員

いろいろお話が出ておりますが、認知症高齢者のその必要性ですね。施設の必要性をどこまで汲み上げておられるかというのが、例えばこの選に漏れた日永の2者、ありますけれども、今、小川委員も言われましたけれども、あくまでも認知症高齢者の必要性、需要といたしますかね、その辺を十分、見て進めていかないかんことであろうかなと思います。

南のほうは既に平成23年度、54カ所ということですがけれども、それ以上に必要はないのかなと。予備軍は別にいたしまして、北とか中は南に比べればまだはるかに少ないですね。だから北と中は必要に迫られてこういう形で選定をされたというふうに思いますが、あくまでもやっぱり圏域云々というよりも、認知症の方々の需要に対して対応していくという視点からの取り組みをしていただくのが賢明かなと。そういうことも考えていただいて、24年度については2カ所ということになったのかなとは思いますが、今後は9カ所というようなところを、9カ所というこだわりは、偏りなくというんじゃなくて、今、言いましたように、需要に相応した形で選定をしていただくということをお考えいただきたいと思いますが、その辺のことについて、今までの流れの中でそういうお話は全然なかったんですが、その辺はいかがですか。

市川福祉部長

先ほど申し上げましたように、3カ年9カ所、これにはこだわってまいりたいと思います。26年度、最終年度になりますけれども、その時点での応募状況等を見まして、柔軟に対応をさせていただきたいというふうに考えております。

石川勝彦委員

応募状況というよりも、当然、そういうグループホームというものを設置しなくてはならないというふうな地域での社会福祉法人なり、それなりのホームを考えておられるところは、当然、受け皿として準備をしていかなくちゃならないと思いますが、3年9カ所と

いう、そういう箇所と言うんじゃないで、今言いましたように、認知症の高齢者の存在をしっかりとつかんでいくということは、これは当然、施設そのものが把握しておらなくちゃならない。周りにたくさん認知症の方がおられるのに、今まで以上に、一つあるんだけど、もう一つつくらなくちゃいけないなど、あるいは新たに立ち上げようかというところをしっかりとつかんでいただくということで、余り3年で9カ所にこだわるんじゃなくて、9カ所というのは、3、3、3というんじゃないで、今、言いましたように需要に応えるということについてどのようにお考えかということでお尋ねしたんですが、今のお話と私のお尋ねしたのとは全然ずれていますよね。3年9カ所ばかりこだわって、需要についての話は全然されていないですよね。その辺はいかがですか。

樋口博己委員長

その辺の具体的なところで。

服部介護・高齢福祉課長

済みませんでした。きのうはいろいろとご迷惑をおかけいたしまして。

選定の段階でそういったことも一つの要件として、認知症高齢者の数というのも一つ、うちも把握しておりますので、その辺のところではできるだけ認知症高齢者の多いところへ、それで既にないところへ整備をしていきたいというふうに今後、考えていきたいというふうに思います。

以上でございます。

石川勝彦委員

今、言っていただきましたように、ないところというね。たとえ1人、2人であろうとも、ないところに準備をしていただく、設置をしていただくということをくれぐれもよろしく願いしておきたいと思います。

以上です。

土井数馬委員

生活圏というのは、ここは北と南と分けていますけども、西と東でもいいわけであって、単に、日永のことが出ていましたけど、要件に満たなかったということでしょう。最終的

に、選考の場合。そうじゃないんですか。ただその生活圏域が違うからだめだったのか、その辺がちょっとようわからんのですが、これ、判定見ると、何かいろいろと、協力病院なしというようなことが要件に満たなかったから、今回は見送ったんだというふうにはっきりしてもらえばすっきりするんですけど、その辺、ちょっと聞かせてください。

服部介護・高齢福祉課長

このDにつきましては、確かにいろいろ問題点はございました。それは事実でございます。ただ、私どもの基準点として考えた場合、CとDと比べた場合、Cが上回ったので、Cを採択させていただいたというふうな内容でございます。

以上でございます。

土井数馬委員

要件満たっておったわけですか、そうすると。ようわからんですね、その辺が。だからもとへ戻りますけれども、中森委員もおっしゃっていましたが、県と中部では、そちらから見れば中区域かわかりませんが、私どもから見たら西と東とというふうな見方しますので、行政がこういうふうに線を引っ張っただけであって、全体から手を挙げているところ、要件が満たしているところがあれば、随時、認めていく方向でやっていただいたほうがいいんじゃないかと思えますけど。はっきりしますよね。

要件満たっていたところは、やはり予算があるのであれば、地域と言いますけど、全体が日常生活圏域というふうにもとれるわけですね、そこに住んでいる方は、そこにつくれば。だからその辺、ちょっとまた考え方、整理して、これから進めていただきたいと思えます。全域で見たほうがいいんじゃないかなと思えます。

以上です。

山口智也委員

私も意見ですけれども、皆さんおっしゃるように、要は行政側に市内でその入所施設が足りない、ふやしてほしいという切実な声が届いているにもかかわらず、早く整備しなければいけないというスピード感がちょっとやっぱり欠けていたんじゃないかなというふうに思います。事前に計画した施設数に余りにもちょっとこだわり過ぎて、3カ年のトータルで考えれば、1年別に前倒しして整備しても何ら問題ないわけで、そのバランスにこだ

わり過ぎずに、とにかくスピード感を持ってやっていくということが大事なのかなというふうに思いました。

意見です。

日置記平委員

要望ですけど、きのうもちょこっと話、出ていたような気がするけれど、例えばこのバツのところですか。それから丸のところですか。つまり査定基準というものがあるやんね。点数つけたら80点以上は丸ですよとか、それを超えないとバツですよとかというのが、やっぱり基準をつくっておけば、もっと我々も安心するかもしれない。

ですからここにはそれなりのバツのところの理由が書いてあるじゃないですか。それは1社なんか契約がないって、これはちょっとよくないわな、これはな。かなりよくない。そういうふうなことがあるので、今後ですよ、そういう基準というのを設けて、少ない中でも基準に満たないところに許可なんてできないやんね、こんなものは。だからそのところをしっかりとしたスタンスで、今後、こういう事業所の皆さん方に、これからやってほしい事業、やってほしいんやから、事業の皆さんに、そういう基準は、これをクリアしてもらうことが大事ですよ。実は1が何で2が何で3が何というふうなことの明示をしてあげることのほうが大事かな。そうしたら自分のところできていないものに手を挙げないやんかね。

そういう指導もあなた方の仕事の一つなので、しっかりやってやってください。お願いしておきます。

中森慎二委員

一つ部長のほうに考え方だけ担保していただけないかなと思うのは、今回の、今、土井委員も質問あったように、例えばCがなかったらDを選んでいただいけでしょう。決定的な仕様、スペックに問題がないとしたらね。ただ、南部に1地区1施設なんだという大前提の中でDが排除されただけだというふうな考え方でいくと、これからその選定していくに当たって、生活圏域と皆さん方がおっしゃっていることは僕はわからないことはないけれども、それに余りにも固執し過ぎると、整備年次がおくれてくる可能性もあるし、次、南部、手を挙げてくれなくなるかもわからないじゃないかと。

そんなことを考えていく中で、もう少し弾力的に選定を考えると。そのところ、ちょ

っとはっきり言っていただけるならもうちょっと考え直すけれども。

市川福祉部長

この生活圏域といいますのは、本市は3層構造というやり方でやっておりまして、各地区に在宅介護支援センター、そして生活圏域ごとに包括があって、そしてほかの施設も付随しているというような考え方でやっております。

先ほど中森委員がおっしゃったように、山口委員もおっしゃいました、スピード感を持って整備をしていくことが必要というその観点については、今回、1カ所見送らせてもらったという部分については、確かにそこのご指摘は当たっていると思います。

3カ年のうちに9カ所ということで、箇所こだわることではありませんが、やっぱり市民の皆さんにとって質の担保というのも必要であるし、なおかつまた病床数を確保していく、これは両方大事だと思います。両方を大事にしながら、市民のために一番いいような形で、何か行政が決めたルールにこだわり過ぎることなく、そのあたりは市民のご要望になるべく一番いい形で応えられるように部内でももっと議論を重ねていきたいというふうに思います。

中森委員がおっしゃった点については、担保させていただきたいというふうに思っております。

中森慎二委員

ですから、年度の選定に当たって、ぜひ今、申し上げたことを留意していただくということで、もう少し弾力的な部分の中で、その地域圏域にこだわり過ぎると、整備年次がおくれるのと同時に、県からせっかくいただいた予算を返納してですよ、整備がおくれていくみたいな話では本末転倒だと思うので、そのところはもう一度そういうふうに考えるとはっきり言ってもらえますか。回りくどいことはいいので。

市川福祉部長

中森委員がおっしゃったように、県からいただける補助金でございますので、四日市のために最大限、有効に使っていけるようにしていきたい、そういうふうに思います。

以上です。

豊田政典委員

今の議論に加えて、さきのお話ですけど、3圏域だけで考えてしまうと、例えばですよ、例えば四郷にまた1カ所とか、あるいは中部、橋北に1カ所ずつとかいうふうになっちゃうと、かなり東西で偏りが生じる危険性もありますよね。そんなことを考え合わせると、この白地のところ、まだないところに限定して募集するとか、そんなことはできないんですか。

市川福祉部長

平成25年度は白地のところに限定して募集をするというやり方をとってございます。

豊田政典委員

26年度も。

市川福祉部長

26年度も今のところその予定でございますけれども、もし出てこなかった場合、どうするかという議論がございますので、それにつきましてはまた検討させていただきたいというふうに思っております。

豊田政典委員

だからその圏域というものの自体も、先ほども指摘あったように、中というのは飛び地になっていたりして、いびつなところがありますよね。だからそういう圏域にこだわるんじゃなくて、地理的にバランスよくというのであれば、既にあるところを見ながら、これから西のほうが少ないねとか、ちょうど真ん中あたりが少ないねと、そんな素朴なバランスの考え方というのを導入してもらったほうがより目的に近づくと思いますから、そういう方向で、県がどう言っているのかよくわかりませんが、バランスよくというのは理解できますから、そういう方向で進めていってほしいなと思います。

小川政人委員

確認するけど、25年度は北地域の白地のところ2カ所、それから中地域の白地のところ2カ所から募集するという、そうやってしておかんと、また無駄に南の人が応募してきて、

県がこれはだめですよという話で、そこの募集の仕方をきちっと業者にわからせておくと、無駄な応募をして、とってもらえんのに応募せんならんという話になったらかわいそうやから、そこをきちっとしてもらわんとあかんの違うかな。

市川福祉部長

それにつきましては、この整備状況地図を示して、業者のほうにきちんと伝えてございますので、この白地のところで手を挙げていただくようお願いをさせていただきます。

中森慎二委員

ですので、今、小川委員がおっしゃったとおりだと思うので、だから中と北の中でプールの的に考えて、北が3カ所になってもいいじゃない。極論を言えばね。そういうふうな判断をしていかないかんということと、もう一つは、参入しようとする方々に対する、この選定のところにいろいろ書いてあるんだけど、設備的に問題があることについて、じゃあ、改善の余地があるのかないのかとか、そういう意欲を買ってあげるところの部分で、譲歩してもだめだったのかどうかとか、そういうところの考え方を持ち合わせないと、参画意欲をそぐ話に僕はなと思うんですよ。せっかく手を挙げようとしている意識がある中で、できるだけそういうことを協力して一緒にやりたいという話の中のものを、行政も、これがないからだめだ、これがだめだと、そんなような切り捨てるだけの選定の話ではなくて、どこまで歩み寄れるのか。それでも最終的にだめなら、それはだめでしょうがないんだけど、そういう選定のあり方にしないとだめやと思うんですよ。

何かこれを見ていくと、何かそういうふうにすごい見えるので、改めていただけますか、そこら辺は。

市川福祉部長

現状も業者の方との協議の中で、できる限りの説明をさせていただいていると思いますが、中森委員がおっしゃったこと、肝に銘じまして、丁寧に意見交換をさせていただきたいと思います。

以上です。

樋口博己委員長

それでは、討論のある方は。よろしいですか。

(なし)

樋口博己委員長

それでは、福祉部の補正予算ですけれども、議案第94号平成24年度四日市市一般会計補正予算(第5号)第1条歳入歳出補正予算歳出第3款民生費第1項社会福祉費(人件費補正部分を除く)、第2項児童福祉費(人件費補正部分および児童福祉総務費委託料を除く)、第6項介護保険費につきまして、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

樋口博己委員長

ありがとうございます。ご異議なしと認め、可決するものと決しました。

[以上の経過により、議案第94号 平成24年度四日市市一般会計補正予算(第5号)、第1条歳入歳出補正、歳出第3款民生費、第1項社会福祉費(人件費補正部分を除く)、第2項児童福祉費(人件費補正部分及び児童福祉総務費委託料を除く)、第6項介護保険費について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

樋口博己委員長

続きまして、議案第99号平成24年度四日市市介護保険特別会計補正予算(第1号)(人件費補正分を除く)におきまして、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

樋口博己委員長

ご異議なしと認め、可決と決しました。

[以上の経過により、議案第99号 平成24年度四日市市介護保険特別会計補正予算(第

1号)(人件費補正分を除く)について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

樋口博己委員長

それでは、福祉部の皆さん、お疲れさまでした。

済みません、その他で、所管事務調査で何か項目、聞いておりませんが、よろしいですか。

(なし)

樋口博己委員長

じゃあ、これで福祉部の審査を終わりたいと思います。お疲れさまでした。

それでは、委員の皆様、15分まで休憩とさせていただきます。11時15分再開でお願いします。

11:07 休憩

11:13 再開

樋口博己委員長

それでは、定刻となりましたので、休憩前に引き続き教育民生常任委員会を再開させていただきます。

それでは、教育委員会の審査に入るに当たりまして、教育長、一言ご挨拶をお願いします。

議案第126号 四日市市立小学校及び中学校設置条例の一部改正について

議案第128号 四日市市少年自然の家及び四日市市水沢市民広場の指定管理者の指定について

田代教育長

引き続き教育委員会、よろしくお願いいたします。

今回、付託議案2件と補正予算、それから学校規模等適正化の検討会議の報告、また四日市朝鮮初中級学校に対する補助金について、その他協議会をお願いしている状況がございます。

それですで最初、一つお断りをさせていただくわけですが、実は教育委員さんのこの委員会の傍聴についてお話をいただいております、当然、この日程のご案内もさせていただくとともに、樋口委員長と相可教育委員長も直接、会っていただいて、お話もしていただきました。ただ、残念ながら今回はちょっと日程がうまく合わすことができませんでした。その点についてはおわび申し上げます。きちっと話をしていただきましたので、ご報告させていただきます。済みませんでした。

よろしくお願いいたします。

樋口博己委員長

教育委員の出席また傍聴につきましては、先般、確認をさせていただきましたが、来年度へ向けて当委員会です議論をさせていただいて、少し考え方をまとめた上でまた協議していきたく思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたしますと思います。

それでは、付託議案について審査をさせていただきたいと思っております。議案第126号、128号についてであります。

それでは、説明は。

栗田教育総務課長

教育総務課、栗田でございます。おはようございます。よろしくお願いいたします。

それでは、私のほうは、東西橋北小学校の関係で条例の一部改正をお願いする件につきまして、ご説明を申し上げたいと思っております。

資料につきましては、まず定例会議案のその2の285ページでございます。それからもう一つ、教育民生常任委員会資料で、条例改正・指定管理議案となっておりますこの資料につきまして、ご説明を申し上げたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、失礼いたします。小規模校を解消するために、東橋北小学校と西橋北小学校を廃止し、新たな橋北小学校を現在の西橋北小学校の地に設置するという事で、四日市市立小学校及び中学校設置条例の一部改正をお願いするものでございます。

議案の126号の改正案でございますように、2校、それぞれ西橋北小学校、東橋北小学校、それぞれ川原町の25番22号と東新町26番32号でございますが、これを四日市市立橋北小学校といたしまして、今の西橋北小学校の位置でございます川原町25番22号に設置をさせていただきたいということでございます。

これにつきましては、平成24年8月の定例月議会におきまして、統合の準備経費、及び西橋北小学校の大規模改修についての設計費用の補正予算を承認していただきましたことを踏まえまして、地域のほうの保護者、それから地域住民、学校、教育委員会で構成する橋北地区新しい学校づくり準備委員会を設置いたしまして、その中で検討を重ねまして、10月31日に橋北の新しい学校づくり準備委員会の中で、橋北小学校という名前に決定させていただいております。それでこの名前で挙げさせていただいているところでございます。

なお、資料のほうでございますが、2ページのほうに現在行っております橋北地区新しい学校づくり準備委員会の今の状況を簡単にまとめさせていただいております。

現在、ここの資料では4回目まで書いてございますが、この12月11日に5回目を終了いたしましたところでございます。今のところ、校歌につきましては、全員の了解を得まして、今、教育委員会から橋本祥路さんという方に依頼して、作成をお願いしておりまして、25年の1月末には完成予定となっております。

それから、新しい校名が10月31日、橋北小学校として決定させていただきました。

それと11月27日に新しい校章のデザインが決定いたしまして、前回の12月のときに、ここにロゴが、橋北小って書いてあるんですけど、このロゴがちょっと皆さん、どうかなということで、ロゴをもう少し別の字体に変えたいということで提案がいただいておりますので、その部分は変えさせていただきますが、デザインとしましては、こういう桜の形のデザインにさせていただくということで決定しております。

なお、その中で11月13日の部分でございますが、学区外通学希望者の状況につきまして、ここも意見交換を行っております。この意見交換につきましては、次の3ページの資料の2のところに、準備委員会での意見ということでつけさせていただいております。

そこに、3ページでございますが、東橋北小学校のPTAや自治会、それから西橋北小学校のPTA、地域団体、それぞれ分けまして、それぞれのご意見をいただいたところでございます。

こういった形で、準備委員会のほうは少しずつですが進めさせていただいておりまして、3月までの間にあと5回程度、開かせていただきたいと思いますと思っております。それ以外に、細

かい案件についての検討も必要かと思っておりますので、その案件に必要な方が寄って、また別で検討会が開催されるということは考えておりますが、今のところ、このみんなが寄ってやる検討会というのがこういう状況でやられているということをご報告申し上げたいと思います。

なお、先ほど申し上げました学区外通学の件でございますが、前回、協議会を、お時間いただきまして、少しご説明させていただいておりますが、3ページ、4ページに記載させていただきましたとおり、中央小学校への学区外通学を希望する保護者が32世帯ございました。あと中部西小学校へという方が1世帯あります。準備委員会のほうの意見といたしましては、東小学校のPTAさんからは、中央小学校へ行きたいということで、自分たちの思いを聞いてほしいというご意見が出ておりましたが、ただ自治会のほうとしては、やはり地域の中を一つにして、新しい学校をつくりたい、西橋北小学校のPTAも一緒に学びたいということを書いてもらっております。ただ、地域団体さん、それぞれやはり東・西橋北小学校PTA、地域の溝というのがなかなか、心の中の問題ということもありますので、埋まりにくいということもあるので、学区外希望者の希望が、できたらかなえてあげる部分も必要ではないかというご意見もいただいております。

それからあと、3番に中央小学校へ行きたいということですので、中央小学校からのご意見も頂戴しておりますが、学校としての考えとしては、やはり学校教育と地域家庭の協働というのは大切なものであるので、なるべくやはり地域の中で学校を一つにしていくということで、西橋北小学校に通っていただくのが一番よろしいのではないかなというご意見、それから保護者からも、やはり一番いいのは西橋北小学校で皆さんが通われることが必要ではないかというご意見もいただいております。

なお教育委員会の考え方といたしましては、一番最後に記載をさせていただいておりますが、学区外通学の基準につきまして、現在のところ特別な事情とか教育的配慮とかいった部分に該当する方がほとんどいらっしゃらないというふうに考えております。ただ、小学校の教育活動というのは、やはり地域とのつながりが非常に深いと。長年の地域の課題でありますので、こういったことで学校を一つにすることで、地域の住民同士のコミュニティを育てていっていただきたいと、今後そういう方向で向かっていただきたいという思いは基本的には持っております。

ただ、12月中に結論を出すようにということで、保護者からも求められておりますし、私どもももう12月が期限と思っておりますので、今後、来週、再来週がぎりぎりになりま

すが、結果を出ささせていただきたいと思いますが、この教育民生常任委員会の場でも、できましたら委員の皆様にもご意見を頂戴し、結論を出ささせていただきたいと考えておりますので、どうかよろしくお願ひしたいと思ひます。

ご説明は以上でございます。

伊藤社会教育課長

社会教育課の伊藤です。

議案第128号でございます。四日市市少年自然の家及び四日市市水沢市民広場の指定管理者の指定についてでございます。

説明の資料は、先ほどの続きでございますが、議案のほうは、議案その3になります。議案その3のほうの1ページのほうでございます。

少年自然の家、水沢市民広場の指定管理の指定について、指定管理者の所在地ですけれども、東京都千代田区にあります株式会社小学館集英社プロダクションのほうでございます。

指定の期間は、25年4月1日から平成30年3月31日まででございます。

では、説明のほう、先ほどの栗田課長がご説明をいたしました続きの5ページのほうをごらんください。5ページのほうからは、選定委員会が提出をいただきました選定審査報告書の写しのほうをつけさせていただきましたので、これで説明をさせていただきます。

6ページをごらんください。表紙の裏でございますが、去る11月19日に、6人の選定委員さんから成る選定委員会のほうから、教育長宛て答申がございました。

次の7ページのほうをごらんください。施設の名称、指定の期間は先ほど申したとおりでございます。4番のほうに募集及び選定の経過のほうを書かせていただいております。これにつきましては、8月の定例月議会に先議をいただき、ありがとうございました。9月11日に債務負担の補正を議決をいただきました後に、この4番に書いてございますように、9月13日の木曜日に第1回の選定委員会を開き、募集要項の審査をしました。翌日から募集要項をオープンにいたしまして、9月の29日の土曜日に、現地において応募説明会を行いました。その後、質問書の受け付けをし、質問回答を経まして、10月17日から10月31日までを申請書の提出期間、募集期間とさせていただきました。その後、11月15日に応募者ヒアリングを行い、11月19日に選定委員会による総合審査をいただきました。

5番にあります応募者名(申請者順)でございます。3者の応募がございました。1者

目は株式会社小学館集英社プロダクションでございます。次に、一般財団法人、大阪にあります大阪市青少年活動協会さんでございました。3者目は、同じく東京にあります、グループ応募で、サンアメニティ・三井物産ファシリティーズグループさん。代表団体が株式会社サンアメニティ、構成団体、三井物産ファシリティーズ株式会社。この3者の応募がございました。

6番、選定審査の方法でございますが、申請書類、またヒアリングなどを行いました。

8ページのほうをごらんください。応募者ヒアリングは、先ほども申しましたように11月15日に市役所内におきまして1団体40分間のヒアリングを行いました。

(3)の総合審査のほうでございますけれども、提案内容の審査につきましては、各団体の指定申請書類、及びヒアリングの内容をもとに、選定委員会におきまして選定審査基準に掲げる評価項目ごとに5段階評価を行い、それに応じて得られた点数、ただし地域貢献は各評価基準に対して0.5点を加点で、85点満点で全項目、加算を行いまして、各委員さん、6人の委員さんの点数を合算し、それをまた85点換算をいたしました。

また、提案価格の審査につきましては、15点満点のうち、計算式を用いまして得点を出させていただきまして、これらの提案内容と提案価格の100点満点、総合計点におきまして最も高い応募者を候補者として選定した次第でございます。

選定結果は、先ほど申し上げましたように株式会社小学館集英社プロダクションさんで、8番にありますような選定結果の概要でございまして、提案内容、評価点85点満点につきましては、小学館集英社プロダクションが61.6、大阪市青少年協会さん60.6、サンアメニティ・三井物産グループさん53.8でございました。

また5カ年の提案価格につきましては、順に3億4530万円、3億5616万9000円、サンアメニティさんは3億6391万4000円ということで、点数に換算いたしますと、15点、14.5点、14.2点でございます。

総計にいたしまして、小学館集英社プロダクションが76.6、大阪市青少年活動協会75.1、サンアメニティ・三井物産ファシリティーズグループ68.0で、ごらんのような順位となっております。

9ページのほうに審査公表のほうを掲載していただいております。2段落目につきましては、小学館集英社プロダクションでございます。2段落目です。従来の内容を活用して出しているというところでございますし、また青少年対象とする事業の企画の安全面への配慮などにおいて、非常に実効性のある提案であったということでございます。

また、一般財団法人大阪市青少年協会につきましても、従前の内容を活用して非常によい姿勢であり、また比較内容について具体的で魅力的な提案であったと、そのような評価のほうがございました。ただ、提案内容の面におきましては、本当に小学館集英社プロダクションと大阪市青少年協会の差は見出しにくく、僅差でありましたが、子供を預かる四日市の施設ということで、安全面への配慮、災害への対応ということで、総合計で株式会社小学館集英社プロダクションがまさったということがございます。

市への要望ということで、この施設が指定管理者制度の更新制をとる施設でありますので、上記の点を踏まえたモニタリングをするように希望しますという審査講評もいただきました。

10ページ、11ページには、審査基準並びに審査表のほうを参考につけさせていただいております。

説明は以上です。

樋口博己委員長

説明は以上のとおりでございます。

では、委員の皆様からご質疑をお願いしたいと思います。

豊田政典委員

二つ議案が出ているので、議案第126号は僕が後で発言しますから。時間かかりそうなので、議案第128号のほうへ行きますが、報告内容については異論はないというか、よくわかるんですけど、この少年自然の家の指定管理議案については、今までの経緯がありますよね。つまり前回の管理者についての経緯がある。その審査委員と応募者、事業者との関係性というところ。そこの説明がないといけないと思うんです。僕はね。今までの経緯。

だから福祉のときにも言いましたが、説明に心がこもっていないというか、肝心なところが抜けているんですよ。その辺の精査というか、審査委員と応募者との関係性の調査をしたと思いますが、そういう報告、当然なければいけないでしょう。そこを求めたいと思います。

伊藤社会教育課長

大変、説明が不十分で申しわけございません。

選定委員さんにつきましてご説明をさせていただきます。今回の見直しにつきまして、選定委員と応募者との関係につきまして、疑義がないように確認をするという見直しがありました。これにつきましては、11月8日に確認書という書類もとりまして、応募団体の代表者理事など利害関係者でないということ、その他、公正を妨げるおそれがないということで、6人の委員さんの確認のほうをとらせていただいております。

説明、申しわけございませんでした。

豊田政典委員

それはあの後、修正の後、決められたルールをちょっと記憶していないので申しわけないんですけど、そういう確認書類を提出すればオーケーだというルールに従って、当然やっているんですよね。

伊藤社会教育課長

予算全体会の所管事務調査などで指定管理の見直しをご議論いただいたわけですが、そのときにご説明をいたしましたやり方にのっとってやらせていただきました。

豊田政典委員

理解はしますが、やっぱりそういうことはきちんと文書に書いて説明するのが当たり前だと思いますから、今後、改めてください。説明の仕方、資料。

終わります。

樋口博己委員長

他の委員の皆様。

石川勝彦委員

橋北の議案第126号……。

樋口博己委員長

済みません、議案第128号を先にさせていただけますでしょうか。済みません。よろしいですか、石川委員。

石川勝彦委員

はい。非常に僅差であったということですが、集英社の実績は大いに評価するべきところで、当然といえば当然ですけれども、僅差であったということは、ちなみに大阪市の青少年活動協会というのはどのような活動をしておられる団体で、ここに書いてありますが、具体的で魅力的な提案がなされましたと。企画内容についてね。見劣りのないものであったというふうなところから、僅差ということでしょうけれども、その点について、若干で結構ですから、ご説明いただけますか。

伊藤社会教育課長

まず大阪市青少年活動協会さんのほうは、大阪にあります協会でございますけれども、もう50年以上、青少年の健全育成にやっていた団体ということで、各地のほうでも野外活動にかかわるもの、そういったものを大阪市内の施設、市外の施設など、幾つか実績を持っていらっしゃる野外活動、青少年活動の事業のところでございます。

それから、僅差というところでございますが、大阪市活動協会さんのほうは、例えば冬場の少年自然の家のよさを知られるような冬場の外の活動のプログラム、あるいは小さい子、幼児の子が体験できるプログラム、あるいは星空ウォッチングなど、少年自然の家ならではのものを具体的に幾つか提案をされました。

石川勝彦委員

よくわかりましたが、集英社は日本の少年自然の家を二十数カ所、今、継続的にやっておられるということで、どこも問題がない。評価が高いということで、自然との触れ合いができる可能性を、次代を担う子供たちが自然を知らずしてこの世に出て人生をということに非常に大きな力を発揮していただいておりますが、今、お聞きした大阪市青少年活動協会についても、幼少の子供たちにもということですが、今、集英社のような少年自然の家の指定管理者の経験というか、現在は、先ほどのお話では大阪市という、大阪府でもいいでしょう、ということでしょうが、その点はいかがですか。

伊藤社会教育課長

提案書類の中に書いていただいておりますものをご紹介しますと、大阪市が所有する野

外活動センター、少年自然の家なども3カ所、管理していらっしゃいますし、また大阪府内の施設も3カ所、自然体験などのところも持ってみえますし、また各地のキャンプにかかわる事業などもたくさん受託をしているというご説明はございました。

石川勝彦委員

要するに大阪市青少年活動協会は、大阪市を中心にして、大阪府内ということで理解をさせていただきました。そういう点から、集英社については全国的な、いわゆる北は北、南は南という、それに合った取り組みをしていただいているという過去の実績、そして連携の中で相互啓発をしておられるという、その辺のところも考えれば、当然と言えば言えるんですが、僅差であるということが非常に気になりましたし、非常に関心がありましたので、お尋ねをいたしました。

以上です。

小川政人委員

採点だけど、集計表できておるんやわな。だから前もあれだけど、一人一人の、別に名前はいいんだけど、一人一人の点数もないと、前も1人だけ突飛な点数でがらっと変わったというのがあったんやわな。そういう経過から見ると、やっぱり豊田委員の言うように不親切な資料やなというところがね。

だからそういうのもきちっと出してさ。わかっとるんやろう。あるんやろう、ちゃんと。

伊藤社会教育課長

当初の準備が大変、不親切な形で、申しわけございません。取りまとめてございますので、今、済みません、提示させていただく準備はさせていただいております。

樋口博己委員長

じゃあ、出してください。

伊藤社会教育課長

はい。済みませんでした。

小川政人委員

見せてもらって、特段、変な点数はなさそうやし、ほとんどの人が小学館のほうに高い点をあげておるということで、了解しました。採点については。

樋口博己委員長

この資料は回収ということなんですか。

伊藤社会教育課長

恐れ入ります、提示させていただきましたが、回収させていただきたいと思います。

樋口博己委員長

なぜ回収なんですか。不都合があるんですか。回収しなければならないという。ちょっとその辺がわからないんですけど、説明いただけますか。

伊藤社会教育課長

済みません、前回のときに財政と協議して、そのときには回収でということでしたので、いただきましたんですが、今回、ちょっとまだ財政に確認していませんので、確認だけちょっとさせてください。

樋口博己委員長

じゃあ、扱いは一旦保留で。

中森慎二委員

冒頭、豊田委員のほうから話が出ていた前回の議案否決に至った反省が十分にこの資料に生かされていないというところはちょっと反省してもらわないかんと思うんだけど、そういう意味でいくと、この審査委員の方々から書面で確認をしているということなんだけど、可能なものはやっぱりつけるということと、例えばこの人たちの職業は何なのかということも、僕らは情報としてはないわけで、前も理事者のほうからそういう関係は心配されるということで提案があって、委員会で紛糾したわけではないと思うんですね。

だから最大限の情報提供というものをされるべき。前提条件がね。前回の否決に至った

反省点を踏まえる中において、僕は言っているわけなんだけど、そのところは、出せるものはちゃんと全部、出すということ。

今、小川委員がおっしゃってからそういうのが出てくるようなこと、準備してあるなら最初から出せばいい話であって、そういう姿勢がやっぱり問われているんじゃないのかなと僕は思うんですよ。それが取り組む前段の部分の話ですね。

それからもう一つは、こんな結果に僕は異論はないんだけど、これを見ていると、地域貢献で決まったのかなと。点数配分から見ると。ここの3社の部分の地域貢献の、全員、審査委員が同じ得点を入れているんですよ。1.5点、1点、0.5点と。これは非常に僕は際立って、非常に興味深く見ていたんですけども、ここの地域貢献の配点の要件が、市内に活動拠点を置き活動実績があるかとか、市内における地域貢献の実績があるかという、これは今までやっていなければほとんどないわけなので、そうすると、大阪市青少年活動協会と三井物産というのは同じじゃないのかなと。障害者雇用とかいうのはちょっと僕はわかりませんが、だから大阪と三井物産が0.5点、差がそれぞれがつくというのも何かちょっとよく理解しにくいなというところは、これを見せていただいていると感じるところなんですよ。

ほかのところは、総合得点からいくと、ほとんど差がないんですよ。だから価格の部分でも0.5点ですし、地域貢献の9.0と6.0という部分の差が最終的に影響しているような気がするので、この審査委員の方々の全て同じ点数が入っているというのは、ちょっと際立って違和感を僕は感じているんですが。結果そのものをあれするつもりはないんだけど、こんなにそろそろ結果になるのかなというのがちょっと違和感を私は持っていますが、何かコメントはありますか。

伊藤社会教育課長

委員のご質問のところは、この地域貢献の2点のところでございます。これにつきましては、4項目で実績があるかというところでございます。予定とか方針でなくて、確実に実績の有無が判断できるということで評価をしましょうという評価基準になっております。考え方でなくて、確実な実績の有無ということで今回は評価となりました。

また、この9.6点ですが、これは85点換算前の510点のうちでの9.6点でございます。地域貢献でも、この1位、2位、3位は変わらず、また地域貢献以外の部分につきましても、小学館集英社プロダクションさんが1位をとっていらっしやいまして、総合でもまた

ここでひっくり返っている、地域貢献でひっくり返っているわけではございませんということも、選定委員会の中でも議論や確認がされました。

中森慎二委員

わかりました。

ただ、その地域貢献の実績の有無という部分でいけば、大阪青少年も三井物産も同じじゃないかと。感覚的にですよ。だからそうなると、0.5と1.0の差は何なのかなというのは、ちょっと僕はよく理解できないところがあったので聞いただけです。同じレベルじゃないのかなと思うのでね。

寺村副教育長

済みません、先ほどの地域貢献のところなんですけども、10ページを見ていただきますと、地域貢献の項目ということで、4項目、1項目めは市内に活動拠点云々から、4番目の地域貢献の市内で実績があるという4項目あって、この地域貢献の部分は、今回の選定のところから初めて導入された部分ということで、この4項目に対して、8ページの上段にも書かせていただきましたが、地域貢献については、各評価基準に対して0.5点を加点と。要は小学館のプロダクションについては、この四つのうち三つが該当しとったので、0.5掛ける3掛ける6人で9点と。大阪市については二つが該当実績があるということで、0.5掛ける2で1点の6人で6点。サンアメニティさんは1項目が該当しておったと、そういう形で、今後について、一つ評価の仕方の課題という部分はあるんですけども、今回、初めて該当する点を0.5点にして換算しようねということで、全員が、1項目該当すれば0.5掛けるというような形での全員同じになったというふうにご理解いただきたいと思います。

豊田政典委員

今の話、ちょっと自分の中に邪推の部分が出てきたので、確認だけしますが、10ページの6の 、 、市内に云々というところの中には、小学館プロダクション、今までの水沢少年自然の家の管理委託を請け負った以外に、何かあったんですか。細かい話で申しわけないんですが。指定管理以外の実績があったんですか。

伊藤社会教育課長

まず の市内に活動拠点を置き、活度実績があるかというところは、指定管理以外でも、小学館アカデミー教室というものがあって、それが市内の活動実績ということで、選定委員会で評価、確認がされました。

それから の市内における地域貢献の実績があるかにつきましては、水沢のもみじ祭りの実行委員会に入って、地域で一緒にやられたこと、あるいは環境の事業であります環境シンポジウムというものがあるんですけれども、それにも参加をされたという実績が評価されております。

樋口博己委員長

他の委員の皆様、よろしいでしょうか。

(なし)

樋口博己委員長

そうしましたら、先ほど中森委員からありました審査委員のプロフィールの資料は提出いただくということで、討論、採決に移らせていただいでよろしいでしょうか。

(異議なし)

樋口博己委員長

それでは、討論のある方は。

(なし)

樋口博己委員長

ありがとうございます。そうしましたら、採決をさせていただきます。

議案第128号四日市市少年自然の家及び四日市市水沢市民広場の指定管理者の指定について、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

樋口博己委員長

異議なしと認め、可決と決しました。

〔以上の経過により、議案第128号 四日市少年自然の家及び四日市市水沢市民広場の指定管理者の指定について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。〕

樋口博己委員長

そうしましたら、もう12時になりますので、午後1時再開といたしまして、昼から審査委員のプロフィールの資料は出していただくということで。

伊藤社会教育課長

プロフィールのほう、昼から出させていただきます。

それから委員長、今の紙、済みません、大変申しわけございませんでした。回収じゃなくて、お渡しさせていただくということでした。大変、申しわけございません。

樋口博己委員長

ありがとうございます。

そうしたら、1時再開ということで、よろしくお願ひしたいと思います。お疲れさまでした。

11:55 休憩

13:02 再開

樋口博己委員長

それでは、定刻となりましたので、午前中に引き続きまして、教育民生常任委員会を再開させていただきます。

引き続き教育委員会でございますが、午前中、議案第128号の採決はとらせていただきました。可決をさせていただきましたが、それに関連しまして、少年自然の家の指定管理選定委員会の委員の名簿の資料を提出いただきましたので、これについて説明をお願いしたいと思います。

伊藤社会教育課長

伊藤でございます。追加資料ということで、申しわけございませんでした。

委員名簿でございます。6人の委員さんのお名前、肩書、それから委員選出までの経過ということでございます。

青木委員長につきましては、今回、初めての委員でございます。真田委員、林委員は行財政改革推進会議からで、去年からの委員でございます。

藤田委員につきましても行財政改革推進会議委員でございます。少年自然の家につきましてはことし入っていただきました。

一級建築士の宮田委員につきましても、昨年からの委員でございます。

また、一番下の平野 貢委員につきましては、小学校自然教室のほうからということで、小学校の校長先生として6人目の委員に入っていただきました。

以上でございます。

樋口博己委員長

説明は以上です。

中森慎二委員

ちょっと参考に。林やすこさんのはばたき代表というのは、どういう組織なんですか。

伊藤社会教育課長

はばたきといいます四日市市内の団体で、男女共同参画、はもりあで登録をしていらっしゃる男女共同などの活動をされています四日市市内の団体と聞いております。

中森慎二委員

もう一遍、正確に聞きますが、男女共同参画の活動をしている団体なんですか。何ですか。もう一遍、確認。

伊藤社会教育課長

男女共同参画センターのはもりあに活動の登録団体として登録をしていらっしゃる市内の団体です。

樋口博己委員長

よろしいでしょうか。

(なし)

樋口博己委員長

では、この資料に関して質疑を終わりたいと思います。

それでは、議案第126号四日市市立小学校及び中学校設置条例の一部改正について議題としたいと思います。

じゃあ、理事者の方、退席いただく方は退席してください。

なお、市民の方が傍聴にお見えになっております。

そうしましたら、委員の皆様から議案第126号につきまして質疑をお願いしたいと思います。

豊田政典委員

議案第126号については、現在の東小学校区の子供たちがどれだけ新しい学校に行くのかということが一つの重要な要素になってくると思うので、幾つかお聞きしたいんですけども、資料とか説明では32世帯がほかの学校へ希望しているというところまでですよね。これから12月末までに個別に話し合いをしていくとなっているんですけど、その通学区域のルールをまず確認したいんですよ。本来の学校以外で希望があった場合に、どんな流れで、どうやって決めていくのか、その拘束力があるのかどうか、このあたりをまず聞かせてください。

栗田教育総務課長

学区外通学については、学区外通学の規定がございまして、その中に項目がいろいろございます。それで、例えば留守家庭とか、建物、おうちが建築中だとか、転居の予定だとか、さまざまな理由、それから教育上の配慮といたしまして、不登校の方なんか、不登校のおそれがあるとか、不登校に現実にあるとか、いじめの問題とか、そういうものもございまして、中学校の場合は部活動への配慮、それからその他、特別な事情というものがある場合、認めているというようなことがございます。

それから、別に18年度に導入いたしました選択可能地区といたしまして、二つ学校があった場合に、その地域としては例えばある行政区なんですけれども、その校区のほうに行くよりも、例えば隣にある学校は、校区は違うんですけど、行ったほうが近いという場合に、特別に認めている地域が別にございます。

そういった形で、そういった項目に該当する方は学校教育課のほうの学区外通学のほうの担当のほうに申請をしていただきまして、内容を確認させていただいて、なおかついじめとかそういう不登校の場合は、指導課の教職員も入りまして内容を十分聞き取らせていただいて、最終的に申請をして、認められたら許可校へ行っていただくと、そういう流れになっております。

以上でございます。

豊田政典委員

11月12日に協議会をやってもらったときに、学区外通学許可基準とか選択可能地区についてはもらいましたから、内容はわかるんですよ。私も少し調べてみたんですけど、よくわからないところがあって、法律で学校教育法施行規則第32条第2項とかに、法的な全国共通の定めとして、4月1日入学の場合は1月末日までに申し立てができる制度みたいなのが出てきたんですよ。時間的には、流れというか、定めね。今回の橋北小学校だとしてですよ、4月1日入学じゃないですか。そうするとこれ、僕が調べたものでいいのかな。1月末日までに公式には申し立てを受け付けて、それをどこで審議して、その結果に従わなければいけないのかな、そのあたりもうちょっと教えて。

栗田教育総務課長

一応、4月1日に入っていていただく学校を指定するのが2カ月前までということになって

おりますので、現実的には今度の場合は平成25年の1月31日までにはうちのほうから、こちらの学校へ行っていただきますというふうな形で許可を出させていただくという流れになっております。

豊田政典委員

まだ答えは不十分なんですけど、法的な流れとしては、まず通知を出すんですよね。この学校区ですよ。それに対して、ほかの学校へ行きたい人が申し立てを1月末日までにする期間があると。そこは今の答えでわかったんですけど、それを受けて、四日市市の教育委員会では、ルールとして、通学区域審議会だと思んですけど、全国どこでもそうですから、そこで何か議論するんですよね。何か議論というか。誰が議論して、結論を出しますやんか。それに従わなければいけないのか、それともあくまでも希望というのは守られているのかどうか。

栗田教育総務課長

今、委員のおっしゃられました通学区域審議会なんですけど、これは学区外通学の、例えば転校したい子供さんの状況を審議するのではなく、地域、例えばある地域で校区がこの校区になっているんですけども、この地域だけ例えば地元からの要望とか、こちらが指定する場合もあるんですけど、地域だけこちらの校区に変えてほしいとかいうようなことがあった場合に申請をいただいて、それは通学区域の審議会にはその都度、かけさせていただいているという形になります。

ただ、学区外通学を申請される子供さんについての許可というのは、教育委員会のほうへ申請していただきまして、この許可基準に該当するかどうかを教育委員会の中で審議させていただきますので、特別、審議会というような形をとらせていただいているということではございません。

豊田政典委員

まだよくわかりませんが、じゃあ、法の定めに従って申し立てが個別にあると。既にありますよね。これに対して、教育委員会はどういう形でどういう場所でその可否を決めて、もう4回目ぐらいになりますが、それに従わなければいけないのかどうかというのが2問目。

栗田教育総務課長

場所とおっしゃられますと、教育委員会の中で決めさせていただくという形になります。

決まったとおりに従っていただくという形になりますが、ただ、申請いただくときに十分、内容をお聞かせいただきますので、十分配慮した上での結論という形の場合は、特に教育上の配慮が必要な方につきましては十分配慮した上で結論は出させていただきますので、その方向に従っていただいております。

豊田政典委員

そうすると、まだ不明な点もあるんですけども、先へ行きますが、きょう説明いただいた資料でも、12月中に結論が出せるように云々、話し合いを継続している途中ですよという説明ですよ。もう既に法で言うところの申し立てみたいなものが出ていますから、この希望としてね。形は別にして。1校は把握されている。それで、既に個別の話し合いをしている途中だという説明ですよ。

個別話し合いなんですけど、その個別の事情というのはあるかもしれないですけど、基本的には学区外通学許可基準の教育上の配慮か特別な事情かどっちかだと思うんですけど、そんなに時間のかかることじゃないと思うんですよ。そのあたりの、なぜ12月いっぱいかかるのかという説明と、それから今回の条例改正議案を出してくるに当たって、やっぱりその要件が整った上で出すべきだと思うんです。それができていないことについて、資料にしてもこちらから請求しなきゃ出てこなかった。議案聴取会でね。

これまでもいろいろ議論を重ねてきた、随分と時間をかけてきた案件、重要な案件なのに、要件が整っていないと私は思っているんですけども、要件というのは、何だろう、はっきりしていない部分があるということです。東西橋北小学校を廃止する、そして新しい橋北小学校を設置するという内容ですよ。その判断をするための重要なファクターである子供の数がどうなるんだと。果たして実質的に統合される形になるのかどうかというところが曖昧のまま提案しているじゃないですか。このことについて、何らかの言葉がないといけないんじゃないかと思うんですけど、どうなんですか。

二つ聞きました。

寺村副教育長

今回、この条例改正を上程させていただいたと。この辺は確かに豊田委員おっしゃられるように、現時点において東の保護者の多くの方が、今の西橋北ではなくて別の学校をご希望されておると。ただ、私ども個別面談の中でもお一人お一人にお話を聞いておる中では、現在のこの学区外の通学の許可基準、教育上の配慮であるとか、特別な事情とか、そういったものに全員の方が当てはまるというふうな感触は持っておりません。

ただ、やはり今までの東の方、西の方との感情のわだかまりという部分も、保護者さん同士で強くある場合と、それからその強い思いに引っ張られていくというか、みんなが一緒のほうがいいよねというふうな思いの温度差が、同じ中央小学校希望といってもあるのは現状でございますが、私ども、8月の定例月議会で、西橋北の設計の費用であるとか、新しい学校づくりの準備のための経費であるとか、その辺を議会のほうからもお認めいただいたという形で、まだ確かに全員の方が西へというふうに合意するという状況ではございませんが、条件的には私どもも早くこの時期にこの条例を上げさせていただく、先ほども1月の末にはどここの学校へ4月からは行っていただきますよという通知を出させていたかなならん、その中で、学校がどうなるのかというのが曖昧なままで就学通知を出させていただくような状況にもならないとだめということで、今回、8月の予算の認定も含めまして、今回、上程させていただいたような次第でございます。

以上です。

豊田政典委員

何を言いたかったかよくわかりませんが、最初に確認したように、ルールは大体わかってきました。つまり基準に合わなければだめなわけですよ。なのに云々という。この資料もそうだし、今の答弁もそうですけど、保護者に対して、その心情的な部分はわかりますけど、いいかっこし過ぎですよ、そんなの。だめなものはだめって言うしかないじゃないですか。理解を求めるといって、先延ばしにするのは全然、別の話で、その曖昧なままに、議会もばかにしているわけですよ。そこがわかりません。12月までわからないけど、先に委員会で審査してくれということでしょう。おかしくないですか。

さらに言えば、9月のこの教育民生委員会で請願を審査しました。それで東橋北の請願者が来て、いろんな意見、出ましたよね。今、委員長報告、手元にありますが、ここで土井委員の発言、まだ印象的に残っていますけども、きちんとその後、理解を深める時間と場所をつくっていきなさいというようなことも委員長報告に書かれていて、そのときには

我々から教育委員会の今までのことについての猛省を求める意見をそれぞれが出した。教育長からは、それに対するわびの言葉も出たので、この場面では、委員会の場面では私は賛成をした。請願を採択することに反対をした。それで予算は認めていくことになった。

けれども、全体会に行ったら、これもきちんと記憶していますが、教育委員会の説明では、おおむね理解を得ているという言葉で全議員に説明したんですよ。地元の住民、保護者、おおむね理解を得ている。教育民生の議論は全くぶっ飛んだもので、僕がそれでは信頼できないというので反対に転じた経緯があるんですけど、そういったことも踏まえて、何かおかしいというか、統合していく流れで、議会もいろんなそれぞれの苦しい判断の中で表決をして動いてきているのに、ここで約束したことが結果的に果たされていない中でまた議案提案されてきてね。それは流れの中でいいんだけど、それに対して、みずからの説明もない、今の答弁も極めて不十分ですし、そういう教育委員会のやり方というのはすごくさらに不信感を感じるところがあるんです。

そのことについての、教育長、何で黙っているんですか、いつも。

田代教育長

もともとこの統合について、私どもは昨年からやっぱり一定、準備期間が必要であるという認識のもとで、何度もこれについては議会の皆様にもご意見聞きながらということに来ていますが、しかし地元の皆さんとのできるだけこれは溝を埋めるとか、そういう努力をしてきました。

実際にやっぱりこれを動くのに、例えば半年もあると考えるのか、まだ半年あると考えるのかというご意見も頂戴しまして、精力的に入りなさいということが、いわゆる下準備はしているものの、入ったのが10月ですね。10月の5日、終わってから入らせていただいて、それはその後の経過がこのきょうの2ページ等、書いてある、ポイントですけども、最低、月2回、2回、3回と。これだけじゃなくて、細かい下打ち合わせと、教育総務課長から説明させていただきましたが、そういう中で今、来年の4月に向けてやっていると。

先ほど豊田委員が言われた、だめなものはだめということでおっしゃっていただきましたが、私どももだめなものは当然だめということでは思っていますが、やっぱりこれまでの経緯の中で、最終的に決断はもちろんさせていただくということですけども、多くの人たちの気持ちを少しでも和らげるということの中で、いろんなアンケートの声も一つずつそ

れを解きほぐす作業も、例えば施設が心配だということであれば、施設は心配ないですよ、こうですよ、これは教育民生常任委員会の中でもそういうご心配もいただいて、ご説明もさせていただきます。それも同じレベルできちっと地元にもおりにって、ご説明もさせていただきます。

ただ、そのアンケートは、これは面談はいずれにしても丁寧に、しかもきちっと一人一人の言い分を受けとめると。しかし最終的には、豊田委員、言ってもらいましたように、ルールの中で来ています。通学区域制度の弾力的運用ということがありますが、許可基準に照らし合わせた中で答えをもう出していくと。今、最終的な絞り込みといいますか、それも委員会の中でさせていただきますということなのです。

早く結論を出すということは、豊田委員言われますように、あかんもんはあかと、だめなものはだめというふうなあれでもって、最終、今、しているというふうな状況です。私どもの手順、進め方の手順が、その意味ではもっと早くと、要件を満たしなさいということは重々、大変、私どもの不手際といいますか、進め方がよくないということは承知しておりますが、来年の4月に新しい学校で開校していくためには、もう待たなしの気持ちで今、作業をやっていきますので、どうぞいろいろ可能な範囲でご意見いただいて、できることはやっていきますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

豊田政典委員

あと二つ聞かせてもらいますけど、ちょっと変わって、議案第129号で補正予算ついてますよね。これは工事費なんですけど、それからこの前、認めた設計費もね。子供の数によって、やっぱり影響を受けると私は思うんですけども、それで間違いはないですか。橋北小学校の児童数によって。

葛西教育監

確かに影響を受ける部分もあるかと思います。今、手元で私が覚えている数字では、6学年あるうち、4学年が2クラスの学校になると。ですから6学年のうち四つですから、通常学級が10クラス程度というふうにしております。それから特別支援学級が1クラスと。

これが、教室につきましては、子供の数が少なければ1クラスで授業ができますけれども、子供の数が多ければ、そこにやっぱり少人数教育ということ、二つに分けて授業をしていくということを考えますから、やはり教室の数としては一定の数が要するというふうな、

そういうふうな理解をしております。

ですから最終的には今、この12月にも整備をし、そしてまた7月、8月にも整備をしていくわけですがけれども、そこで今、考えている教室数で行けるんじゃないかなというふうな、そんなふうにして思っております。

豊田政典委員

詳しくはわかりませんが、その子供の数が、東校区の子供が何人行くかによって影響はないことはないというふうにとめましますよ。

葛西教育監

例えば今、来年度の1年生、これが合わせて32名になっています。これが、1年生につきましては全ての、東小学校の保護者の皆さんに、11月の8日に就学時健診を東小学校で行いました。それで全員の方に、統合して入学するのは西橋北小学校ですというふうな説明もさせてもらい、そして2月の学校説明会は西橋北小学校でしていただきますというふうな、そういうふうな案内もさせていただいています。そこで保護者の方はそれについて質問いただくということはありませんでした。

西橋北は、17名、今のところ予定しておりまして、15と17合わせて32名というふうな子供の数になります。

四日市市の少人数学級を導入していこうというふうな考え方になっておりますので、これは32名ですがけれども、それを二つに分けて学級をつくるというふうな。

豊田政典委員

大体わかりました。ごめんなさい。ちょっと先走った質問になりまして。予算に踏み込んでしましまして、済みませんでした。影響を受けるだろうということはわかりました。

それともう一つ、皆さんの意見も聞きたいので、もうやめますので、一旦ね。もう一個、最初のところに戻りますけど、その四日市の許可基準に合わなければ必ず、公立に行こうと思ったら、ほかの学校に行けないよということでもいいのかどうか、もう一回だけ確認するんですけど、文部科学省から平成9年に出ている通知がありますよね。弾力的な運用について。そこでは細かいことは書いていないですけど、保護者の意向に十分配慮した多様な工夫を行うこと、そんなことで、保護者の意向をくむような通学区域にしていきなさい

というのはもちろん重々承知の上でやられていると思うんですけど、一方で、四日市市はどんどん弾力的運用というのを拡大してきて、1300人以上、本来の学区以外に行っていますよね。

そんなことも考え合わせて、四日市市は文部科学省の通知というのはすごく大事にしたいと思いますから、もう一回、聞きますけど、この通知の趣旨も踏まえて、それでも四日市の現行の基準に合わなければ、橋北小学校以外には行けない、それでいいの。絶対に行けない。

栗田教育総務課長

その学区外通学の基準の一つに、教育上の配慮というのがございます。これにつきましては、子供さんに特別、影響がある場合、その学校に行くことによって起こり得る何らかのいじめとか不登校の発生とか、そういうことが主になるんですが、そういった基準に該当するような場合は、学区外通学を認めさせていただかなきゃいけないと思っております。今回のケースの中で、子供さんだけのことだけ見させていただきますと、そういう方はほとんどいらっしやらないようにお見受けしているんですけども、保護者さんの間で、非常にPTA間の関係が悪くなるかもしれないというおそれを感じられる保護者がいらっしやいますので、その保護者さんの関係と子供さんの関係というのは非常に密接に関係が出てきますので、そのあたりについて、この教育上の配慮で検討するという可能性は今、残しております。その部分を最終的に判断させていただきたいと思っております。

山口智也委員

このアンケートを見ますと、3ページに載っているアンケートで、中央小学校への学区外通学を希望するという32世帯のうち最も多い理由が、耐震性に不安があるというのが一番多いわけですけれども、この説明をしっかりと保護者に今までもいろんな機会にやっていたいているんですけども、この説明をぎりぎりまで教育委員会としてはしっかりやっていくのか、それとも今の段階では一部、学区外通学を認めていかなるを得ないというお考えに少しでも今、シフトしてきているのか、このあたりを少し、本音で教えていただきたいなというふうに思います。

葛西教育監

施設設備のこの耐震性に不安があるというふうなことにつきましては、今までも説明もしてきました。それで今回、11月の27日、これは新しい学校づくりの準備委員会、これはPTAの代表の方、それから地域の代表の方、連合の方、そういう方が見える場で、ここで説明させていただいた資料をもとに再度、教育施設課長から丁寧な説明もさせていただきましたし、それからPTAの代表の方には個別に話もさせていただいています。ごく最近もさせていただいているところです。

ですから私どもとしては、この施設の安全性につきましては、いわゆる文部科学省の数値よりも厳しい数字で私たち四日市の教育委員会は出しております。そういうことも踏まえまして、そういうこの不安への懸念というのを払拭、ずっとしてきましたし、それもやってきました。それで私どもは11月の27日のその日の説明会でそれはきちっと押さえたというふうにして思っております。

ですから、これが子供たちが中央小学校へ行く理由に値するとは決して考えておりません。こういうことでは、理由は決して私どもは認められないというふうに思っております。

それから、考え方につきましても、私どもは初めからやはり学校の指定を教育委員会のほうでさせていただくと。そのときに、やはりどうしても子供のことで、子供の学習環境に及ぶ、あるいは子供に影響があるという場合には、基準を設けて学区外のそういう基準があると。それに入る分についてはそれを適用するけれども、それ以外については、やはりきちっと指定した校区に行っていただくというようなことで理解を求めて、ずっとその方針でやってまいりましたので、そういう考え方は決して変わっておりません。

山口智也委員

保護者に対しての耐震性の説明とかという段階は一つ終わって、もう今、その一部、理由によっては学区外通学もどういう方が当てはまるのかということも考え出してきているというふうに受けとめるんですけれども、個人的な意見を言わせていただければ、無理やり全ての方を、じゃあ、西のほうへ行かせるというわけにもこれはいかないと思いますので、一部は認めていかざるを得ないというふうに個人的には思っています。

もし一部、学区外通学というのを、教育的配慮ですとか特別な事情に当てはまる場合があったとして、認めるにしても、その明確な許可基準というのを、やっぱり曖昧ではまたこれ、さまざまな憶測というか、新たなまた問題が生じてきますし、明確な許可基準とい

うのを定めて、次に当たっていただきたいなというふうに思います。

以上です。

石川勝彦委員

お尋ねすることと、私なりの意見として申し上げたいと思いますが、今、豊田委員のほうからいろいろお尋ねがあったというふうに思います。それに対して、それなりのお答えがあったと思いますが、一言で言えば曖昧というか、どうももうひとつはっきりしないという、ぼやーっとしたところが多いという感じですね。

ルールがあるようすけれども、それが現状、今の重い現状に適切にマッチしているかということ、これは非常に疑問だと思うんですね。ルールがあるから、ルール違反は許さないというならば、これ、極めて大きな問題です。縛りをつけるということ自身、問題です。それこそ子供にとっても一生に一度のことです。その親にとっても真剣です。その辺のところをしっかりと受けとめていただいて、ルールを、緩やかなルールで方向づけすること。やっぱり子供たちの幸せのために。それがまず第一でしょう。

こういう傾向は全国的な傾向として、学校としての機能を果たしていくために、行政区とか、あるいは学校区とかいうのを外していくというような状況は、日本中あちらこちらで今、進んでいます。井の中の蛙大海を知らずで、四日市は縛りをかけて、許さないというようなことはあってはいけないことだと思うんですね。

中央小学校も1年生から6年生まで単年学級ですよ。そういう意味では、少しでも新しい血を入れて、学校としての機能を高めるというのも一つの考え方として成り立つのではないか。だからそういう意味で、行きたい子供には、保護者として真剣に考えておるその家庭には学校区、いわゆる学区外通学というものも許してやっていただきたいし、やらなくちゃならないというふうに思います。

当然、橋北小学校を卒業すると、橋北中学へ行きますよね。ところが残念なことに、部活ということにおいてはお粗末きわまる状態で、何らクラブ活動もできないという状態。多少、それは東が西と一緒にあって、橋北小学校が橋北中学校になるということは若干、人数はふえるということですがけれども、四日市中見渡しても、全クラブあるところは本当に一、二校ですよ。中学校でね。中央小学校へ行ったり、あるいは中部西小学校へ行ったりする者は、結局、中部中学へ行くという形になります。そうすると、例えばサッカーか野球かということ、サッカーはあるけれども野球はない、あるいは野球はあるけれどもサ

ッカーはないというようなところが傾向としてあります。ほかのクラブも決して十分ではないということは、これは中部中学も大昔に比べれば、極めて少ない生徒数になってきております。恐らく中央、あるいは中部西小学校へ行きたいという子供は、中学校の部活のことも考えて、恐らくいろいろと面談をしておっても、そこまでは話は言っていないと思いますけれども、部活のことも考えて、中央、あるいは中部西のほうへ転校する、あるいは入学するというのは賢明な選択ではないかというふうに思います。

これからは、橋北だけの問題じゃなくて、幾つかの四日市の学校、40校、小学校はある中で、次から次からとこの問題をクリアしていかなくちゃならない、そういう中でルールがころころ、ころころ変わるようなことではいかんし、子供の幸せ、あるいはいろいろな今までのしきたりというかルールを、学校区、行政区、逆の方向へ行くことになったら、子供のことは知らんぞというような時代ではないんですね。みんなが見守っていく時代ですよね。

中部地区と橋北地区、隣同士ですよ。橋一つだけで隣同士ですよ。じゃあ、四日市中でそういう市民活動が橋一つで極端に分かれているのでしょうか。センターは違うかもしれない。しかしつながりは皆さん一緒です。だからその辺から考えると、長い目で考えてやっていただかなくちゃいかんと思います。許可基準があるとかないとかと、そういうもので縛りをかけていくということは、教育上の配慮と上手なことを言われますけれども、絶対に行けないということは、これは教育委員会として言っちゃいけないことだと思うし、方向づけとして、あっちゃいけないと思いますね。

いろいろと質問も含めまして意見も言わせていただきましたけれども、どのようにお聞き取りになりましたでしょうか。

田代教育長

通学区域制度の弾力的運用ということで、絶対ということは当然ありません。今、石川委員、言われました。基本は子供たちの幸せといいですか、子供を中心に、まず考えることがありますし、私どものほうがこの基準を持っていますけれども、弾力的運用という中で、委員からも紹介ありました全市的には1300人を超える人たちがその弾力的運用ということですね。

それは、ただし許可基準に照らし合わせて、この基準に該当しているということで、行っていると思います。それでも長い目を見たときに、1300人という数はかなり多い数と

いうふうに思います。これはどんな状況かというのは、所管事務調査の中の資料でも示させていただいていますけども、決してかたくなにそんな考えるということじゃなくて、その意味でも一人一人、丁寧に聞かせていただくということで、少し今、今回、時間かかっておりますけど、ただ教育委員会の中で、教育上の配慮、特別な事情というのは、これまでどんなような内容の事情というのがあるのかということも当然きちっと押さえた上で、判断していくということになりますし、子供を中心に考えるものの、先ほど栗田課長が言いましたように、大人、両親の影響を子供も受けるという視点も、これは大切な視点かなというふうに私自身、思っていますし、そのことも議論しているということでございます。最終判断も12月中にはということになっていますので、そんなこともやっぱり、絶対これまでの許可基準にということじゃなくて、想定できなかったような配慮も必要、あるいは特別な事情ということの一つにカウントできるのか、できないのかと、こういったこともきっちり議論して、最終決断をしてきたいということで思っています。

ただ、そこに行きつくまでに、できるだけ丁寧に、幾つかの言われた理由を解きほぐすことと並行作業で今、一生懸命やっているということでございますので、よろしく願いいたします。

石川勝彦委員

子供にとっては、一生一度というよりも、こんな選択はしたくないんですね。思いがけない災難が降りかかったというようなことで、親も一緒になって苦しんでいるわけですよ。だからどちらも真剣、そして大事なことなんですね。だから賢明な選択をしようとしているわけです。

だからそれを待ったをかけるんじゃないで、賢明な選択をさせてやって、しっかりとした方向づけをしていただく、それは子供や親だけじゃなくて、地域にもしていただく、また受けていただくほうもしていただく、その辺が教育委員会としての大きな役割ではないでしょうか。

これからももっともっとほかの地区からもほかの小学校との統廃合も、そういう問題がどんどん出てくるのではないかというふうに思います。当然、その辺のことについては、予備軍というのは、ご承知でしょう。よろしく願いしたいと思います。

以上。

土井数馬委員

石川委員や山口委員のほうから意見も出ておったんですけども、山口委員はまだ、一部認めるといような意見があったんですけど、そうであれば、今、学校区とかいろいろ許可基準とかありましたけども、そうするとほかの学校区のこと出てくるわけで、今回の問題と、その学校区とかはちょっと別の次元じゃないかなと。もしやっていくんでしたら、随分、前に小川委員や豊田委員とあった学校区の廃止とかフリー学区制にせえとかいう、そういう勉強会が設けられたんですけど、あれは頓挫してしまいましたけど、そういう違う土俵のところで、一遍これは議論していかないと。今、進めている適正配置のこともありますので、大きな議論をしていかないと、その答えはちょっとまだ出てこない。もちろん早急に整備する必要もあると思いますけども。

だから今回はもう全く違うわけですね。さっきから出ておりますけども、許可基準というのはもちろんあるのであれば、今回だけ違う方法をとるのか、とらないのか。さっき言いました全体で議論ができれば、その後、中央小学校に転校できるとか、いろんな考え方でもできるんですけども、今はもうこれ急いでいますので、それ、さっきから出ていますが、橋北のこの場合に限って、こういうルールで行くんだとか、その辺をはっきりしないと、ここだけそういうふうなことになってしまうと、ほかのところからもうわっと出てくると僕は思いますけども。あそこへ行きたい、ここへ行きたいとか。

それでは成り立たないわけですからね。今はルールができていないんですから。その辺はきちっとしてもらった必要があると思います。これはちょっと今の学校区の問題ですけども、中央小学校へ行くか行かないかの問題ですけど。

さっきの面談の結果の希望理由でも、これを一つ一つ見ていけば、耐震性に不安があるのが15世帯、さっきも出ていましたけども、こういうのは一つ一つこれ、クリアできる問題じゃないんですか。前から言っていますように、きちんと説明してきちんと対応すれば、校舎が汚いって、そんなのきれいにすればいいわけでしょう。子供が中央小学校を希望する、これはちょっとようわかりませんが、子供と話してもあれですので。中央小学校には体育の授業があるって、これもやればよろしいやないか。

あとこれ、一つずつ、西小学校ではいじめられるかもしれない、一番下の地域差別がっらい、この辺はその方へのヒアリングをきんとして、対応すればいいことであって、これ一つ一つ見ていけば、きちんと対応できる問題じゃないかと僕は思うんですけども、その辺が足りないんじゃないですか、まだ努力が。一生懸命やってみえると言いますけれども、

教育長からもさっき話ありましたけど、あと3カ月ですよ。もう3カ月になっているので、あのときはまだ6カ月とか言うていましたけど、今度はさすがにまだ3カ月あるとは僕もよう言いませんので、きちんと、いつでもいいやないですか、きちんと対応して、一つ一つその理由をクリアしていけば問題ないことじゃないかと思います。

だからさっきの特別なルールづくりをするのかね。しないのであれば、今までの基準でいくのであれば、この辺をきちんと整理していかないと、何もならんですよ、この今までのあれが。その辺だけ、ちょっと感想があれば聞かせてください。

田代教育長

基本的に今、土井委員、言っていただきましたまさにこの許可基準に照らし合わせてあくまで判断していくということになります。そうでなければ、今、言われた将来に禍根を残すことに当然なりますし、それで今、言われましたこの一つ一つの理由について解きほぐす作業、それをさらに加速化していくというふうなことをやっていくという方針で今、臨んでいます。

年内もまたもう一回あるということでございますし、今、言われたことを、まさに私もその同じ考え方で思っています。

よろしくお願いします。

土井数馬委員

それと、冒頭で申し上げましたように、この許可基準の考え方、学校区の考え方、廃止にするのかというふうな議論をする場を適正配置の問題と同時に設けていただいて、議論していかないと、いろんな、今回の本会議でも出ていましたけども、もう一つ、二つが統合するというんじゃないしに、地域越えてでもやらなあかんとこも出てくるはずですから、その場合、地域越えてするのか、あるいはもう学校区を廃止すればそれも必要なくなるのか、そういったこともすぐにでもやっていかないとだめだと思いますので、それだけやってもらえるかどうかだけ答えてください。

田代教育長

まさにこの後、また適正化計画のまとめのご報告もさせていただくということですが、地域のほうでその活性化の課題検討会議ということも、もう来年度から必要なところはも

う入っていくということがその中にもうたっておりますので、その中で、今、言われた点についても当然、協議していかんといけないというふうに認識しております。

樋口博己委員長

他の委員の皆様。

中森愼二委員

基本的には今、土井委員がおっしゃったことと私は全く同じような考え方を持っています。東の保護者の方々の中央小学校に行きたいという希望理由の一つ一つの部分は、裏返して考えれば、東小学校に統合していれば出てこなかった話であろうと推測する部分が非常に多いと思うんですね。一つ一つのその不安をクリアしていく部分の努力も頑張っていたただかなあかと私は思うんですが、決定的なものではないのではないかなと。思いはそれはいろいろ感じられるところはあると思うし、東の子供たちが西に行くことによって、新しくは橋北小学校ですが、行くことによって、教育環境が劣悪になることもないし、いじめの大きな問題があるとも考えられないし、子供たちにとってそれが不幸な選択だというふうなことは、私はちょっと考えられないと思っています。

一番大事なことは、この4ページの4番で、教育委員会としての現在の考え方の中で、「本市における「学校区通学許可基準」においては、統合すること自体を、許可基準の一つである「特別な事情」とは考えておりません」と、これが全てではないんですか。スタートラインの大基本の。

これが動くことになると、土井委員さんがおっしゃったように、じゃあ、ほかの学校区だって、私たちだって自由に行きたいところはあるじゃないかと、だけど今の学校区の制度の中で合理的に地域内における子供たちの活動を掌握して、自由にしたら、学校によっては教室が足りない学校も出てくるかもしれませんよ。その部分をおしなべる中で、一つのルール化としてやられてきたことが、この大原則ではないんですか。だからこの中におけることを少しやっぱり基準に考えて、努力して理解をいただくということが、僕は教育委員会としての最大限、努力すべきことであって、その上で特別な事情が発生した子供さんについては、それは当然、配慮する必要は僕はあると思うので、それは対応する必要があると思うんだけど、これを大原則に、やはり最大限の努力をどこまでするかということに僕は尽きると思うんですよ。

その上で、今後、石川委員がおっしゃったような、子供たちの中学校の選択性自由度というものも考えていく時代は、僕は当然、来ると思うんですよ。そのときの考え方と、今の時点でもちょっと分けて考えないと、将来の課題としてはそれももちろんあると思うので、取り組むことは必要だとは思いますが、今の時点は、やっぱりこの大原則の中のところでどういう理解をいただくのかということについて努力することに尽きるのではないかと私は思っていますので、逆に教育委員会としてぶれることなく、基本的なところについてを理解いただく努力を最大限してほしいと私は思いますけどね。

特に学校現場、教育監あたりの考え方をもう一度ちょっと確認したいんですけどね、そのところ。思いがあれば。今、私が申し上げたようなところで、学校現場でずっと見えた教育監としてのその学校区というものの原則的な部分についての考えがあれば、教えていただきたいです。

葛西教育監

この問題につきましては、実は東西の小学校の校長だけでなく、中央小学校の校長も入れて、私や副教育長と話をしました。その中でも、やっぱり特に小学校においては地域との関係が非常に密接であると。これはやっぱり今、四日市が進めているコミュニティスクールの取り組みもそうですし、それから育成会との関係もそうですので、ですからやっぱりこれは物すごく大事だと。

これがやっぱり崩れてしまうと、非常に学校としてまとまりを欠いてしまうという、そういうふうなことがあって、やはりまずは一つの、今の行政区で一つの小学校と今、橋北地区はその方向へ行っているわけですので、それをやっぱりきちっと考えると。その上で、それこそ個別の特別な事情、これについては、やっぱり配慮を、どういう線で配慮するかというようなところがというふうな、そういうふうなことを話もしています。

それと、そのときにもPTAの会員の方の意見も、やはり橋北地区で一つに統合ということなんだから、それがやっぱり原則なのではないかと、やっぱりそのところが出発点にあるべきだという、そういうふうな意見も多くいただいているというふうな、そういうふうな意見交流もしました。

やっぱり私どもとしましては、ここに書かれている希望理由、これ、先ほどから土井委員からも一つ一つ潰すべきだというふうな、また潰せると、また中森委員さんからもそのようにおっしゃられました。そのとおりで、私どもも個別にもやはりこういう理由一つ一

つについて、いや、そうじゃないというふうなことも話もさせてもらっていますし、それから、子供のいじめられるとか、そういうふうなことについても、きちっと指導課も入り、そして保護者、学校も担任を中心として何人かの体制で子供たちをいい方向に向いていく、そういう努力もして、一定の成果も見えています、子供たちを受け入れる準備もそれぞれしておりますので、私どもとしては当初、申し上げたような方向で行きたいというふうにして考えております。

小川政人委員

おおむね土井委員、中森委員と同じような考え方で、子供たちが橋北小学校に通ってくれたら一番いいんですけれども、今、教育監の考えも同じなんやけども、そうしたらそれやってからこういう議案上程してきたらいい。やりますっていうならやる。それをやってから、この廃止、設置の議案を出してくればいいわけであってね。そこが逆やもんで、うちの会派も困ったのは、かえってこのまま先に廃止、設置をやってしまうと、余計こういうよそへ行きたいという人たちの考え方をいこじにしてしまわへんかということが危惧をされるということで、うちの会派の意見はね。僕は、まあ、しゃあないやんか、廃止、設置はという話をしとったんやけど、うちの会派全体の考え方でいくと、まだきちっと説得もしていない間に、議会がこの条例を認めてしまって、かえってこういう人たちの行き場というか、余計いこじになって、できやんようになる。

今まで時間もあったのに、努力もしてこん、努力してこんと言うとかわいそうやけど、きちんと一つ一つ潰していけると自分で言うとするんやれば、そこはきちっとやってから、廃止、設置をしたほうがいいんやけど、そこで聞くけども、今、ここの時点でどうしても廃止、設置の条例が必要なのかというのは、どうなんでしょうか。

葛西教育監

先ほど豊田委員からご紹介いただきました就学通知、これは新1年生に就学通知を送ると。これが1月末までに送らなければならないというふうなこと。そうすると当然、私どもとしては、その後、この異議の申し立てというふうな、そういうふうなことを今、ご照会いただきましたが、そういう制度もあります。そういうふうなことから考えてみると、今、通例、1月の中旬ぐらいにこの新1年生に就学通知を送っております。それと同じように、現在、今、東橋北の子供たち、それから西橋北の子供たちにも就学の通知をやっば

りきちっとしなければなりません。それから考えてみると、やはりこの議会で条例を出させていただいて、そして手続もきちっと進めて、それに間に合うようにというふうなことで、ですからそういう観点から、ここを出させていただいたというふうな、そういうふうな判断で、出させていただいています。

小川政人委員

一つ、よく皆さんが使うというかな、議会が認めたで、議会が認めたでと言いながら、地元説得に入ったりするときがあるんやわな。今、言った例は、何らこのままの状態で放置しとっても構わへんと思うんや。何も西橋北小学校で就学通知出せばそれでいいわけやで、それで西橋北小学校で就学通知を出してしまえば、それで済むことで、その後、学校名が変わろうが変わるまいがテクニック上、問題ないと思うし、それから廃止条例にしたって、東橋北を廃止するのを、そんなに、じゃあ、今の話でいくと、就学通知、出さへんのやから、すぐに廃止せんでもできるわけやんか。

そうすると、もうちょっと先に、議会が決めたとする前に、先に教育委員会が努力をして、そして大半の生徒が新しい学校へ行くということになって、初めて人数も決まってということで、それも説得できやんと、このまま行ってしまおうと、別に橋北小学校に名前変えやんでも、西橋北小学校でそのまま通ってきますやんか。東の人が大半、行かへんのやったら、何も校名変えやんでもええし、校歌も変えやんでもええし、そういうことにもなりません。

だからそういうこともきちっと考えて、もうせっぱ詰まって時間がないんですわ、議会、認めてくださいと言って議会認めたら、議会が認めましたからと言ってということにならないように、もうちょっと努力してやったらええやんか。できると思うよ。就学通知なんか、西橋北小学校で出してもいいわけやろう。何もあかんことあらへんに。場所はそこやし、学校もそこやし。あかんというのやったら、理由を述べて。

田代教育長

私は、例えば新1年生の子供たちに、自分の行く学校が、今、小川委員、言われましたけど、通知もらって、こういう名称の学校で、ここへ行くんだということを、やっぱり子供たちの私、気持ち考えたときに、できるだけきちっと示した形でいきたいと。

もしそれが途中で変えてしまうといえますかね、そうすると、やっぱり子供たちの気持

ち考えたときに、私はどうかなというふうな思いも、今ふっと浮かびました。できましたらほかの学校も含めてのきちっとした、就学通知を送るときに、東西橋北小学校においても同じように自分の行く学校はこういう学校名で、ここなんだということをちゃんと通知をさせていただきたいと、こう思っています。

小川政人委員

そんな理由にならん。別に2年生から6年生の子供は自分の行っとった東から橋北に変わったら、みんな校名、変えますやん。場所は変わらへんに。だから校名が変わったって、場所は変わらへんやん。学校の建っとる場所も通う学校も何も変わらへんやんか。あそこの学校へ行くんやなど、あそこに建っとる校舎で勉強するんやなどということは変わらへんに。行く人はね。

田代さんが田中さんに養子に行ったみたいなもの、そんなに大したことはないのや。あんたの本質は変わらへんので。そういうところ、そんな枝葉のことでやらんと、まずあんたらが努力をしなよ。ここでこの32世帯も中央小学校へ行くって言うから、俺らは困っとるわけやんか。32世帯、実質行ったら統合にはならへんわさ。一つの小学校を廃止しただけの話やん。それは教育委員会の目指す複式学級がせんでもええかもわからんけども、そうですよ、実態としては。それならそれこそ3校を一つに統合するかという話になってくるところで、だから今の時点でこんな32世帯もよそへ行きたいという希望するという事態を出してくる自体が俺は何もしていないのかなと。しとるのやろうけどもな。そこがおかしい。

もう一働きして、すっきりして、説得をして、一つ一つ説得できるって教育監は言っとるんやで、もう一回努力すればええやん。それから議案、出しておいでよ。と、うちの会派はそう言っとる。

栗田教育総務課長

こちらのほうに希望理由として書かせていただいているものにつきましては、確かにこれ、この資料をつくらせていただいて、こういう希望理由は紙としては出てきているんですが、紙というか、実際に聞かせていただいたときの11月の初めのヒアリングのときはこういうことだったんですが、その後、統合の新しい学校準備委員会でお話をする中で、前々回、11月の27日のときにも、いろんな話し合いの、学区外通学の話も出ましたし、11

月13日もみんな地域の中でいたしました。

その中で、東のPTA会長さんが最終的に地域の中でいろんな意見の出る中で言われたのは、この西橋北の耐震性に不安があるとか、西橋北の校舎は汚いとか、いろいろ理由が書いて、こういう理由で意見が出ていますというのを、地域にうちはお便りを出しているものですから。そうしたら東のPTAさんは、やっぱり同じ地域の人たちから、こんな理由で、いかんというのは、おまえらは勝手もんやみたいなことを言われたというようなことを言ってみえました。

その中で、PTA会長さんが言われたのは、僕らの本当のところは、この耐震性に不安があるとか、校舎が汚いとか、そんな理由と、それは言ったけど、でもそれは本音と違うんやと、こんな理由で西橋北小学校へ行かないと言ったら、僕自身だってこんなもんだの勝手もんやって自分たちもようわかつとるし、そんなつもりじゃないと。ただ、もうこれは延々と続く地域の中の、本当の昔から、自分が子供のときから受けてきた地域の中、差別という言葉が書いてありますけど、そういうものが根底にあって、それの中で、つらいんやということをしごく言われました。

私たちも、私たちがどうこうできる部分の問題と、もうどうしようもない、ある意味、根深い問題との中で、やっと本音が出たということだったんです。ですので、ほかの保護者さんもこういう形で耐震性とか言っていますが、全ての保護者さんが人種差別のことを言っているわけではないんですが、特に今のPTAの役員さんたちは、そういう思いを受けてきた方が役員になって今回、来られたので、中心になって活動しているので、ほかの方たちも引っ張られてという状況がやっと見えてきましたので、私どもとしましては、中央小へ全員、行かなきゃいけないという必要はないというふうに判断してしまして、ただ、その差別の問題で本当につらいと言って、PTA会長は泣かれました。そのとき。男性でしたけど。

それを見たときに、ああ、これはもうちょっと私たちも考え方、変えなきゃいけないなと思って、ここで地域にそのときに、東から西へ統合することには、もう僕たちはそれで納得しとるんやで、統合はもういいと。ただ、この部分だけわかってほしいということと言われたので、私たちはもう統廃合の問題とちょっと別の問題として捉えさせていただきたいというふうにも考えているような状況があります。

ですので、地域はもう新しい学校をつくろうと思って一生懸命、1週間に一遍、本当に欠席もほとんどなく集まっていたいただいて、東の人もいろいろ問題抱えているけど、新しい

学校づくりの準備会には休まず出てきてもらっていますので、何とか新しい学校、橋北小学校という形で、もうお認めいただきたい。

1月に就学通知を出すのに、西橋北小学校という名前では、もう私たちも出させていただけないし、地域の皆さんもそれでは失望されると思うので、何とか議会でお認めいただきたいと。ただ、議会が認めたからこうなんですというような説明は、私は地域では一切しておりませんし、私たちの意向でこういう形でやらせていただいておりますので、どうかご理解いただきたいと思います。

何とぞよろしく願います。

小川政人委員

一生懸命、栗田さんが頑張るのはわかるけども、そうしたら、新しい結果を出しておいでよ。こんな古いことで議案の資料として出してこんと、そこまで言うたPTA会長と話をして、そこまで変わったんなら、違うものを出してきたらええやないか。それ、時間あったやろう。11月から12月、もう中旬やない。議案の前にそういう結果をきちっと出してきて、そうやって決まればええやん。出してこんと、この古いものを出してきて。

それからもう一つ、変わったのは、根深いものがあるで、これよりも説得しにくい、潰しにくい理由やという話をしたやろう、今。そうすると、そこは変わらへんのや。だから統合というのは、両方の小学校の子供たちが通って初めて統合なんや。名前だけ変えたら統合ということではないんや。大半が行かんと言うんやったら、これは統合とは、ただの転入や、そんなもの。そういう考え方をせんとあかんと違う。そこの努力をもっとしてほしいのやわ。

樋口博己委員長

済みません、1時間たちましたので、ここで少し休憩をとらせていただきます。2時20分再開をお願いします。

14:10 休憩

14:20 再開

樋口博己委員長

それでは、定刻になりましたので、会議を再開したいと思います。

それでは、教育監から、先ほどの小川委員に対する答弁をお願いします。

葛西教育監

両地区の子供たちが一つの学校に行く、それがやっぱり統合なんだと小川委員さんおっしゃられましたけど、まさしくそのとおりで、私どもはそのスタンスですずっと来ております。実際、東のPTAの会長さんと個人的にお話しする段階でも、それこそいろいろあると、親の世代までの人間関係のあつれきがあると、ただどもここで今、断ち切らなければ、子供たちの将来、この点から考えてどうなんですかというふうな問いかけのほうもさせていただいています。

それで、やはり子供たち自身が周りの友達と実際にかかわって、いろんな場面を取り組むことを通して、あるべき姿や望ましい姿を求めていく、そういう力をつけていく、そういうふうな学校教育でありたいというふうな、そういうふうな思いも、話もさせていただきましたし、それから成長して大人になって、地区で生活していく場合、前の世代と、それから自分たちよりも後の世代が、一つの学校なのに、まるでこのときのこの時代だけがほかの学校へ行っていると、そういうふうな溝ができると、それを後々まで子供に背負わすことにもなるのではないかという、そういうふうな話もやはりしっかりさせていただいて、一つの学校でというふうな、そういうふうなことで話のほうもさせていただいておるということをごここでちょっとつけ加えさせていただきたいと思います。

小川政人委員

だから、僕も死んだ嫁さん、橋北なんや。東新町であってな。東橋北小学校、橋北中学校の卒業生で、そんな古い時代から地域でいがみ合い、西と東でいがみ合いがあったって聞いたことはないでさ、今まで初めてそんな地域、多分、地域でいがみ合っているのはここ10年ぐらいの西にするか東にするかというときの問題点やろうな。

それで、それは栗田さんの言うように、橋北小学校で就学通知出せたら一番ええよ。そんなの、俺らはそういうふうにかじを切ったんやで、それはそれで、そうやってなってくれたら一番ええけども、出してきたものがこれやで、うちの会派の人もびっくりしとるわけや。いまだにまだこんな学校へ行く行かんかというところで決まっていな、答えが出

ていないんやというところが俺らの一番の悩みで、あんたらがこの大半を説得して、よそへ行くのはもう3人か4人やと、本当に微々たるもんやという結果をきちっと出しておいでくれたら、それは廃止も設置も喜んですぐやるわさ。

せやけども、そうじゃなかったもんで、このまま議会議が先走って、うちの会派の意見な、議会議全体の意見と違うけど、議会議で先走って設置、廃止をしてしまっ、余計、考え方を換えれやんようにしてしまうという部分についての危惧があったわけや。そこやさ、だからもうちょっと努力してよと言っとるのやけど、西で出したいって念願しとる割に努力が足らなかったという、橋北小学校で就学通知を出したいと言う割に、結果はこういう結果やったで。

それで11月にもう大分、変わったんやと言ったら、すぐ動かなあかんわ。PTAの会長をつかまえてさ。たった40世帯ぐらいのものやんか。議会議で忙しかったか知らんけどもさ。そういう努力もせなあかんのと違うの。

田代教育長

小川委員、言われますように、私たちは私たちに一生懸命努力していますが、さらに今後、引き続き東橋北小学校の保護者の方の不安を少しでも取り除くという思いで努力していきたいというふうに思います。

基本的には、学区外通学の許可基準においては、当然、統合すること自体は許可基準の一つである特別な事情に当たらないというふうに思います。その方針は変わりません。それで、できたらこれはこの統合を一つの機会としまして、橋北地区の皆さんのコミュニティーをいい方向へ育てていっていただけるように私ども考えておりますので、どうぞこの議案をお認めいただきますように、よろしく願いいたします。

土井数馬委員

さっき、栗田課長にちょっと苦言を呈するんですけども、本当の理由があるんだったら、それを最初に言ってもらわんと、僕、熱弁振るって言ったのに、この希望理由は、こんなもの一つずつ行けるやないかと言ったら、教育長はそのとおりですと言ったの、違ったわけやろう。それ、書いておいてくれなあかんわ、それ。そうしたら東のPTAの会長さんが泣きながら訴えたど、本当は覚悟はできているんやと、西へ行く、そういうふうに書いておいてもろうたら、別にここまで僕も言うことはなかったわけで、だから本当の理由を

先に書いておいてもらわんとちょっと困るなど。

苦言です。

中森慎二委員

小川委員が奥様のお話されたので、僕もしておこうかなと思うんですが、うちのおふくろも東新町の出身でして、昔でいう第八小学校、橋北東の小学校の出身なんですけど、地域間の東西のいろんな課題というのは、非常に根深いところがあったんだろうなというのを、僕もいろいろお話聞いていて実は感じていました。

ただ、それは今の時代の中で薄らいでいたんだけど、この東西の統合という話の中で再燃をしてきたところがあると思うんです。ここの根っこのところが、やはり大人の理由、大人の考え方が子供たちの中央小学校にという流れを大きく左右しているところが働いているというところに僕は不幸になってしまったところがあると思うので、やはり教育長も先ほど言われたけれども、今回の統合が名実ともに橋北地区の親御さんも含めた統一的な考え方を持った融合になる、そういう統合をやっぱり目指していただきたいなと。

単なる複式学級の解消というだけではなくて、そのことを契機にこの問題は出てきたわけですけども、そういう地域的な課題もやっぱり含んでいろいろ進めていただけるような統合になってほしいなと私も思っているところがありますので、ぜひ努力していただくところは最大限、努力をいただくことと、それから、冒頭申し上げた通学校の許可基準のぶれない考え方を教育委員会として持つ中で、特別な子供さんについての事情は配慮いただくと。ここのところの部分は少し整理をしながら、いい統合になったなと言っていただけるものをぜひ最大限の努力でつくり上げていただきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

豊田政典委員

最初、話したときに、予算に反対したという話、しましたが、僕は反対したけれども、議会で可決されたから、それは議会人として、1人の議会の人間として、可決されたことを背負おうとして過ごしているんです。それは誤解なきようにしていただいた上で、いろいろ説明があったんですけど、やっぱり実質的に統合と言えるものなのかどうかというところがはっきりしないと、判断しかねるんです。いまだにね。この後の議案第129号の予算にも関係あるということなので。

それで、もとへ戻りますけど、許可基準があって、これに該当するかどうか最終的に決めるのは教育委員会ですよね。それで、今までの間で、まだ判断しかねる件数が33世帯いる中で幾つかは絞り込まれていると思うんです。もう33世帯のうちの幾つかは判断として橋北小学校に行ってもらおうことになるということ、ある程度、数字を言ってください。そうじゃないと判断しかねるので、やっているやろう。当然。

寺村副教育長

今、豊田委員に、33世帯のうち今どれぐらい、どんなふうに考えてみえるんやというご指摘をいただきました。私ども、その個別懇談をしたときに、本当に例えば子供さんが自分1人で中央小になっても行きたいとか、あと自分と、親御さんですけど、親御さんが今の西小のPTAとはとても人間関係が築けそうにないとか、そういった強い思いの見える方が、三十幾つのうちの1桁かなというふうに思っております。

まだ幾つというところまでは行きませんが、多くても1けたどまりというふうに考えております。まだ少し精査をさせていただいておる段階でございます。

豊田政典委員

何か変な答えだと思って聞いていたのですが、そんなの関係ないじゃないですか。基準に合うか合わないかだけの話だから、保護者の気持ちとかそんなの関係ないでしょう。違うの。冷たい言い方をしていますが。

寺村副教育長

申しわけありません。その基準で今回の教育上の配慮、特別な事情というのは、親御さんがそれほど強い嫌な思いを持っておれば、当然、子供さんにも影響が出てくるとい、子供さんにも当てはめた場合の基準で、それぐらいの数やという意味でございます。

言葉足らずで申しわけありません。

豊田政典委員

そうしたら、20世帯以上は橋北小学校という校区で通知をすることを内々には決めていると。20世帯以上。23世帯、24世帯以上にしましょうか、じゃあ。でいいんですね。

寺村副教育長

数字の少々は動くかもわかりませんが、おおむねそのような状況かなというふうに思っております。

豊田政典委員

あんまりつらい議案、出さんといってください。議会もつらいんですよ。意地悪しているんじゃないで、つらい決断をみんなしているんです。頭悩ませているんですから。それで悪用もせんといってくださいね。

樋口博己委員長

じゃあ、最後でお願いします。日置委員の質疑の後に討論、採決に移りたいと思いますので、よろしくお願いします。

日置記平委員

始まってからずっと聞かせてもらったり、私なりに判断したり、地域の人たちの交流会もやったりして、今日を迎えているんですが、私は常にこれはいけないと思って。初めからいけないと。何がいけないんやといったら、学校経営の総合経営からしていけない。単純な話は、右にある学校は新しくて、左にある学校が古くて、まずここから大きな間違い。

それで、きょうのいろんな説明を受けましたけれど、あなた方もそうですよ。今、豊田委員がいみじくもああいう発言をされたけど、そういうことですよ。我々も悩んでいるんですよ。しかし、あなた方は正しい政策をこの場に提案してもらわなきゃいけないんですよ。まず正しいと思って、何とか認めてほしいと言っているんですよ。だけど私は間違っていると言っているんです。

それで、議員もそうです、あなた方が正しいと言って、正しい説明をしてくださったら、我々は正しいという評価をするじゃないですか。議員も正しい判断をしなければならぬ責務がありますよ。正しい答えって一つしかないんやで。でも我々は認める議員と認めない議員があるんや。これから10年たって、それがどういう結果になるかですけど。

だから統合というのは、10年たったら恐らく大きくそれは色はまざっていくだろうと思う。ここに大協石油という会社があった。統合したやんか、丸善と。10年かかると言われていたましたが、それでもまだ残っているね。そういった問題は物理的には。

だからきょう、精神的な問題も言われましたが、初めから正しい政策を提案してもらったら、我々もそんなに悩むことはないし、こんなに多くの議論もすることもないし、そして地元だってもっとスムーズにいったはずやん。正しい答えを我々はしなきゃいかんのですよ。間違っではいけないんや。それだけ悩むんや。だから悩ますなどは言わないんですよ。より正しい方向に私たちは判断して、あなた方と一緒にスクラム組んで政策つくっていかなきゃいけない。

このところ、そういう合わない、私にとっては正しくない提案が幾つかあるということで悩んでいます。だから私は正しい判断をしたい。

以上です。

樋口博己委員長

ありがとうございます。

それでは、ただいまから討論に入りたいと思います。よろしいでしょうか。

(なし)

樋口博己委員長

それでは、反対表明がございましたので、挙手にて採決をとりたいと思います。

それでは、議案第126号四日市市立小学校及び中学校設置条例の一部改正につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

樋口博己委員長

ありがとうございます。賛成多数ですので、本件は原案どおり可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第126号 四日市市立小学校及び中学校設置条例の一部改正について、採決の結果、賛成多数により可決すべきものと決する。]

樋口博己委員長

それでは、続きまして、予算常任委員会教育民生分科会へ移りたいと思います。

教育長、理事者の皆さんは、これは先般、ご指摘がありましたけど、理事者の方は最小限にとどめるということで確認があったんですけども、そういう人選でということによるしいですか。

議案第94号 平成24年度四日市市一般会計補正予算（第5号）

第1条 歳入歳出予算補正

歳出第10款 教育費

第1項 教育総務費（人件費補正分を除く）

第2項 小学校費（人件費補正分を除く）

第3項 中学校費（人件費補正分を除く）

第4項 幼稚園費（人件費補正分を除く）

第5項 社会教育費（人件費補正分を除く）

第6項 保健体育費（人件費補正分を除く）

田代教育長

今回の補正予算は、非常に教育委員会、10款の1項から6項まで細かくありまして、最終的に各課は最大でも1名ないし2名というふうなレベルで来ていますので、申しわけございません、よろしく願いいたします。

樋口博己委員長

わかりました。

それでは、予算に入りたいと思います。

それでは、議案第94号平成24年度四日市市一般会計補正予算（第5号）につきまして、説明をお願いしたいと思います。

栗田教育総務課長

それでは、よろしく願いいたします。それで、資料なんですけれども、補正予算につきましては、補正予算書の（2）という予算書が、これですけど、これがまず資料でござ

います。それからもう一つ、教育委員会のほうからお出ししております、それから11月の補正予算参考資料というものですが、これでございます。これに基づきましてご説明をさせていただきますと思いますので、よろしく願いいたします。

補正予算の概要につきまして、まず私のほうから一括してご説明をさせていただきます、その後、各課長のほうから個別にご説明を申し上げたいと思います。

補正予算書(2)は52ページから57ページ、それから補正予算参考資料でございますが、これが34ページから40ページとなっておりますので、よろしく願いいたします。

それとあともう一つ、教育委員会のほうからA3のこういう大きな資料を出させていただいておりますが、これが、めくっていただきまして、左側に補正予算の概要としまして、第5号分、それからこの後、追加で上程させていただいております第6号というふうに両面、左側と右側、分かれておりますが、そのまず左側のほうの第5号の部分の一覧もあわせてごらんいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

まず第5号のこのA3の資料の左側の予算概要をごらんいただきたいと思います。人件費関係といたしまして、これは臨時職員の賃金でございますが、教育総務費が2項目、小学校費、中学校費、幼稚園費が各1項目でございます。また社会教育費、保健体育費が各1項目で、全部で7項目、合計141万6000円の減額補正を上程させていただいております。

主な人件費補正の内訳でございますが、教育委員会事務局内の正規職員の欠員等に係る臨時職員の賃金や、少人数学級拡充に伴う常勤講師の賃金の増額補正、また小学校給食調理員の補助、小中学校の事務補助、幼稚園の臨時教諭等に係る賃金等の減額補正でございます。

また社会教育費につきましては、学童保育所事業として、国・県の補助制度改正、建設費補助やAED購入費などの市の独自施策等に係る増額補正、さらに保健体育費につきましては、ことしの9月30日に来襲いたしました台風17号によります運動施設損壊のための改修費の補正を計上させていただいております。

補正予算第5号につきましては、概要は以上でございます。

続きまして、各課長から11月補正予算参考資料、これはA4のこの資料でございますが、これに基づきまして個別にご説明をさせていただきますと思います。

まず教育総務課のほうから、人件費部分についてご説明をさせていただきます。予算の参考資料のほうは34ページからでございますので、よろしく願いいたします。

まず事務局の管理運営費でございます。これにつきましては、教育委員会事務局の正規

職員 1 名と O B 嘱託 1 名の欠員に対応するための代替臨時職員 2 名の増員を行ったもの、及び少年自然の家直営化による職員の欠員に対応するため、2 名の臨時職員の雇用に係る分の増額補正を上げさせていただいております。

また加えまして、社会保険料率の引き下げ等に伴う共済費の減額補正によりまして、全部合わせまして 279 万 8000 円の増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、36 ページをごらんいただきたいと思います。小学校管理運営費でございます。主な内訳といたしましては、大規模校への学校事務補助につきまして、川島小学校、それから常磐西小学校の分でございますけれども、当初 10 校を予定しておりましたが、この 2 校につきましては県からの事務補助の配置がございましたので、その 2 名分の経費の減額を行うものでございます。また給食調理員補助につきましては、当初、予定をしておりました調理員補助の予算が当初の見込みを下回ったことによりまして、その減額でございます。

次に、37 ページでございます。中学校管理運営費でございます。内訳といたしましては、大規模校への事務補助につきましては、山手中学校にも当初、事務補助を配置しておりましたけれども、こちらも県のほうから配置がありましたので、それによりまして、かかる予算分の減額をするものでございます。また鍵の開閉を行います用務員補助につきまして、これは 1 校、これは塩浜中学校でございますが、周りに適当な人が見つからず、配置ができなかったということございまして、それに伴う減額でございます。合わせまして 104 万 8000 円の減額補正をお願いするものでございます。

続きまして、38 ページでございます。幼稚園管理運営費でございます。主な内訳といたしましては、混合保育クラスの担当臨時教諭や、障害児の加配の臨時教諭の見込み数が予定を下回ったことによりまして、1609 万 5000 円の減額補正、また平成 24 年 4 月からの納屋幼稚園の休園によりまして、幼稚園用務員 1 名分の予算の減額を行うものでございます。その他、正規職員の病気休業等の代替臨時職員の増員がございまして、合わせまして 1629 万 6000 円の減額補正をお願いするものでございます。

私のほうからは以上でございます。

石黒学校教育課長

失礼します。35 ページをごらんください。戻ってください。

少人数学級拡充事業におきまして、中学校 1 年生 30 人以下学級編制を行っておるわけで

すけれども、当初見込みが12学級で12人だったところを、人数の変動により14学級に増加したということで、2名分、1名分400万円ということで、2名分の800万円の増額補正ということでお願いをしたいと思います。

以上でございます。

伊藤社会教育課長

社会教育課の伊藤でございます。

39ページをごらんください。学童保育事業の補正でございます。内容といたしましては、国・県の補助制度の改正と実績見込みによりまして、学童保育所運営委員会に対する補助金額の変更が必要となります。またA E D購入費補助の対象拡大といたしまして、バッテリーやパッドも補助対象とするという対象拡大を行いたいというものと、あと楠町の学童保育所の移転先の大規模改修、この増額によりまして、所要額の補正を行うものでございます。

国・県の補助制度に関しましては126万3000円。中ほどの表は参考につけさせていただきました。

(2)で、市独自の施策における実績見込みによる増額ということで、建築費補助200万円。これは増築、大規模改修時の上限額200万円でございます。あとA E Dの購入費補助としまして56万7000円で、補正予算額383万円でございます。

小垣内スポーツ課長

スポーツ課、小垣内でございます。

40ページをお願いいたします。運動施設整備事業の補正でございます。台風17号で鈴鹿川が増水したことにより、河川敷の運動施設が損壊いたしました。これに伴う補正でございます。

特に(4)、下の写真で2枚ですが、本郷の河川敷グラウンド、これが約2万㎡、大きさがいいますと、サッカーコート2面大ぐらいの広さになります、ここが全て2m程度の増水になって、全て砂は流されて、その上に、下の右側の写真、見ていただくとヘドロが約10cmぐらい堆積したということで、これを全て取り払って、もう一度、敷き詰めるといって改修工事が必要となりました。

補正予算額としては790万円でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

樋口博己委員長

そうしましたら、議案第94号、ただいまの説明につきましてご質疑をお願いしたいと思います。

(なし)

樋口博己委員長

ご質疑はなしと認めますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

樋口博己委員長

それでは、採決に入りたいと思います。

議案第94号平成24年度四日市市一般会計補正予算(第5号)、第1条歳入歳出予算補正、歳出第10款教育費、第1項教育総務費(人件費補正分を除く)、第2項小学校費(人件費補正分を除く)、第3項中学校費(人件費補正分を除く)、第4項幼稚園費(人件費補正分を除く)、第5項社会教育費(人件費補正分を除く)、第6項保健体育費(人件費補正分を除く)につきまして、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

樋口博己委員長

ご異議なしと認め、この案件は可決するものと決しました。

[以上の経過により、議案第94号 平成24年度四日市市一般会計補正予算(第5号)、第1条歳入歳出予算補正、歳出第10款教育費、第1項教育総務費(人件費補正分を除く)、第2項小学校費(人件費補正分を除く)、第3項中学校費(人件費補正分を除く)、第4項幼稚園費(人件費補正分を除く)、第5項社会教育費(人件費補

正分を除く)、第6項保健体育費(人件費補正分を除く)について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

樋口博己委員長

それでは、続きまして、議案第129号平成24年度四日市市一般会計補正予算(第6号)につきまして、説明を求めたいと思います。

議案第129号 平成24年度四日市市一般会計補正予算(第6号)

第1条 歳出歳入補正

歳出第10款 教育費

第2項 小学校費

栗田教育総務課長

では、補正予算第6号でございますが、これにつきましては、資料としまして、補正予算書の(3)という薄い資料がございますが、そちらを見ていただきたいと思います。こちらでございます。薄いこれでございます。それから、先ほど申し上げましたこのA4の大きい資料の1ページの右側に概要が載っておりますので、A3のほうの資料とあわせてごらんいただきたいと思います。よろしいでしょうか。

樋口博己委員長

資料のほう、よろしいでしょうか。では、説明をお願いします。

栗田教育総務課長

これにつきましては、10月に閣議決定をされました国の経済危機対策地域活性化予備費等によりまして、小学校3校の大規模改修工事を行うものでございまして、3億9840万円の増額補正を計上させていただいております。

これにつきましては、概要として、先ほどのA4の資料の右側に載せさせていただいておりますが、あと個別に今から施設課長のほうから説明をさせていただきたいと思います。

よろしく願いいたします。

畠山教育施設課長

教育施設課長の畠山です。よろしくお願いいたします。

お手元にお配りしておりますA3の1ページでございます。右側でございます。今回、小学校費、そしてまた学校建設費、工事請負費ということで、大規模改修事業につきまして、合わせまして3億9840万円の補正をお願いするものでございます。

この案件につきましては、先ほど栗田課長のほうから説明がありましたように、国のほうで予備費を取り崩すということで、10月にこういった案件が出てまいりました。その後、申請をしていく中で、11月28日に内定通知をいただきました。その結果をもちまして、今回、補正予算を上程させていただいたところでございます。

内容につきましては、三重小学校、日永小学校、西橋北小学校ということで、三重小学校、日永小学校につきましては、来年度、25年度予算で予定をしておりましたが、今回こういった補正の機会を得まして、予算づけをお願いするものでございます。また西橋北小学校につきましても、8月定例会におきまして設計費等をいただいております。それに対しまして、この3校いずれの校にいたしましても来年夏休みを中心に工事を行うという予定でございます。

まず三重小学校大規模改修工事でございます。この3億9840万円のうち1億8450万円という予算を予定しております。3棟にわたります合わせまして3553㎡の大規模改修を行うところでございます。この学校につきましては、このたびの大規模改修にあわせまして、以前より懸案となっておりました給食用リフトの設置もあわせてやる予定としております。

日永小学校につきましては、8420万円ということで、この学校は1棟でございますが、1509㎡の大規模改修を行う予定といたしております。

西橋北小学校につきましては、昭和33年、34年と2棟にわたって構成されておりますが、このたびの補正におきましては33年のほう、2917㎡を行うものでございます。

内訳といたしまして、全体額3億9840万円に対しまして、国からの補助といたしまして1億625万4000円をいただく予定としております。またその以外の部分、市債といたしまして2億8160万円をいただくこととしております。一般財源としまして1054万6000円ということでございます。

今回は学校施設環境改善交付金という形でいただくこととなっております。これにつきましては今回、確実に補助を受けられる、そしてまたこういった補助以外の起債、国からの市債の部分でございますが、その部分につきましてもより多く市債が組める、そしてま

た後年度においてそういった返済についても国のほうから一定のお手伝いがいただけるということでございます。

続きまして、2ページをおあげください。今回、実施いたします三重小学校大規模改修工事の概要でございます。図面中央部、グリーンで塗った部分が今回、対象の部分でございます。1と2と1と、この3棟について、それぞれ大規模改修を行うところでございます。外部でおきますと、図面、写真の一番左上のように、防水改修、そしてまた外壁、足場を組みますので、打診調査を行いまして、クラック等の浮きがあれば、それを直していくというようなところでございます。また、渡り廊下等についても少しさびが出ておりますので、これらについても塗装がえを行う、そしてまた防水につきましては、夏場の学習環境の改善ということから、断熱性を持った防水を行うところでございます。

あわせまして、こういった高架水槽、右側でございますように、この機会に高架水槽を取りかえます。そしてまた、先ほどご紹介いたしました給食用リフトにつきましても、こういった部分に新たに給食用リフトを設けまして、安全な給食の配膳に努めるところでございます。

続きまして、3ページをおあげください。それぞれの教室部分でございます。こういった形で、教室につきましてはこういった床を再度、研磨いたしまして再塗装する、また天上也塗りかえるというような形でございます。またロッカー、掃除用具入れ等もやり直していくと。そして大きな改善点といたしまして、木製の廊下と教室を間仕切っておりますので、そういった部分が老朽化していると、そしてまた採光も余りよくないということから、新設校と同じような構成の間仕切りに取りかえるところでございます。そしてまた照明器具等の取りかえを計画しております。

写真で見ますとなかなか、デジタルカメラで撮りますときれいに見えますが、現状としてはかなり老朽化が進んでいるような状況でございます。また、一番の課題となっておりますトイレにつきましてもドライ化を進めているところでございます。

そしてまた、先ほど教室の部分で照明器具改修という部分に触れました。このたびの議会においても、多くの議員の皆様からLED照明の導入ということはたくさんご意見をいただいております。こういった中、そういった議会のご指摘、またご議論の中を捉えまして、このたび追加上程という、この大規模改修におきましては市長のほうからも次期総合計画において実施を計画していくということでございます。来年度につきましては、そういった計画済みの年にも当たります。そういった中で、やはり実践をして、そのLEDに

よる効果、そしてまた課題等も研究していかなければ、その先の計画づくりにも支障があるということから、この3校につきましてはぜひとも実践するという意味合いから、教室等につきましてLED照明をつけさせていただくというような形で予算組みをさせていただいておりますので、ぜひともご理解をお願いしたいと思っております。

続きまして、4ページをおあげください。同じように、トイレにつきましても、この学校につきまして、こういうまだタイルを水洗いするという、そしてまた洋式化の率も低いということから、これらの内部改修等を行います。あわせまして、配管等も更新する予定でございます。

2階につきましても、同じように教室等については間仕切り等をかえていくというようなところでございます。

続きまして、5ページをおあげください。3階部分でございます。ここにつきましても、一番右下、図面でございますように、トイレ、男子トイレの小便器等があるんですけども、現在から見ると旧型のもので、かなり老朽化しているというところもでございます。こういった部分について、特にトイレについては学校で要望が高いということから、ドライ化をしていくというようなところでございます。照明につきましては、いま行っているように当然ながらLED化を考えております。

続きまして、6ページをおあげください。中央部にございます日永小学校の配置でございます。このグリーンに塗った部分、昭和43年の部分、2棟、この部分について大規模改修を行うものでございます。

ここでございますように、やはりこの学校につきましては防水仕上げが最近改修したばかりですので、この部分については塗装がえと。遮熱性の塗装を塗らせていただきます。外壁につきましては、そういった浮き部分を調査いたしまして、落下のない安全なものにしていくということでございます。

続きまして、7ページをおあげください。日永小学校の1階部分でございます。この学校につきましても、この写真で見ていただきますとわかりますように、左側中央部、廊下部分ですけれども、やはりこういう木製間仕切りでは開口部分が少ないということから、昼間でもこういった暗い状況があるということから、鋼製間仕切りに取りかえて、明るい学校としていくところでございます。同じように、職員室につきましても床、天井をやっていきます。また便所につきましても、こういった古い小便器でございますので、改修を行うものでございます。また、バリアフリー化につきましても、この機会をもちまして、

特に昇降口についてはバリアフリー化の徹底を行うというようなところでございます。

続きまして8ページ、日永小学校2階部分でございます。先ほどご説明申し上げました1階と同じように、トイレが古いとか、流しが昔の石製であるとかいう部分を、この機会をもって改修するものでございます。

続きまして、9ページをおあげください。日永小学校3階部分でございます。同じような形で、トイレ、また流し、そして教室を改修してまいります。こういった形でリニューアルしていくところでございます。

続きまして、10ページをおあげください。西橋北小学校でございます。この資料のほう少しわかりにくくなっておりまして、今回、予算要求させていただいている部分につきましては、この図面中央部左側の部分でございます。全体の図面を、ちょっと注記を入れずに作成させていただきましたが、ここでいう 1 という部分を今回、補正をお願いしているところでございます。

外壁とか屋上防水につきましては一括して行う必要があることから、 2 の部分の外壁と防水は今回に含んでおります。こういった形で、西橋北小学校につきましても給食用リフトがないということから、大変、今までご苦勞をかけておりました。この機会をもちまして、写真左側にございますように、新たにこういう給食用リストを設置するものでございます。

そしてまた搭屋の部分、まだこの部分が手つかずの形で、昔の鉄製のサッシが入っております。こういった部分から、若干、雨水の浸入もあるような状況でございます。これらにつきましても、今回をもちまして改修する予定でございます。防水につきましても、他校と同じように断熱性を持った防水を行ってまいります。

また外壁につきましても、こういった浮きがある部分も現在、調査でわかっておりますので、そういった部分を足場を組んで打診調査を行いながら改修をしていくものでございます。

続きまして、11ページをおあげください。この学校につきましても、この階段部分を見ましても少し暗いような状況がございます。またこの学校、古いという、昔の形式を伝承していることがありまして、天井が張られていないという懸案もございます。そういった部分、天井を新たに設けることによりまして、明るい学校にしていくというところでございます。

図面上部、中央部を見ていまして、廊下部分で天井を見ますと、少し波打っているよ

うに見えますが、これは天井がないということですので、他校と同じように天井を張って、明るい学校としていくと。

そしてまたその右側図面、管理諸室という写真がございますが、こういった形で木製間仕切りで、全く開口がないので、昼間でも照明をつけていないとかなり暗いというような状況でございます。これらのものにつきましても、鋼製化を行う。そしてまた照明器具も、先ほど申し上げましたようなLED化を行っていくというところでございます。

その下部分でございます。この学校につきましては、床につきましても1階部分におきましては通常の家と同じように木製の構造物が組んで、束立てという形なんですけれども、それらが古くなることによって少し緩いというようなことがございますので、それらを全て撤去いたしまして、コンクリートを打ちまして、他校と同じようなフローリングブロックで仕上げていくというようなところでございます。

この写真を見ていただきますと、天井がなく、照明器具の配置についても少しアンバランスな形で、均等な照明ができていないというような状況でございます。こういった部分につきましても、新たに天井を設けることによって照明器具の取り付け位置も自由に選択できるという中で、均等な照明環境をつくっていく予定としております。

下側中央部、昇降口につきましても大変、古い形。こういったげた箱も少し規格が古いというようなことから、こういった部分についても改修していくところでございます。

この右半分にある2棟という部分は26年度に予定しておりますが、こういう形で紹介させていただきます。

続きまして、12ページをおあげください。同じように、2階につきましても図面左上部分、廊下につきましてもこういった木製間仕切りで、入り口以外のところにあんまり開口がないということで、通風とか採光が十分とれていないということが懸案がございます。これらについて改修を行います。

教室については、1階と同じような形でさせていただきます。この部分については張りかえ、及び研磨塗装という部分でございます。

続きまして、13ページをおあげください。3階部分でございます。3階部分につきましても、教室と廊下を間仕切る間仕切りが木製で、非常に開口が少ないという懸案がございます。これらにつきましても、鋼製間仕切りにするというふうに改修を行ってまいります。

なるべく詳しく写真をもってその状況をご説明という形で、資料をつくらせていただきました。私、見ていても、デジタルカメラで撮ると少しきれいにみえるのかなということ

ろはあります。先ほど途中でご説明申し上げましたが、このたび学校施設について、LED照明器具の導入をさせていただくということで、私どもいろいろずっと連続して、前回の所管事務調査でもご意見いただいておりますし、メーカーの開発状況も常にウォッチしております。やはりだんだんバリエーションもふえる、また定価も下がるというような状況がございます。そういった中、LED照明器具の特性を生かしてうまく配置することによりまして、消費電力の削減、そしてまた学校では、やっぱり学校の天井というのは3mぐらい高さありますので、この部屋よりも50cmぐらい高いということで、学校教員のほうでそういう交換に手間を要しております。LEDになりますと、そういった手間も、4万時間、点灯し続けるということがございますので、そういった課題も解決されると思っています。

やはり議会でもご意見いただいているように、電力の削減やCO₂の削減につきましては、行政が率先して行う必要があるということから、このたびの補正を行う大規模改修において、ぜひともLED照明器具を導入させていただくと、実践させていただくことをお願いしたいと思っております。

そしてまた、それらの課題や効果を検証いたしまして、全施設導入に向けて積極的に進めていきたいというふうに考えております。

加えまして、この場をもちまして、特に前議会におきまして、富田中学校の改築についても補正をいただきました。それにつきましてもこれから発注するものでございますので、この大規模改修と同じように、その場をもってLED化について実践をして取り組んでまいりたいというふうに考えております。

説明は以上でございます。

樋口博己委員長

説明は以上でございます。ありがとうございました。

それでは、議案129号につきまして、ご質疑をお願いしたいと思います。ご質疑よろしいでしょうか。

(なし)

樋口博己委員長

それでは、ご質疑なしと認めます。

では、討論、採決に入りたいと思います。

反対表明ありませんので、採決をとらせていただきたいと思います。

議案第129号平成24年度四日市市一般会計補正予算（第6号）、第1条歳出歳入補正、歳出第10款教育費、第2項小学校費につきまして、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（異議なし）

樋口博己委員長

ご異議なしと認めます。本件は可決するものと決しました。

〔以上の経過により、議案第129号 平成24年度四日市市一般会計補正予算（第6号）第1条歳出歳入補正、歳出第10款教育費、第2項小学校費について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。〕

樋口博己委員長

それでは、これで予算常任委員会教育民生分科会を終わりにして、続きまして教育民生常任委員会に戻りまして、あと学校適正化検討会議報告について等を進めたいと思います。理事者の入れかわりはありますか。

それでは、よろしいでしょうか。

では学校規模適正化検討委員会の委員会会議の報告について議題としたいと思います。

栗田教育総務課長

それでは、学校規模適正化の検討会議につきましての資料ということで、2冊お出ししております。一つは予算常任委員会教育民生分科会資料ということで、報告についてという形で、こういう薄目のものが出させていただいております。それから、平成20年度の改訂版ということで、適正化計画の今の概要版の本体という形で出させていただいておりますので、この2冊で、主にこの薄いほうでご説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

樋口博己委員長

資料はよろしいでしょうか。

それでは、説明をお願いしたいと思います。

栗田教育総務課長

はい。よろしく申し上げます。

この薄いほうの資料でございますが、あけていただきますと、毎回、同じようなことを申し上げているんですが、附帯決議という形で、平成24年2月議会でいただいておりますので、その文面がこういった内容でございました。

こういった周辺地域の中学校への影響についてということで、適正化計画を見直しながら、周辺中学校の学習環境の影響、それから関係者への説明ということでご指摘をいただいて、附帯決議を頂戴しておりますので、それに基づきまして、これで3回目の報告ということになりますが、報告させていただきたいと思います。

2ページ、3ページにつきましては、前回からずっと続いているものでございますが、これまでの経緯ということで、適正化の検討会議の状況、それから地域との懇談をさせていただいておりますし、その状況をずっと加えて書かせていただいております。適正化検討会議は一応、11月の2日で6回目で、当初の予定は6回ということで、終了はしておりますけれども、そのときにいただいた内容のまとめが今、厚いものになっておりますが、こういったもので出させていただきます。

ただ、この内容につきましては、これからまた教育民生常任委員会のほうでもご意見を頂戴しますし、それからまたいろいろな形で議会の皆様のご意見を頂戴し、それから教育委員会、それから教育施策委員さんの会議でもこの前ちょっと検討いただいたりしておりますし、ご意見をいただきながら修正をしてまいりたいと思いますので、今回のものも最終版ということではございませんが、附帯決議に対する対応という形で、ここまで今、検討しておりますということでご説明をさせていただきたいと考えております。

それで、その次をめぐっていただきたいんですが、適正化の改定の概要についてということで、この前からお出ししている資料とかなり重複するところもあるんですが、5ページから、適正化の検討についての基本となる考え方ということで、最適学級規模というものと、許容範囲というものを設けて、学級規模の適正基準というものを教育委員会

の中では考えさせていただいたということでございます。

これにつきましては、最後の第6回目の適正化の検討会議のときも一応確認をとらせていただきまして、一応、1学年1クラスの場合は、やはり21人から35人ではないとだめですけれども、1学年2クラス以上ある場合についてのみ、16人から20人を許容規模として認めることはできますということで、これが適正化の検討会議の委員のほうから確認をさせていただいて、了解いただいたというふうに考えております。

これにつきましては、議会でも折々、お示ししておりますし、教育委員会議の中でも委員さんに意見をいただき、教育施策評価委員さんのほうにも、一応こういう形でという形でお示しさせていただきながら、特に今のこういった2クラス以上という条件がつくのならばよろしいでしょうという形でご意見いただいております。議会のほうからもまだまだご意見、これからいただくことになるかと思いますが、よろしく願います。

それから、あと7ページから、前もこれもお示ししておりますが、学校の今の推計に基づきまして、小学校、中学校、こういった形で今後、生徒数の推計、それからクラスの推計が動いていくかということで、三角とか丸とか黒い三角とかという形で、今後の適正状況を示させていただいております中で、9ページにもまた載せさせていただいておりますが、特に小学校の場合は、右側のC、D、Eという判定につきまして、C、D、E判定がつかました学校が小学校で7校、それから中学校で2校ございましたので、この判定のついた、特にC、D、E判定のついた学校について、まず教育委員会として対策に積極的に乗り出していきたいというふうな形で考えているところでございます。

それで、10ページから11ページにかけて、具体的にAからEまでの判定があった場合にどうするかという、前も本体のほうにも細かく載っておりますけれども、こういう形で対策をとらせていただきたいということを書かせていただいておりますのと、あと12ページのほうに、この対象になっていく学校なんです、東橋北小学校を初めまして、三浜小学校、中央小学校、笹川西小学校、八郷西小学校、常磐西小学校、それから橋北中学校、塩浜中学校と、この七つの小学校、二つの中学校につきまして、今後、来年度から具体的な動きをさせていただきたいということで、具体的な動きについての記述も触れさせていただいているところでございます。

今度、13ページ以降なんです、前回にはお示ししていない部分なんです、これは厚いほうの資料の49ページもあわせてごらんいただきたいと思います。ちょっとめくっていただくとありがたいんですけど、49ページのほうは、これから例えば適正化の検討

を何もしなかった場合、そういうような、仮に適正化が未実施だった場合、5年後には、例えば28校は青い丸ですので、この青い丸の大きさは、学校の児童生徒の数に基づきまして丸の大きさが大きくなったり小さくなったりしているんですが、青で表現させていただいているところは、一応A判定の学校。それから黄色い表示でございますのがB判定。ただ赤い表示で幾つかございます。この赤い判定の学校につきましては、これがもう対応を急がなければいけないという学校になっております。

また同じように、次のページめくっていただきますと、50ページ。これは10年後なんです、さらに特に適正化の動きがきちんとできなかった場合、赤丸がまたふえている状況で、先ほどの49ページと比べていただきますと、赤丸の学校がふえております。

こういう形になってしまいますのでということで、こちらのページの、14ページのほうの薄いほうに、その対策をとった場合ということで、これは厚いほうの52ページに同じものが載っておりますけれども、対策をとった場合、赤い学校が全てなくなって、青と、黄色も対策は、B判定ということですので、早急な対策ではないんですが、とにかく赤い学校は全て10年後になくなっていくという状況を書かせていただいております。

こういう形で、小学校に取り組みをさせていただくということになりますと、学校名が書いていない部分があると思います、地図を見ていただきますと、右側の下のほうに点々とありまして、真ん中に青い丸がありますが、これは三浜と塩浜小学校の統合というイメージで書いてございます。

それからあと内陸部のほうに、四郷小の下にまた点々のありますところに小さい青丸がありますが、これは笹川西小学校と笹川東小学校を一緒にした場合のイメージで書いてございます。

それから、同じように北のほう、上のほうですけれども、下野小学校の右側にまた一つ学校名がないのがございますが、これは八郷西小学校と八郷小学校を仮に統合したらというイメージで書いてございます。

そういう形で何校かお示しさせていただきながら、こういう形で対応を、それから中央小学校と中部西小学校というのがちょうど地図の右側の真ん中辺にございますが、そういう形で、組み合わせによって、こういうふうには赤い丸がなくなるような形で、教育委員会は来年度、来年度と言わず今年度もそうなんです、早速、動かさせていただきたいというふうな形で書かせていただいております。

それから、次のページは中学校でございますが、中学校の場合も、厚いほうの資料に53

ページ、それから54ページには対策をとらなかった場合の赤丸の部分が載っておりまして、これを対応した場合、中学校としまして赤い部分がなくなるということで、この真ん中辺に二つ学校名が書いていない青い部分がございますが、上のほうが、これは橋北中学校と、例えば中部中学校を仮に一緒にした場合、それからその下にありますのが塩浜中学校と、例えば港中学校という形で一緒にした場合ということで、これはあくまで教育委員会がこの学校という形で決定したわけではないんですが、こういう形でまず検討させていただこうかなということで、こういう想定で書かせていただいております。

こういうふうに、まず確かに議員の皆様から先般もたくさんご指摘をいただきました。教育民生常任委員会の場合でも、それから予算全体会の場合でもたくさんご意見をいただいた中で、やはり一番、将来的な展望が全然描けていないということや、行政区と中学校、特に中学校について、1行政区に1中学校というふうな考え方にこだわるのはおかしいというご意見もいただいておりますので、そういったことも含めまして、本当はこの図の中に行政区を関係なく中学校をここに置いてというのも一つの考え方かとは思ったんですけれども、やはり今の段階では、やはり地域の中へ入って行って、地域とある程度、お話し合いをしていく中で、こういう形で赤い状況になっているところを青にしていくという形をとらせていただくには、今のこの組み合わせがいいのではないかと思います。教育委員会としましては、10年間、これをするのに10年もかかるのかと言われるかわかりませんが、精いっぱいやらせていただいて、とにかく赤い部分を早くなくすという形をまずとらせていただきたいと思っておりますし、中学校につきましては、明らかに行政区を越える形で統廃合していきたいというふうに考えております。

また、一つ大規模化していく学校としまして、常磐西小学校がございます。常磐西小学校もこのまま何もしないでおきますと、ちょうど10年後の34年ぐらいになります。平成34年ぐらいに黒い三角が出てきまして、赤判定になるんですが、常磐西小学校の場合は、やはり新しい学校をすぐ建てるという発想もあるかもわかりませんが、校区を学校の通学区域の変更ということで、ある程度この部分をこういうふうに変更できないかという形で、今ちょっと検討している部分がございますが、そういった考え方を地域のほうに持っていきまして、お話し合いを重ねて、適正な学校規模にしていきたいというふうな形でイメージを書かせていただいております。

それから、あと16ページでございます。前のときもご指摘いただいたんですが、これからの計画の推進ということで、特に学校の適正配置に当たっての配慮視点ということで幾

つか書かせていただいていたんですけれども、それはこの適正化の検討委員会の中でも多くの委員さんから意見をいただいたところをごさいますて、皆様の8人の委員の意見をまとめた感じで、3番目は書かせていただいているんですが、学校の適正配置の見直しに当たっての配慮視点としましては、まず前提としまして、子供への影響を最小化することを念頭に置いて、下記の配慮視点を踏まえながら総合的に判断して決定していくということで、方向性としては、通学上の安全性、校舎等の施設面から、それから防災面、財政面、地域の諸事情といった、こういった事情を受けまして、総合的に最終的に判断していきたいということで、適正結果検討委員会の委員のほうから、このところは順番を例えば通学上の安全性が一番だとか、どれが一番ということではなくて、あらゆる項目で想定できるものを全部、書き出した中で、その一つ一つの項目に照らし合わせながら、最終的な判断をして、地元と話し合いをし、適正化を進めていくべきだというご意見をいただいておりますので、こういう形で今はまとめさせていただいております。

それからあと今後の考え方なんですが、一番最後のページに適正化についてのこの計画も含めまして、附帯決議についての取り組みについての考え方をまとめさせていただいております、この教育民生常任委員会の場でも、最後に教育のビジョンというか、考え方をたとえ最後のページにでもそういうものをつけるべきではないかというご意見も頂戴しておりますので、最後の部分にまとめてそういうものを書かせていただいておりますが、この計画の推進のところの6番のところにも、一応うちのほうとしましては考え方をまとめさせていただいて、書かせていただいております。

この中で、やはり平成24年度においても通学区域制度の弾力的運用という形で、児童生徒数1338人という人たちが校区を越えて通学をしているということも現実にごさいますので、こういうことも視点に置きながら、今後、適正化を進める中で、行政区を越えた対応が必要でという形も、当然そこへ適正化の対応に出ていきますと、起こってきますので、そういう場合は行政区を越えたあり方も積極的に進めていくということをやってきたいということをもとめさせていただいております。

これが適正化の検討いたしました適正化の計画のほうのざっとしたまとめで、詳しい内容はこちらの厚いほうの冊子に書かせていただいておりますが、お時間もあれですので、ちょっと厚い冊子のほうはきょうは説明は控えさせていただきたいと思います。

それから、大矢知中学校の新設に伴い影響が考えられる周辺中学校にということをごさいます。これも前の資料と割と同じような資料がしばらく続きますが、前回、教育民生常

任委員会のほうで、やはり朝明中学校の施設について、格差が出るので、そういうものに対する対応ということや、それから部活動についても特別な対応という形はどうもおかしいのではないかと、やはり全市的に物を考えるべきだというご指摘もいただいておりますので、その記述がございました朝明中学校への対応というのが21ページからございますが、そのあたりの表現をちょっと変えさせていただいております。

ここの朝明中学校への現状と課題の中で、今後、（仮称）大矢知中学校新設に伴いまして、朝明中学校の学校規模が小さくなることで、部活動に問題が生じることや施設面での影響についても検討していく必要があるということで、ここに前、施設の格差が出るのだという表現がありましたが、それはとらせていただいておりますし、またクラブ活動につきましても、次ページから特別な対策ということで書かせていただいておりますが、やはりこの朝明中学校が二百数十名の学校にまず平成28年度になるという予定の中で、同じように二百数十名程度の学校というのもほかに市内ございますので、そういった学校とのクラブの配慮ということも必要だというご指摘もいただいております。それについては、ここにはただちょっと明確な表現はしていないんですけれども、例えば港中学校とか西笹川中学校、それから西陵中学校、富田中学校、保々中学校というのは同様の数字ぐらいの学校でございますので、朝明中学校の場合はただ特に700人規模から200人規模に急に変わるということで、特別、激変緩和対策ということはどうしても必要だと考えておりますので、そういった対策についての項目という形で、ここでずっと書かせていただいております。

こういったクラブについての対応につきましては、地元のほうへお話しに伺ったときにも、平成25年5月から朝明中学校部活動検討委員会というのを設置して対応したいということで申し上げてきているんですが、25年の5月と言わず、なるべく早い時期から始めてほしいということでご意見もいただいておりますので、そういったことについても早目に動かさせていただきたいというふうに考えております。

それから、あと全体会のときに、やはり垂坂地域の学校のほうに本当に何人通うのかというご意見がありまして、今のところ3割程度という形で書かせていただいたものを今回も出させていただいているんですが、議員の皆様から、やはり3割といっても別に根拠があるわけではないので、ちゃんとアンケートをとるべきだというご意見もいただいております。今、アンケートをすぐとらせていただこうと思ったんですが、ちょっと地域のほうとアンケートの中身についてやりとりをして、それからということで、今ちょっとやり

とりをして、ちょっと確認をとってから学校へ出させていただこうと思って、今、アンケートの文面をちょっと修正しているところでございますが、なるべく近いうちにさせていただいて、1月ぐらいには実際にどういう状況かを議員の皆様にも報告させていただけるようにしていきたいというふうに考えているところでございます。

大矢知中学校の影響につきましては、特に朝明中学校の小規模化に対する対応としまして、八郷地域のほうで8月から朝明中学校の学校区検討委員会というのが地域のほうで持たれておりまして、私ども、そこへお邪魔してお話をさせていただいているんですけども、今のところ、地域のほうとしては、当初は西朝明中学校に通ってみえる中学生の方を28年度の大矢知中学校開校と同時に、朝明中学校のほうへ校区を変更して来てもらうというような案も地域のほうからあったんですが、そういったお話を西朝明中学校の保護者の方に9月に若干、地域のほうからも含めてさせていただいたところ、やはりまだ急な話で随分抵抗もあるということで、すぐということではできないなということで、教育委員会としましては、八郷西小学校が非常に今後、適正化が必要な小規模化するというので、八郷西小学校と八郷小学校を統合させていただいて、その八郷小学校に統合した形で、朝明中学校のほうに通っていただくような形の進め方をさせていただきたいと思っておりますので、通学区域の変更も含めての検討ということなんですが、中学校の通学区域をそのまま変更するというのではなくて、小学校の統合から朝明中学校の対策のほうに結びつけるほうの流れで今、地域の中で一緒にお話し合いをしているというような状況はございます。

それからあと、先ほど申し上げました垂坂地域、それから西富田町や蒔田、松寺の地域につきましては、前々から議員の皆様からもいろいろご指摘をいただいておりますが、垂坂につきましては、これからアンケートをする中で最終的に決定はさせていただこうと思っておりますが、今のところ教育委員会では選択可能地域という形で大矢知中学校も選んでいただけますし、今までどおり山手中学校にも行っていただけるというような形で通学区域を変更させていただく方向で考えております。

それから、松寺、蒔田、西富田のほうですが、これも予算の全体会的时候から、やはり子供さんたちの連続性といいますか、だんだん小学校のときから、大矢知中学校に行くのなら、今まで富田中学校とか富洲原小学校へ行っていたのを、まず小学校のときから行先を考えなきゃいけないということもありますので、そういったご指摘も当然いただいておりますので、そのあたりも配慮するというので、まず自治会のほうは、松寺、蒔田、

西富田のほうを、大矢知中学校校区のほうに変更してしまうというのもいいのではないかと
というご意見もあるんですが、地元の保護者のほうからは、地域的にもともと富田、富洲
原へ通っていただいている方も多いものですから、若干、抵抗のあるご意見もありました
ので、そのあたりについては数年かけて、今、選択可能地域という形で運用させていただ
いておりますので、数年かけてそれを大矢知中学校のほうに持っていけるような形にやっ
ていくような形で暫定的にやりたいなというようなことも考えているところでございます。

こんな形で、地域の方のご意見を、今、地域のほうへどんどん出ていっておりますので、
いただきまして、それをなるべく反映させる形で、最終的な案を出させていただきたいな
というふうに考えております。

それから、次のページ、ごらんいただきたいんですが、保護者等の懇談における主な意
見ということで、24ページ、25ページに、地域に行かせていただいたところの保護者の意
見をまとめさせていただいております。まだまだ、何回も何回もというわけではございま
せんので、もっと何回か行かせていただきますし、今の予定では、朝明中学校へまた1月
に保護者全体の説明会とかを計画しておりますので、そういった形で何度か地域へ行かせ
ていただきながら、いただいたご意見を細かく反映させていただくように努力して、皆様
に負担が少ないような形で、朝明中学校の対応はしてまいりたいというふうに考えている
ところでございます。

それから、富洲原中学校につきましても、予算全体会のご指摘いただきましたよ
うに、やはり小学校のときからもう行く先を考えなきゃいけないという形になってきます
と、富洲原小学校へ行って、富洲原中学校というイメージが今あったんですが、例えば富
洲原小学校へ行って大矢知中学校に行かれる方や、富洲原小学校へ行かずに、大矢知興譲
小学校へ行って、そのまま大矢知中学校という方も当然、出てきますので、今の推計と少
し変わるところもあるかと思いますが、そのあたりは大きな人数にはならないと思いま
すが、配慮も必要なのかなというふうに考えておりますので、そのあたりは、保護者の方
のご意見ももう少し聞かせていただいて、本当に皆様に負担のないような判断をしていき
たいと考えております。

最後の26ページ、27ページに、附帯決議に対する私どもの今の対応という形でまとめを
書かせていただいております。学校規模適正化計画の見直し全般、それから大矢知中学校
の周辺中学校への影響と対策、それから関係者への丁寧な説明という3項目につきまして、
今、申し上げたような内容でまとめてございます。学校規模適正化計画の見直し全般につ

きましては、特に市全体を見た小中学校の配置のあり方、特に行政区の整合性がこれから足かせになってくる部分も大変ございますので、そういった部分につきましては、行政区を越えてってなかなかすぐには、中学校の場合はよろしいんですけど、小学校の場合は、やはりその行政区の中でまず検討して、その後、それが難しい場合、行政区を越えてという流れになってくるのかなと考えておりますので、そういった部分をやってまいりたいということで、こちらにまとめをさせていただいております。

それから、大矢知中学校の新設の影響ということで、特に朝明中学校は、大矢知中学校開校時に、部活動や施設の活用という課題がまず第1番に出てくると、第2番目に、生徒数がだんだん減ってきて小規模化するという2点の問題がありますので、先ほども申し上げましたように、小学校の統廃合ということも含めまして検討をしてまいりたいというふうに考えております。

それから、校区の変更の部分で、特に通学区域として大矢知地域の中の垂坂地域、それから松寺、蒔田、西富田についての通学区域の変更等についても、はっきりしたお答えを出していただきたいというふうに考えておりますが、今は選択可能地域という形で使わせていただく方向で検討しているということでございます。

それから、関係者の説明でございますが、今のところ、最初のページに書かせていただいておりますけれども、朝明中学校、それから八郷小学校、それから大矢知小学校という形で、あと八郷地域の皆様との会議という形で、何回か皆様にお会いして、今の大矢知中学校のできる経緯とか、できた後の状況とか、教育委員会の対策とか、そういったことをご説明をしまいでございますが、1月にも何度か回数を重ねてさせていただきながら、丁寧な対応については今後も努めさせていただきたいと思っております。

今のところ、こういう形でまた進めさせていただいておりますので、こういうものにつきまして、教育委員会等でももう少しいろいろ意見をいただいた形で、1月とかにまたどこか時間をいただいたときに、これで最終形でまとめさせていただきましたというものをお示ししたいと思うんですが、きょうのこの場でも委員の皆様からたくさんご意見を頂戴して、また修正をさせていただくという形で臨みたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

樋口博己委員長

説明はお聞きのとおりでございます。委員の皆様からご質疑ございましたら、挙手にてお願いしたいと思います。

豊田政典委員

きょうのこの時間、どのくらい時間とれるのかわかりませんが、まずその適正化計画改訂版に案がついていますけれども、この「案」の意味合いがよくわからないので、どうなったら消えるのかというところ。

栗田教育総務課長

済みません、まだこれから少し手直しもたくさんありますので、まだこれが最終版というわけではないという意味で、まだ「案」を使わせていただいております。

豊田政典委員

11月に検討委員会第6回が終わりましたやんか。それは会議での話し合いが終わっただけで、最終的に決めるのは教育委員会ですよ。検討会の報告を受けて、教育委員会の責でこの改訂版案が出てきていると、そこまではいいですか。

それで、手直し云々というのはどういうこと。どこが変わる可能性があるかと。

栗田教育総務課長

中身の表現とか、それから、ちょっとまだ先ほどの配慮する部分の、例えば視点とか、そういった部分がまだまだ十分ではないと思っておりますし、委員さんからは、もうこれからの学校規模の適正化をどんな方向に持っていくかというご意見なんかもそれぞれの委員さんから1人ずついただいたりしているんですが、そういうところの反映がまだ十分ではないところもあるかなと思っておりますので、まだこういう場でもご意見も頂戴できると思っておりますので、それをいただいてからと思っております。

豊田政典委員

こういう場というのは、我々の意見ということですか。

栗田教育総務課長

それもあります。

豊田政典委員

じゃあ、意見言う前に、先ほどの議案のやりとりの中で、土井委員のほうから、全市的な行政区を越えた見直しとかそういう議論をやるべきだという質疑に対して、教育長は早急にやるべきだと考えているというふうに答えましたよね。答えたんです。それで間違いないんですか。

田代教育長

私の申し上げたのは、この今、検討対象校で示していますけど、そこへ入って行って、その整合性が図れなかった場合は、当然そういう外して考えていくという意味で申し上げたということなんですけども。

要は、来年度から検討対象校というのが出ていますね。先ほど教育総務課長が説明しました。それで、幾つかのところへ、もう地元へ協議に入っていくということを早急に進めると。そしてその入っていった中で、いわゆる行政区と学校の整合がもし図れないということになれば、当然さらにそれを拡大していくということに、そういう意味合いで申し上げました。来年度から入っていくということを早急にとということなんですけども。

豊田政典委員

つまりC、D、Eかな、D、Eかな、ありますよね。教育委員会というか、検討会議の判定でね。同じだとしましょう。それはもう来年度からでもすぐにでもやっていくという答えで、一般質問の答弁と変わっていないと。

土井委員が聞かれたような、私が一般質問して、小林議員が問われたような全市的な検討というのは、10年間やらないと、そういう案ですか。それ以外のね。

田代教育長

10年間何もやらないということじゃなくて、まず検討対象校、入ってきますね。そのときに当然、いろんな箇所、出てきたら当然そこを周辺も考えていくと。ただ、かねて豊田委員が8月の定例会議で言われたました四日市全部の地図の行政区というのは一旦それをなくしちゃって、学校をもう一遍ですねというふうな、配置をとということで、たしか

そういうふうには私、記憶していますし、そこまでは一度にやるというふうなことは、今の段階では難しいと。実際に入っていた中で、ピンポイントで出てくるということは当然、入っていくという意味です。

豊田政典委員

出てくるというのはようわからんですけど、とにかくその対象校を絞り込んだもの、黒三角のついておるものだけは始めるよと、それ以外のところは手つかずだよということですよ。ですよ、大体ね。

だとすれば、意見言えというので、僕は全然反対です、こんなもの。前から言っていますが、まずクラスの下限数を下げることによって、課題がある、三角だか何だか、C、D、Eとか判定の数を減らします。やろうとしていることは。そのことによって、今、言われたように、とりあえず当面、問題ないからということで、問題を先送りしようとしている案だと僕は思うし、クラス下限数にしろ、最低16人であるとか、小学校で159人でもオーケーだということですよ。30人ちょっとですよ。1学年ね。それを適正な学校だとしようとする事自体にも反対だし、全市的な議論というのが議会でも、私も言っている議論というのは全然やろうとしないことについては、それが計画改訂版案だとすれば全く反対で、そうじゃなくて、全市的な地図を広げた上での議論というのは早急に始めることこそが適正化計画だと思っているので、そこは全面的に書き変えるべきだと僕は思っています。という意見。

寺村副教育長

どうも済みません。この16人から20人の許容規模というのは、決して小規模化の問題を先送りするために設けているという意味ではないことを、まずご理解いただきたいと思えます。16人云々と言うけど、規模を設けさせていただいたのは、近年の30人学級という流れの中で、30人をちょっと超えると、16人というクラスもあり得るということで設けさせていただいております。

先送りするということでは決してないという、全部検証したわけではないですけども、例えばこちらの薄いほうの先ほどの資料の20ページを見ていただいても、現在、19年度の基準と、それから今回、現在の基準というか、19年度の基準、21人から35人、それを見直すと、下の段の四角、1クラスを16から35としたところで、結果そんな変わるとか、そう

ということは、100%とはちょっと検証してありませんけれども、これを設けたから問題が先送りになるというような意図は全くありませんということをご理解いただきたいと思います。

それから、その地図を広げて学校の配置を一から見直すというようなことですが、そうなりますと当然、学校の位置を考えれば、当然、建築費とか土地とか、そういうことも考えなければなりませんので、現実的には、まず現状の小規模化しておる学校への対応というのがまず第1段階であろうというふうに認識しておるということをご理解いただきたいと思います。

以上です。

土井数馬委員

私も現実にはそういう問題が、近くにあるものはそういうふうな見方もいいですけども、並行しながら、やはりもっとその先の将来的なことも考えたらどうだというふうな言い方を僕はしたつもりなんですけれども、教育長、そのように理解して答えてもらったというふうに考えているんですけども、特に前の学校区のときの、常磐地区だったと思いますけど、増築する、あのときも財政的なものがあつたのか知りませんが、通学路を変えることで、学校区をとることによって、学校いろいろほかのところへ回していこうという、そういうふうなところから始まったんですけど、最終的には、中学生であればバスでも電車でも乗りますので、遠いところでも行けるやないかというようなところまで言うてはあったんですけども、だから将来的にそういうふうに向かっていくだろうと僕は思っているもので、豊田委員と同じようにね。

だから、やはり今、数年後にそういうことが起きるときは、今は対症療法的にそういうふうな方法でもいいですけど、やはりそれに並行して、最終的に四日市の学校の適正規模で適正配置というのを考えていくのであれば、やっぱり全市的に見ていく必要も、今からの時点でも遅くないんじゃないかと。遅かったから今こういうことが起きてきているんじゃないかと思しますので、だから10年間はそんな対症療法的で行くにしましても、将来的にはやはり全部で見て、どういうふうにこの四日市の学校の適正配置、適正規模を見ていくのか、それは今から始めても何ら遅くないと思うんですよね。今からするべきだと私も思います。

意見です。

田代教育長

これ、学校ということと捉えています、小学校と中学校と、やっぱりおのずと若干この適正配置も異なってくるというふうに私は思っています、中学校については、やっぱりもう既に行政区を越えているということもありますし、それと選択制そのものも、過去のことをきちっと見ますと、議論、過去においてされてきていますので、そういった意味からいくと、特に中学校においては、かなりこれについてはもう今からでも議論していくといえますかね、そういうことが、土井委員のご指摘のように遅くないというふうに認識はしています。

ただ小学校においては、やっぱりちょっと中学校とは違うのかなというふうな認識を持っています。

土井数馬委員

今の教育長の認識、やっぱり僕も小学校と中学校は随分違うとは思っています。今、教育長の認識であれば、とりあえず中学校だけスタートしていくという方法もあるわけで、やはり将来的には小学校もそういうことが出てくるとは思いますけれども、とりあえず中学校のシミュレーションのような形を並行してやっぱり考えていく、いろんな議員なり、あるいは地域の方なりが出て、前もたくさんの方が出て議論していたようだったですけど、そんな形で議論していくことがやっぱり必要じゃないかと思えますね。

土壇場になって、今回のようなことになっては、なかなかまとまりにくい部分も今回でもありましたし、今から始めても、中学校からスタート切ってもいいかなというふうな気はします。

メンバーは、もちろんいろんな考え方がありますので、いろんな各界から出ていただいて議論をすると、そういう必要性は十分に私も感じていますので、また十分にお考えください。よろしくをお願いします。

小川政人委員

自然に任せて、勝手にこねくり回さんといてほしいんやわ。減っていくなら減っていくで、それはそれで統合していかなしょうがないんやで、どこを適正規模に考えるかという。これを見とって、統合の時代に変に分割してしもうたで、あとドミノ倒しみたいに変な

こと考えなならんようになってきたので、そこをきちっと基本のところをつかまえておかんと、統合していく時代なんやから、それは自然にもう減少していけば統合せざるを得んわけやで、子供の教育の規模とかそういうものを考えればな。

ただ一つ考えてほしいのは、中学校のクラブ活動を単独でやれるのか、それとも何校かを合わせてやっていくのかという考え方をきちっとしていかなんと、まともにクラブ活動が学校クラブに任せておくと、指導者もそうやし、人数の部分でも大変なところに来るもので、そこはちょっと教育委員会として、地域クラブにするのか、それとも学校の三つか四つ重ねてやるのか、そういうことをきちっと一遍、考えてもらわんとあかんのと違うかな。

子供がふえてくるというのはなかなか考えられにくいところでいくと、まちづくりと合わせて学校づくりもあるんやろうけども、そのまちづくりの中で急激に人口がふえるというんなら、それはそれで別けども、そうでもなさそうやもんで、そこはきちっと。

それで、あんまりごちゃごちゃこんなもんに時間かけて、ああでもない、こうでもないって考えとる人の気が知れやんわ。住む人がおらんようになったら、学校の子供の数が減るのわかっておるんやで、そんな無理に考えやんでもええやないか。自然に任せておけ。

だからただ中学校のクラブだけはちゃんと教育委員会が方針を出してやってほしい。

中森慎二委員

いろいろご努力いただいて、中間報告いただいたのはそれなりに受けとめたいと思うんですが、今、小川委員から話があったクラブ活動の部分の中で一つ聞きたいのは、中体連の試合構成は、今、例えば単独学校、例えば常磐中なら常磐中というような、そういう中体連の競技に参画していく制約というのは、混成チームでもオーケーなんですか。現実的には。

葛西教育監

教育監の葛西です。

単独チームで出られない場合は、隣の学校、主に隣接校ですけども、一緒になってエントリーして、中体連の大会に出るといっても現実にもありますし、そういうふうな方向で中体連もやってもらっています。

中森慎二委員

その場合というのは、名前は どうやって出ていくんですか。常磐中・橋北中連合チーム
みたいなの。

葛西教育監

二つの学校の名前がつきます。

中森慎二委員

そうすると、そこら辺の認識がその保護者の方々にどこまで行っているのかというのは、
ちょっと三重団地なんかでも、三重平中学校にクラブがないため大池中学へ行っている子
たちが出てきているんです、最近ね。三重平中の生徒数の減少にも問題が出てきていると
ころがあって、日ごろの練習はそれぞれでできるけども、試合については合同でもできる
とか、そういうもう少しそこら辺の仕組みについても正確に伝えていったり、その運用
的な2校共同チームというようなものの認識というものを、もう少し保護者とか生徒たち
にも正確に伝えていくことも必要なんじゃないかなという気がしているんですよ。

その生徒数の学校区の話もいろいろあるんだけど、今、中学生の場合、非常にクラブ
活動というものの意識の中で学校を選択していくというのが非常に強く感じて我々も受け
とめているので、そのことが小規模化の促進になっている部分もあたりとか、大きな影
響を与えるところも出てきそうなところがあるので、もう少しその部活動における活動と
いうもののフレームについて、正確な情報なり、運用がこういうことができるというよう
なことも含めてお伝えしていくということも、こういうことの検討とあわせて必要ではな
いのかなと思っているんですが、そこら辺というのは現実的にはやられているんですかね。

葛西教育監

実際に、やっぱり子供の数が減ってくれば、例えば今まであった数で部活動をやってい
く場合、どうしても規模が小さくなっていく。そうした場合、1チームとして出られな
いというふうな状況がやっぱり出てきています。そんな場合には、やはりお隣の学校、近
いほうの学校と合同で、例えば土曜日なんかには練習して、日曜日に試合に出るというふう
なことは、そういうふうなことについて部活動を続けていくというふうなことを何年かや
ってきた。そしてまたある年度になると、子供の数がちょっとふえたので、うまく1チ
ームで出るようになったというようなことで、そういうふうなことは事実あります。

私も勤めていた中学校でそういうふうな形で合同チームで試合に臨んだというふうな、そんなふうな経験はあります。ただ、やはりどうしても子供の数が少なくなってくると、日常の練習においても、集団でやるスポーツについては、やっぱりその練習の密度だとか、それから子供たちの成就感だとか、そういう点がやっぱり欠けることが多いと。そうなってくると、やはり適正な人数が欲しいなという、そういうふうな思いはあります。そのあたりが難しいところで、これを何とかしていかなきゃならないんだけど、一方では日常の練習のことを考えるとというふうな、そこがやっぱり一つネックとしてあります。

中森慎二委員

もう最後にしますが、いずれにしても地域型のスポーツクラブの受け皿が、そういうものが補完できるところまで熟成してくれれば、僕はまた違う側面もあると思うんですけど、なかなかそういうところまで行き切っていないところもあるので、ちょっと将来的な課題だと思いますけども、現実的なところの現状運用的なPRについてはちゃんとしっかりやっていただきたいなというふうに思っていますので、よろしく願いいたします。

村山繁生副委員長

済みません、ちょっと簡単に。

私も小川委員おっしゃるように、自然に任せるというか、もうこれは少なくなってくれば、統合は当たり前のことやと思います。それと同時に、やはり土井委員おっしゃるように、もうその行政区、学校の問題はスピード感を持って全市的にやっぱり考えていかないと、これから統合、今の競合問題もありますけれども、これからの統合に関して、必ずその問題が出てきますので、やっぱりそれは全市的にそれを根本的に見直していかないと、それはだめだと思います。

そうすれば、今のクラブ活動の件も、ある程度の解決の道も開けてくるのではないかと、いうふうに思いますので、お願いしたいと思いますが、どうでしょうか。

田代教育長

スピード感を持ってということなんですけど、実はこの前にもご説明させていただいているかと思うんですけど、例えば検討対象校でも、もう来年度からというのは、これまでは本当に赤信号になってきてから慌ててということ、これはだめやというふうな認識が

あります。

黄色信号ぐらいのときから、もう情報を全部、出して、一緒になって考えていくと、そんなような意味も込めて、これは構成していますので、そういう意味では、できるだけ早く、スピード感、スピードというのとちょっと違いますが、早くから入っていくという意味を心がけてやっていきたいという考え方でございます。

樋口博己委員長

よろしいでしょうか。

小川政人委員

統合、統合と言わんと、廃止基準を決めて、廃止さ、もう。それでやっていくべきだよ。統合というと、何だ、どっちにせいとかこっちにせいとか、西にせいとか東にせいとか、富洲原にせいとか富田にせいとかいう話になるので、もう数が少なくなったら廃止して、どこかそこを手当てをしてあげるといふぐらいの考え方でいかんと、いつも統合でどっちにしようかってのもめる話になるで、そこら辺、きちっと決めておいてほしい。

意見です。

樋口博己委員長

それでは、学校規模適正化検討委員会の報告については、この程度でおさめたいと思います。

それでは、少し長くなりましたので、10分間、休憩をさせていただいて、四日市朝鮮初中級学校に対する補助金について議題としたいと思います。

それでは、4時10分再開でお願いしたいと思います。

16:02 休憩

16:13 再開

樋口博己委員長

それでは、時間となりましたので、教育民生常任委員会を再開させていただきたいと思

います。

それでは、引き続き教育委員会ですけれども、四日市朝鮮初中級学校に対する補助金につきまして、テーマとさせていただきます。

それでは、説明をお願いしたいと思います。

栗田教育総務課長

それでは、予算常任委員会教育民生分科会資料の中で、四日市朝鮮初中級学校に対する補助金という資料が、これがございますので、これでご説明をさせていただきたいと思っております。

この資料の、めくっていただきまして、目次でございますが、前、頂戴しました附帯決議が1ページに記載させていただいております。それから、前回ご説明をさせていただいているんですが、2番目には四日市朝鮮初中級学校の今のこういった授業があつてとか、こういったカリキュラムでとか、そういうような行事とか、そういうのをまとめたもので、これも前回にご説明をさせていただいております。

それからあと、朝鮮学校の教科書についてなんですが、前回、教科書について、全体の教科書をざっと教育委員会の中で見たときに、こういう考え方でしたというのをまとめたものをつけさせていただいて、そこまでで8月の定例月議会のときにお出しして、教育委員会の考え方というのを全然お示ししていなかったものですから、その後、特に朝鮮歴史の教科書について絞って検討を加えた検討会なども行ってございまして、その最終的に教育内容についての考え方をまとめさせていただいて、あと補助金の概要という形で資料をつくらせていただいております。

1ページの附帯決議につきましては、教育内容を精査してということでご提案をいただいておりますので、朝鮮学校の教育内容ということで、まず2ページ、3ページ、4ページにつきましては、今の朝鮮学校の状況をまとめてございます。これは前回と同じものになりますが、教育内容は日本の教育内容とカリキュラム等はそんなに大きくは変わらないんですけれども、行事もこういった3ページの下にありますような行事を行っております。

あと4ページが新しくつけさせていただいたところなんですが、朝鮮学校のほうに卒業生の方がどういう形でどういうふうな進路で日本の社会でやってみえるかということをお尋ねをさせていただきまして、資料を出していただきました。卒業生、朝鮮学校、もう数少なくなっておりますので、例えば3年生が高校生に進むといいましても、5人とか4人

とか、毎年その程度なんですけれども、ほとんどの方が愛知県にありますが愛知朝鮮中高級学校というところで、高校のほうなんですけれども、こちらのほうへ進んでみえます。

その愛知の中高級学校のほうから、またさらにこういったところへ進まれるかといいますと、朝鮮大学校のほうへ行かれる方が一番多いというか、そういう方が33.14%、それから日本の大学や専門学校へ行ってみえる方が35.73%。あとは朝鮮関係の組織とか普通の会社への就職、その他という形で出ております。

高級学校を卒業された方なんですけど、大学としては、ここに書かれているような日本の普通の大学へ進まれている方も、朝鮮大学校以外にこれだけこういう学校、いろんな学校に多岐にわたって進学してみえます。また専門学校、それから主な就職先としましては、同胞の方がやっていらっしゃる関係の信用組合とか、そういうのもありますし、一般の企業という形で、最近の資料ですけれども、こういったところへ進まれているということで、朝鮮学校のほうからいただきましたので、掲載させていただいております。

あと朝鮮学校の教科書なんですけど、5ページに教科書全般ということで、朝鮮歴史の教科書が特に今回、中心に、皆さんからご指摘をいただいているんですけれども、それ以外の授業、算数、国語とか、全て日本と同じようなものなんですけど、この6ページから9ページにつきましては、前回もここに同じような資料をつけさせていただいたんですが、朝鮮学校のほうから教科書をたくさんお借りしてきまして、指導課の指導主事のほうにそれぞれの担当の指導主事が担当の教科を見て、中身を全部見まして、基本的にはそれぞれ解説が書いてありますが、日本の教科書で習っている例えば算数でしたら、そんなに、もちろん日本の算数とほとんど変わりませんし、そういう特に大きな違いはなかったんですが、ただ7ページに、朝鮮歴史というところだけ色をつけさせていただいておりますが、問題がこの朝鮮歴史という部分になりますので、特に朝鮮歴史について、別立てでご説明させていただくような内容になっております。

あと5ページのほうに、4番目にちょっと朝鮮の教科書についてのまとめがございます。読ませていただきますと、朝鮮学校で使用している教科書の内容を日本の教科書と比較したところ、算数、理科、社会、英語、日本語といった日本の小中学校と共通する学科については、学ぶ学年や順序が異なるものの、おおむね同等の内容となっている。それに加えて、民俗教育として別途、朝鮮語、朝鮮歴史、朝鮮地理の授業を行っているが、特に朝鮮歴史については、日本の小中学校の教科書と異なる記述が見られるため、別途、教育委員会内の指導主事による朝鮮初中級学校使用教科書の考察会議というのをもちまして、そこ

で検討を行いました。

その内容が、飛ばしていただきまして、10ページでございますね。この朝鮮歴史の教科書についてなんですが、考察会議の中身は、13ページ、14ページ、2回行っておりますので、まず歴史教科書、朝鮮歴史の教科書についてなんですけれども、現在、朝鮮歴史は、朝鮮学校において初級の学年、小学校の6年生、それから中学校の2、3年、それから高校の3年ということで、それぞれ分かれて授業がそれぞれの部分で行われているということでございます。

これにつきまして、朝鮮初中級学校の教科書を考察するために、教育委員会の指導主事、社会科担当の指導主事が集まりまして、中身を検討して、2回ほどやりまして、内容を考察させていただきました。9月25日と10月29日で2回行ってありますが、考察内容は、特に朝鮮歴史の教科書の中で、特に日本の記述部分と大分違うところを特に幾つか取り上げてまして、それについて、そこにポイントを絞って考察をしました。韓国併合、関東大震災時の朝鮮人虐殺、慰安婦、強制労働の記述部分についてという形で見させていただいております。

会議のまとめは、それぞれの会議の下にも書いてありますが、全体のまとめとしまして、一部の歴史認識の違いは、確かに朝鮮学校で行われている授業の記述と日本の同じものを扱っている記述と大分、違いがあります。ただ多かれ少なかれ、どこの国同士でもそういうことは違いがある上に、互いの認識の違いを知ったら、他の資料等を読むなど、ともに生きていくためにはどうやっていくか知恵を働かせる子供たちを育てていかななくてはならない。大切なことは、過去の歴史をどう受けとめて、これからどう仲よくしていくかという交流も通じて考え続けることであるということが、最終的に教科書を考察した後のまとめになっております。

あと11ページ、12ページにそれぞれ韓国併合、関東大震災時の朝鮮人虐殺、慰安婦、強制労働につきまして、朝鮮学校で使っている教科書での記述と、日本の社会科の教科書での記述をそれぞれ並べて、明らかに全く書いてあることは違うんですが、こういう形で大分違いますということと比較させていただきました。

特に関東大震災のところなんかは、朝鮮学校の教科書ですと、朝鮮人狩りが関東全域で行われて、弾圧、蛮行によって朝鮮人が6604名虐殺されたというような表現があるんですけども、そういう表現は日本の教科書にはなく、朝鮮人、中国人、社会主義者などが殺されましたというような、そういう記述が書かれています。この6604人というのも、余り

正式なあれではないんですが、この右側に備考としまして、大韓民国の臨時政府機関紙として、こういう数字が出ているというのがありました。

ただ、だからといって日本の教科書と違うからというふうなことで、それをすぐさま朝鮮学校の教科書がおかしいということも言いがたいなということで、13ページ、14ページにつきましては、朝鮮学校の考察会議でのやりとりが書かせていただいております。先ほどまとめましたように、最終的に違いはあるけれども、これは民族間の考え方の違いもありますので、それを乗り越えていかなければいけないというような結論にそれぞれなっております。

あと朝鮮学校のほうへこの韓国併合から強制労働までの内容をまとめたものをお持ちしまして、こういった教科書内容になっていきますけれども、そちらの見解としてどうなんだろうかとということで、お返事をいただくようお願いをしました。

そうしたら、16ページのところが朝鮮学校からもらった回答なんですけれども、これの記述一つ一つについて、これはどうだ、あれはどうだというふうな形では書いてはみえなかったんですが、ただ朝鮮学校さんとしては、こういった韓国併合とか関東大震災の朝鮮人大虐殺とか、こういったものについて、教えてはいるけれども、反日教育をしているのではなくて、あくまで歴史教育をしているんだと。ただ日本の特に四日市の朝鮮初中級学校につきましては、近隣の海蔵小学校や大谷台小学校、山手中学校とも非常に交流も盛んですし、非常に日本語教育も力を入れ、日本の文学と歴史とかにも十分、勉強もしていますし、漢字検定もみんな受けていますしということで、いろいろ書いていただいております。まとめとしましては、朝鮮学校さんも日本の皆さんと仲よくすることを基本に教育をしているのであって、決して反日的な感覚で教育をしているものではないということがこちらに書かれていたということで、これで回答とさせていただきますということでした。

あと、最終的なまとめを17ページに教育委員会のまとめとして書かせていただいておりますが、先ほども申し上げましたように、朝鮮学校について使用されている教科書というのは、民俗教育で実施されておりますので、この朝鮮語と朝鮮地理と朝鮮歴史を除いては、日本の教科書とは大きく変わるものではありません。

朝鮮地理というのは、地理分野の朝鮮半島版ということですので、朝鮮半島の本当の地理を教えているということで、民族としてのアイデンティティーを失わないためということで実施されていると伺っております。ただ朝鮮歴史については、先ほども申し上げまし

たように、歴史上の事柄に関しまして、解釈や意義なども国によって大きく違うということが指摘されておりますけれども、やはりこれが国同士の反日的な感情を起こすような、そういった内容で使用されていることは全くなくて、日本の社会に対する誤った認識に結びつかないようにということで授業も行っております。私たちも授業も見させていただいてまいりました。

朝鮮学校からは、反日教育ではなく歴史教育で、今後、日本の皆様と友好、親善を深めていくということを心から願っていますということでございました。それで日本の授業、日本語の授業もしっかり行って、日本の歴史の上での理解も深めているということでございましたので、私どもの総合的な結論といたしましては、当教育委員会といたしまして、四日市朝鮮初中級学校に通学する子供たちが同じ市民としてよりよい環境で教育を受けることができるよう、今現在、市として補助金を出しておりますが、引き続き補助金を出させていただくような形で、補助金は必要であるというふうな考え方でまとめさせていただいております。

あと18ページに朝鮮初中級学校の補助金の今の支出状況を書かせていただいております。県のほうが今のところ今年度の補助金につきましては交付決定はされたようなんですが、まだ支出はしていないという状況でございました。四日市におきましても、昨年度も議会のほうの一般質問のほうで諸岡議員から質問されたときに、当時の水越教育長が学校の授業の継続性を確認して支払いをしますということでお答えさせていただいておまして、私ども、3月になってしまいますが、本当に3月になってきちっと授業が行われているか必ず確認に行って、この目で見ながら交付決定をして、補助金を出させていただくという形になるかと思うんですが、県の支出状況も確認しながら、四日市も出させていただく方向で、できたらお願いしたいというふうに考えております。そういったことでまとめさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

今回のこの内容で何とか附帯決議をおとりいただいて、朝鮮学校のほうの補助金が出させていただけるようお願いをしたいと思います。よろしく願いします。

以上でございます。

樋口博己委員長

説明はお聞きのとおりでございます。なお、当委員会で附帯を外すということではなくて、全体会で議論されることですので、短時間で、もしご質疑がございましたら、お願い

したいと思います。

日置記平委員

ちょっと教えてください。これ、文部科学省の指導はどうなってるのやろう。県の話は今、ちょこっと出たけど。

栗田教育総務課長

補助金の支出のこと。特に文部科学省からは、出すなとか出せとかという指導はありませんし、逆に、今ちょっとあれですけども、この前、田中文部科学大臣のほうも、朝鮮学校の授業料の無償化という話も積極的に出されているような状況ですので、朝鮮学校の補助金を否定するという見解は、文部科学省のほうはございません。

日置記平委員

それから、言葉について、ちょっと知りたいんですけど、これ、12ページの慰安婦というところの、朝鮮学校のところにここに書いてある。日本の教科書にはなしと書いてありますね。この慰安婦という言葉の理解は、どういうふうにこの教育の分野の人は受けとめているやろう。この言葉の意味。

葛西教育監

この12ページの資料にございますように、日本の中学校の社会科教科書には慰安婦というふうなことについては記述はございません。

日置記平委員

いや、あるかないかを聞いているんじゃないんだよ。僕、言葉の意味を、文部科学省はどういうふうに解釈してみえるんやろうかと、あったら尋ねたい。

寺村副教育長

副教育長の寺村です。

教育委員会の中で、慰安婦という言葉に対する定義というのを改めて議論をしたことというのは、現状、特にないのが実態でございます。ただ、その慰安婦をどういうふうに解

積しておくかということでございますね。私の個人的なあれでもよろしいでしょうか。教委の中で、この慰安婦という3文字の言葉に対してどういう定義なんだというふうに議論した実態はございません。

日置記平委員

これ、文部科学省に尋ねておいてくれますか。ちょっと気になることがあるものでね。それでちょっとここにも出てきたので。彼らはここへ書いてあるやん。慰安婦って。これ、慰安婦という言葉は、戦前にはなかったよね。戦後の話やね、これ。と僕は受けとめとるのやけど、戦後いつごろからなのか。

もう一つ言えば、日本の社会で売春婦という言葉がありましたやんか。今もそれはあるんやろうか。それがこれに変わったんと違うかと思うんやけど、その辺のところは何か解釈ありますか。

樋口博己委員長

答弁できなければ、少し……。

日置記平委員

ここに出てきて、実はこれはある国会議員がある大衆の場で売春婦と言ったんですよ。私はアメリカへ行きまして、アメリカでもこの韓国の問題で、売春婦がアメリカでも大変話題になっていまして、これはいかがなものですかと言われたときに、僕、びっくりしまして、今は慰安婦と言うんやわなと思ったけど、この人、でも国会議員がそう言ったのでね。それで、もう既に日本の中では慰安婦という言葉に変えられていると思っていたけど、どうなんやろうと。ここでは慰安という言葉が出てきた、これね。出てきとる。あの人たちは慰安婦という言葉を使っているんやわな。これ、売春婦というふうには、この人たちは使っていないんやわね。これ、変えてあるんじゃないんやわね。日本語的にここが換えられているということはないですよ。ここに書いてある。慰安婦と書いてある。その解説が入とる。

これは、これから日本の社会で教育の現場にこれがもう入れられないのかどうか知りません。ここで議論する場ではないけど、たまたまこの文字が出てきたので、しかも、しかもですよ、三重県の国会議員がそう言ったので、気にはしていたんです。それでちょっと

教育の場でそれがどうなっているのか知りたかったんですよ。ここへたまたま出てきたものだから。

だからこれ、この初中級学校に支援をする中の100万円ですか、極めてここへ目が行っちゃったので、済みません、調べておいてください。参考までに。

葛西教育監

この慰安婦という言葉、それからどういうふうな使われ方をしているかと、そういうふうなことについて、ちょっと調べさせてください。お願いいたします。

日置記平委員

それから、黙ってミサイル打ってね。あんな国に何でこんなことせんらんのやと僕は腹立たしくて。何が100万円やってちょっと腹立っているんやけど、しかし日本の国内で日本人というのは非常に人間がよろしいから、お互いの地域の社会的な輪を育てるためにも、それは必要かなというふうには思いたいけどね。でも、ならあの人たちは日本の学校へ行けやんのかな。その辺は、日本の義務教育を受けられないでこれをつくっているんやろうか。私も何も知らんねん。

栗田教育総務課長

教育総務課、栗田でございます。

日本の学校へ行ってみえる北朝鮮籍の方もたくさんいらっしゃるんですけども、今は本当に朝鮮学校さん、生徒数も減ってまいりまして、本当に一時は何百人といらっしゃったということなんですけど、今は本当に少ない人数になってきました。ただ、その少ない人数の方が朝鮮学校へ通われるというのは、やはり今、通ってみえる子供さんのお母さんとか、お父さん、おじいちゃん、おばあちゃんたちが民俗教育という部分を大変、重んじていらっしゃるようなご家庭の場合ですと、やはり朝鮮人として、朝鮮語も知らないようではということで、朝鮮語を習い、それから朝鮮の地理を知り、歴史も知るといようなことで、民俗教育を受けたいというご希望で朝鮮学校へ行っていていらっしゃるというふうに伺っております。

村山繁生副委員長

済みません、この文言を含めて、これは反日教育ではないと言うけど、明らかにこれは反日教育に間違いはないと思うんです。それで、これは特にうちの諸岡議員が強くおっしゃっていることなんですけど、朝鮮学校そのものを別にどうこう、やめておけとかそんなことは言っていないと。そういう国になぜ四日市が補助しなければならないか、それがどうしても理解できないというふうによくおっしゃってみえるので、これはいずれ全体会に行きますから、きちっと今の慰安婦とか、その文言を含めて、その辺の答弁をきちっとしていただくようお願いしておきます。

中森愼二委員

附帯決議を経て、ここまで踏み込んだ調査をしていただいてまとめていただいたことについては評価したいと思います。

本来は、補助金を今まで100万円余りずっと出してきた経過の中で、こういったことも踏まえて支出されているべきだったものが、こういうことは余り触れられずに出されてきたということは、やっぱり改めて認識してもらわなあかんことだと思うんです。これは全体会での議論になるわけですので、その部分については全体会に送りたいと思っておりますが、ともかくこういった我々として判断できる材料をそろえていただいたということについては評価をしたいと思いますので、また全体会の中で議論はしたいと思いますので、ありがとうございました。

樋口博己委員長

それでは、この件につきましてはこの程度でおさめたいと思います。

16 : 37 休憩

17 : 03 再開

樋口博己委員長

それでは、その他事項ということで、学校へのPTA会費の流用につきまして、学校への配当予算について、学校教育費とPTA会費の関係につきまして説明を求めたいと思いますが、理事者の皆さんは準備は可能ですか。

委員の皆様にお伝えさせていただきますが、この学校への配当予算についてとPTA会費の関係について、この2点、説明をいただきまして、あと校舎改築事業について、これも説明をいただいて、その後に理事者退席の後、休会中調査についての確認と、あと11月定例会議報告会及びシティ・ミーティングについての確認をさせていただきますので、もう少しお願いしたいと思います。

それでは、学校への配当予算についてと学校教育費とPTA会費の関係についての説明をお願いしたいと思います。

石黒学校教育課長

失礼します。11月12日の所管事務調査において、学校教育費とPTA費の関係について説明をさせていただいた際にご請求いただいて、既に11月26日にメールボックスに入れさせていただいた資料について、説明をさせていただきます。

委員からの資料請求は、学校へ予算がどのように配当されているかということでした。そこで、今回は24年度の実例なんですけど、必要なものを積み上げて、予算要求をした後、調整を経て確定した予算をどのように各学校に配分しているのかということについての資料です。

それでは、学校への配当予算についての資料をごらんください。

まず大きく分けて、枠配当と枠外配当に分けて考えています。大きい1と2です。枠配当は、配当された予算を各学校が実情に応じて各品目への支出額を決めることができる分です。一方、枠外配当は、各品目ごとにその学校分を決めて、学校教育課から配当する分です。

まず枠配当ですが、学校基礎額と児童生徒数額に児童生徒数を掛けたものを合わせて計算をするということです。そのうち、学校基礎額は各学校に一律に配当する額で、学校規模にかかわらず必要となるものを選定し、その金額から算出しています。

例えばワイヤレスアンプ、家庭で使うミシン、1学級分ということなんですけど、さらに運動会用品、プール薬品の例を挙げさせていただいています。つまり特別教室で使うような1学級の人数である40人分用意しておくものを中心に、学校に一定数しか必要のないものがこれに当たるということです。

児童生徒数額の対象となるのが、学校規模に応じて、児童生徒数に応じて必要な量や数が変わるもので、教材、用紙、印刷トナー、清掃用具の例を挙げさせていただいております。

す。24年度の配当は、そこにあるように行わせていただきました。ただしこの金額は、さきに申し上げたように、予算額の枠の中で最も効果的にかつ公平に配分するために、各学校の実績を見て行っているものです。

次に、枠配当でない枠外配当ですが、先ほども申し上げたように、それぞれの品目ごとに各学校分を決めて配当しています。対象としている品目は、旅費、プロパン、それから給食器具の修繕料などがそれに当たります。そのほか、参考のために、学校教育課から直接、予算執行するものもそこに挙げました。光熱費、保健・給食・特別支援学級の備品購入費など、そこに挙げたものです。

次のページ、2枚目なんですが、各学校別の枠配当額、枠外配当額の一覧表でございます。

説明は以上です。

畠山教育施設課長

教育施設課の畠山です。よろしく申し上げます。

そのPTAの会費との関係におきまして、一部、施設修繕等にPTA会費等が使われているという事実がこのたび明らかとなりました。学校におきましては、そういった修繕につきましても、教育委員会より各学校へ配分をし、ガラスの破損など小規模なもので緊急性を要するものについて修繕を行っていただいているところでございます。しかしながら、今回の事象が明らかになり、このたび改めることといたしました。

学校配分の修繕予算の状況でございますが、学校の規模や老朽度に応じまして各校へ配分されております。執行状況を見ますと、全体におきましては残額が出るような状況でございます。しかしながら、一部学校において不足が生じていることから、これらが今回の事象を発生させた一因と考えております。

一方、私ども教育施設課におけます修繕の状況でございますが、近年の厳しい財政状況の中、年々、老朽度が増すにもかかわらず、全体予算の調整の中で施設修繕費の縮減がされてきた経緯がございます。結果といたしまして、学校現場におきまして要望いただいているその実施率が低下したことも、今回の事象が発生した一因と考えております。

その予算の状況でございますが、平成22年度、23年度、24年度とここにあらわさせていただきます。二重線で囲った部分が、こういった小規模工事の部分でございます。22年度に比べますと約86%と、15%程度、小学校においても減っております。また中学校にお

いても87%と、約15%程度の減少がございます。

今後の対応といたしましては、まずは学校施設の修繕は教育委員会の予算ということで、学校配分の予算、または教育施設課の予算によって行うということを学校現場に徹底してまいります。あわせまして、学校との連携を密にいたしましてその状況を把握し、必要によりこういった小規模な修繕の配分につきましても再配分を行うことといたしたいと思っています。

また、25年度予算に向けまして、こういった修繕費用につきまして、必要な額を確保していきたいということから、22年度並みまで戻すような予算要求をしていく予定としております。

説明は以上でございます。

樋口博己委員長

説明ありがとうございます。もし何かこれだけはという。

中森愼二委員

P T A 予算による修繕の話のほうですが、この現状で、学校現場において一部 P T A 会費等により施設の修繕が行われた事象が明らかになったといういことで、改めていただくことはそれでいいんですが、現実にはどのような学校でどのような内容の修繕がどれぐらいの費用、充てられていたのか、そこら辺はつかんでいるわけですね。

畠山教育施設課長

小学校で見えますと、合計額で11万4105円という調査結果が出ております。内容につきましては、鍵が壊れたとか、テレビの修理を少し行ったとかいうような小規模なものでございます。

一方、中学校におきましては285万6322円という報告を受けております。この中には、一部、卒業記念品に使った部分とか、P T A 会議室のものとかいう部分はございます。しかしながらガラスの破損した弁償費用があったとか、教室引き戸の鍵の取りかえとか、この部分も小規模なものから少しまとまったものという形で、このような金額が実際には動いているというようなところでございます。こういったことを厳禁していくということでございます。

中森愼二委員

それは、中学校のは単年度ですか。累計ですか。何年度から何年度の累計なんですか。

畠山教育施設課長

平成23年度分でございます。

中森愼二委員

そうすると中学校の場合、単年度でもうかなりの額が出ているとすると、現状を調査したものを明らかにして、資料としてつけるべきじゃないの。こういう実態だから、修繕が行われた事象が明らかということだけでとどめるんじゃないで、どういうことだったのかということも明らかにして、だから改善をするんだというものにならないと、これでは不十分だと思いますよ。委員会からの指摘している内容も含めていくと、資料としてちょっと出し直すなり差しかえるなり、またお願いしたいと思います。

畠山教育施設課長

改めて追加させていただきます。

樋口博己委員長

今議会中にお願ひできますか。

畠山教育施設課長

承知いたしました。

豊田政典委員

学校配分予算の中で一つ気になったので、この際、教えてほしいんですけど、枠外配分なんですけども、内容はわかりませんが、学校ごとに随分、差があって、10倍の差があるんですよ。これは何でこうなってくる。それぞれなんだろうが、簡単に言うとどうしてなんですか。14万円もあれば140万円もある。

石黒学校教育課長

これにつきましては、今ちょっと細かい数字は持っていないんですけども、大きな違いが出る理由としては、それぞれの児童生徒数、また職員数が違うということがその原因かと思われます。

豊田政典委員

大体そういう傾向は読み取れるんですけども、10倍も違うというのはね。10倍も生徒数、違うのかな。まあ、いいやというか。よくわからないなという感じね。

プロパンなんていうのは、使っているところがあったりなかったりするんですか。各学校の環境が違うということ。

石黒学校教育課長

ガスについてなんですけれども、プロパンについては各学校が払うんですけども、例えば都市ガスやと、学校教育課のほうで支払うというふうに、もう支払い方が多少、違って、その分が違っていているということがあるかと思ひます。

豊田政典委員

その辺はわかったことにして、あと今回の件に関連して、学校側のほうの消耗品や備品の管理が不十分だという指摘も監査でも毎年のように出ていますよね。だからそういうのもこの際、きちんと改めるように、ぜひしてほしいなと思ひます。

石黒学校教育課長

改めて学校のほうに指導させていただきます。

樋口博己委員長

では、よろしいでしょうか。

(なし)

樋口博己委員長

それでは、理事者の方は一部退席いただきますが、続きまして校舎改築事業につきまして。

畠山教育施設課長

お手元のほうにA3判で、教育民生常任委員会所管事務調査資料ということで、校舎改築事業についてということでお配りさせていただきました。

前回のベランダ校舎について、所管事務の中でご説明した折に、笹川中学校の状況についても報告するようというご指示をいただきました。それに従いまして資料をつくらせていただきました。

開いていただきまして、1ページ、学校施設の状況でございます。ここにあります

1、2という部分がベランダ型校舎でございます。面積として1268㎡、昭和37年、40年に建ったものでございます。やはり富田中学校と同様に、ベランダ部分と教室部分では10cmから15cmの段差がございます。また便所につきましても、そこからまた10cm下がっているというような形で、同じようにバリアフリー化が難しいような状況でございます。

この学校、実はベランダ型校舎で、簡易的にアルミサッシがついているわけなんですけれども、廊下としてつくられていないということから、外壁であります教室の間仕切りの壁に耐震補強が入っていることから、大変、通風が悪いような状況、採光が悪いような状況になっております。

本来、そういった間仕切りはスチールパーティションで間仕切るんですけども、現在においても外壁に使われていたスチールサッシが残っているというような使いづらい状況でございます。

またこの学校、3、4という特別管理教室、管理棟がございます。この校舎につきましても1305㎡。昭和42年に建ったものの上に、46年に3階部分を増築したものでございます。ロケーションからいまして、南高校の崖の下というか、にありまして、大変、日当たりが悪いような状況で、一日陰になっているような状況でございます。

また、1、2と教室がございますが、これについては1568㎡。昭和41年に建ったものでございます。また、平成23年まで耐震対策を行うということで、技術教室については木造であることから、耐震対策ができないということから、現在ここにありません管理棟のほうへその機能を移して、現在、閉鎖して、解体を待っているような状況でございます。

また、この学校につきましては、単独浄化槽で、雑排水が近隣の川に流れているという課題がございます。またその校舎配置から、駐車場の中を生徒が通うという中で、大変、動線的に危ないというような状況がございます。

2ページを開いていただきますと、先ほど申し上げました現状について、図1であらわしております。今回、この笹川中学校につきましては、来年度予算に向けまして設計費用をようやく委託していく予定としております。この改築計画の検討につきましても、この機会をもってご説明させていただきたいと思っております。

1ページ右上にございますように、図1で見えていただきますと、こういった形でコの字型に昭和37年から42年にかけて建設された建物が建っているような状況でございます。現在の校舎配置は南側に集約しておりまして、同校については、こういった笹川団地等々の関係から増築を繰り返したもので、適切な配置とはなかなか言いがたいような状況でございます。

図2を見ていただきますと、将来的な改築計画を念頭に考えたときに、仮定として、今回このベランダ型校舎のみを建てかえるとなりますと、やはりその場所でやろうと思うと、こういった仮設校舎を置いて、工事エリアをつくるというようなことになるかと思っております。

こういった場合、教室等に隣接した部分の解体工事、そしてまた新設工事を行うということで、学習環境には大変負荷があるのかなというふうに考えております。

そういった部分で、部分的に改築を考えたとしても、この図3にございますように、やはり校舎配置としては、北側に校舎を配置せざるを得ないということで、今回、この37年、そして42年の校舎の中には特別支援教室、そして普通教室、保健室というような機能がございます。こういったものを順次、新たに北側に持ってまいりますと、それを達成しようと思うと、渡り廊下等でつなぐというふうになりますと、200m近い距離を行き来することになるということがございます。

こういった部分的に改築するという方法もあるんですけども、同一場所でやると、同じような課題を引きずって、将来にわたって改築が繰り返されていくと。また新たに北側に設けると、大変、動線的に厳しい部分がございます。そういった中から、今回の改築計画案におきましては、この3棟を同時に新たな北側に配置して、よりコンパクトで効率的な校舎配置をし、学習環境の向上と安全で円滑な工事を実施したいというところでございます。

3ページを見ていただきますと、現場の写真を撮ってまいりました。このまず左上でございますが、こういった段差がありまして、この技術教室、そしてまた特別教室があるところと約4mぐらいの段差があって、大変、その利用には苦慮しているところでございます。しかしながら、特別教室は昭和57年ですので、しばらくの間は使っていくというふうに考えております。

その図面下、技術教室ですけれども、この写真に写っていますように、木造で建てて耐震補強ができないという判断に立って、現在、閉鎖をしているところでございます。そしてまたその右側では、昇降口はこういった形で小さなものがあるというような形でございます。

また先ほど申し上げましたように、ベランダ型校舎ではございますが、簡易的にアルミサッシがついておりますが、なかなか段差という部分では十分に機能を発揮していないところでございます。

それと右側中央の写真でございますが、この写真にありますように、大変、山が迫っていて、大変、通風とか採光が悪いような状況でございます。

その下でございますが、この駐車場部分と子供が出入りする昇降口とのところにございますので、こういった形で、車の間を子供たちが通っているような状況でございます。

4ページをおあけください。左上から行きますが、先ほど申し上げました普通教室との段差が約15cmぐらいあるということで、もともと屋外のベランダですので、大変、水勾配がとってあって、うねっているような状況でございます。

その下を見ていただきますと、先ほど申し上げましたようにベランダ式校舎であることから、廊下がないということで、直接、北側の壁を耐震補強している関係上、こういった開口が大変減ってきている。半分ぐらいになっているというような状況でございます。

それと、その下の写真を見ていただきますと、外壁用のサッシが今の中でもあると。扉についても、こういう重い扉というような状況でございます。

その中央上部へ行きますと、教室棟の便所におきましては、こういった段差があるという、10cmほどの段差があるということでございます。

その右ですと、こういったバリアフリー化は難しい状況で、こういう段差が残ってしまっているというような状況でございます。

それと、ベランダを簡易的に壁をつけて廊下にしておりますので、一般的な廊下ほどの幅がなく、少し課題があるというような状況でございます。

それとその下で、 3、 4棟につきましては、この写真のように山が迫っている状況から、一日中、大変薄暗いような状況でございます。

それと、 1棟につきましては、同じように耐震補強壁がこの間仕切りにあって、大変、通風が悪いような状況でございます。

こういったことから今回、ベランダ型校舎であるものを改築するわけですが、改築計画において、その場所がないということから、一団の改築をせざるを得ないなという判断に立っているところでございます。

説明は以上でございます。

樋口博己委員長

ありがとうございました。これに関してはよろしいでしょうか。

(なし)

樋口博己委員長

それでは、資料を配っていただけますか。これはベランダ、当時の写真ですね。

畠山教育施設課長

ちょっと古い、委員長のほうから事前に、古い写真でベランダで昔、窓がなかったような状況の写真、アルバムで探してまいりましたので、またこういった状況から、簡易的にアルミサッシがついているというような状況でございます。

樋口博己委員長

ありがとうございます。

畠山教育施設課長

昭和41年のアルバムの写真から出してまいりました。

樋口博己委員長

ありがとうございます。

それでは、3種類の資料をお渡しさせていただいています。それでは、このA4、一枚ペラ、三重県教育委員会教育長様宛てのこの書類について、説明をお願いしたいと思います。

吉田指導課長

済みません、資料のほうでございますが、笹川地区の多文化共生推進会議、その中の教育部会というのがございまして、その中の課題として、今、外国人の子供たちの日本への定住化が進み、そして子供たちが将来、日本で働いて、生計を立てていくという傾向が強くなってまいりました。

その関係で、今、三重県の全日制の高等学校においては、鈴鹿市の飯野高校が外国人の特別枠ということで、5名の募集枠を行っております。しかしいわゆる四日市市のほうにつきましては……。

樋口博己委員長

簡単に説明をお願いします。

吉田指導課長

四日市市のほうでは、全日制の学校がないということで、定時制の北星高校のみということですので、近隣の学校、普通科高校、全日制のほうでコース分けをしているような学校に新たに入試制度で改善を図って配慮していただきたいということで、要望を上げていくという報告でございます。

以上です。

樋口博己委員長

ありがとうございました。

そうしましたら、あといじめに関する教職員研修と、あとシティ・ミーティングに出されました意見への回答ということで、いじめられていると感じている子供の数と教師の数との認識の違いはどうかということの回答の資料を用意させていただきましたので、またご確認いただきたいと思います。

あともう一つ、スポーツ政策分科会中間報告ということで、中間報告として3枚もので

まとめていただいておりますので、これはまた後ほどご確認くださいということで、中間報告ですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、これで教育民生……。

豊田政典委員

これは委員長から所管事務で今回扱うべきというので出したので、そのことについて、スポーツ分科会のもので出てきたのかわからんですけど、なぜ出したかという、21日締め切りなんですよ。県への回答が。確かに議政研の分科会ではやっているけど、所管の我々にもきちんとして報告があるべきだと思ったので、この委員会の中で扱ったらどうだということなんですよ。

樋口博己委員長

この資料をもとにですか。

豊田政典委員

この資料なのかどうなのかわからんですけど、国体への申請する内容ね。競技。それとは関係ないの。

樋口博己委員長

直接それにかかわるというものではないと思いますが、こういう議論をしているという中間報告です。

豊田政典委員

これはこれでええの。

樋口博己委員長

はい。

豊田政典委員

じゃあ、後でいいね。

中森慎二委員

今、豊田委員おっしゃっていただいたことについてなんですが、このスポーツ政策分科会で今、いろいろ議論しているんですが、ただその国体に向けての競技誘致の話が、県への締め切りが迫っているという話の中で、ちょっと先行して議論はしたんです。分科会のほうで。

これはまだあくまで分科会としての中間報告で、全体会に諮ったものではないんだけど、行政側が県に対して、四日市における競技開催の希望を申請していく中において、ぜひ参考にしてほしいということの趣旨がありましたので、配っていただいたし、委員長もちょっとお話があったと思いますので、そういう意味での部分ですので、お願いしたいと思っています。

議会全体での確認したものではないけれども、分科会の中で、この最後のまとめのあたりのところについては、こういう意向が分科会の中でも中間まとめをされたので、こういうことも理事者のほうで頭に入れて、県との対応について取り組んでほしいなということが分科会のほうから中間報告で出たということですので、その部分だけちょっとお願いできればと思っています。

樋口博己委員長

そういう認識をさせてもらっていいということですね。

中森慎二委員

こういうこと踏まえておいてほしいと。理事者のほうにもね。

豊田政典委員

また後で扱うならいいんですけど、簡単に言えば、僕の提案はどこへ行っちゃったのという話なんですよ。僕は国体の申請競技は、委員長から問いかけられた中で、その事項として、ぜひ扱ってくださいという提案しましたやんか。それ、消えているような気がするの、どうなっているのか。

これについては、前に協議会で説明があって、聞き置くだけですよということだったので、確かにスポーツ分科会でやっていますが、所管の委員会としてきちんと報告を受けて

おいたほうが。21日に出すんやろう。多分。

樋口博己委員長

そうですね、はい。

豊田政典委員

それならもう日がないので、きょうしかないので、やったらどうなのということなんです。

樋口博己委員長

そうしますと……。

豊田政典委員

これを受けてでいいんですよ。分科会の報告を受けて。

樋口博己委員長

報告を受けて。少し時間を、今からさせていただくということですかね、そうすると。

中森慎二委員

分科会には、理事者のほうも出てもらっているし、中身については理解いただいていると思うんですよ。だからこれの中身を含めた上で、どういうふうな取り組みをしていきたいかという思いがあるなら、言ってもらうことでも一つはクリアするんじゃないかなと思うので。

樋口博己委員長

わかりました。そうしましたら、このスポーツ政策分科会の中間報告を踏まえて、今の理事者側のお考えをお願いしたいと思います。小垣内スポーツ課長が見えないですね。

樋口博己委員長

そうしましたら、済みません、ちょっと先にシティ・ミーティングの件の確認をさせて

ください。

11月定例月議会の議会報告会につきましては、12月26日火曜日午後6時30分からということで、下野小学校ということで確認がされております。シティ・ミーティングのテーマは、市民の健康についてということになっております。進め方としては、私どものほうで議案また補正予算等について全体的に簡単に報告をさせていただきますので、その後に、参加者の皆さんとの質疑の中で……。済みません、私どもから説明させていただいた後に、補足部分がありましたら委員の皆様から補足説明をお願いしたいと思います。その後に、参加者の皆さんとの質疑の中で、皆さんからお答えいただきたいと思います。

後半のシティ・ミーティングは、テーマは市民の健康についてですので、少し資料だけ準備をさせていただきますので、12月26日は下野小学校でよろしくをお願いしたいと思います。

それでは、小垣内スポーツ課長、お見えになりましたので、来ていただいた趣旨はわかっていますか。

小垣内スポーツ課長

議政研での報告ということですね。

樋口博己委員長

そうです。はい。

小垣内スポーツ課長

議政研のほうでは、スポーツに関することである研究会ということでしたんですが、具体的には、この前、協議会で国体に向けての開催ということを出しましたもので、それについての意見とか、そういうのがほとんどでした。

前回、この協議会で国体の開催種目の四日市の希望ということで、サッカーの少年、それから体操、それからテニス、それと軟式野球ということで出させていただきました。その際、議政研のほうからも、ほかの委員もいろいろ思っというもので、アンケートという形で出されました。そのときに、あとボクシングとか、それからバドミントン等が出てまいりました。

ただ、その何の種目をするかというのは、スポーツ課、市のほうのその4種目でもいい

んじゃないかという意見もありましたし、いや、そうじゃないんやと、もっと積極的に施設も含めて県に要望して、もっと積極的に上げていけばいいんじゃないかというような意見も出ました。

特に、具体的にはその議政研の中で、じゃあ、これとこれとこれと要望していこうというのは具体的なものは出なかったんですが、最後のほうに、川村議員のほうから、もっと積極的に県に施設の要望をして、例えば陸上競技場も伊勢に1種あるけども、四日市のほうでも1種の陸上を整備していくというようなこととか、先ほどあったようなプールについても、四日市にガーデンに負けんようなプールを建設を要望していこうと。その理由は、やはり四日市が交通アクセスもええし、宿泊も多いという中で、今、鈴鹿や伊勢のほうにもいろいろ県の施設ができていますが、その辺は非常に遠いし、交通の便も悪いと。子供たちがバスに乗り継いで行かなあかんと。その中で、四日市は非常にいいので、もっと四日市に集中して施設をつくるのが、一つは四日市のそういうスポーツ観光という意味でも非常にいいんじゃないかという意見をいただきました。

ごめんなさい、かいつまんで言うと、それぞれの意見がたくさん出ました中で、意見をいただきまして、今後、国体に向けての開催種目が決まると思います。ただ、国体の開催種目は1次で各市町の希望種目と、それから三重県の競技団体の希望、開催市のが12月21日に出てまいります。なかなかこれが全てすんなり決定するかというと、ぎふ国体のことを例にとると、最後の決定までに約2年かかったという中で、三重県がどのように決定するというのは、なかなか1次では決まらんとと思います。

2次、3次で、四日市はこの4種目を上げていきますが、もう既にほかの競技団体からも、四日市で開催したいんやという要望、来ております。具体的に言うと、空手さんとかゴルフ、それからボクシングさんも来ていますし、アーチェリーとか弓道とかたくさん来ています。でも全て四日市でやるというと、県は全ての市町で開催するというのが基本ですので、当然、各種目団体さんは、やはり交通の便とか、それから宿泊のことを考えると、それから競技役員さんもやはり四日市にたくさん見えますので、四日市という希望は多いと思いますが、全てが四日市に決まるというのは、県が今後、決定していくことでありますし、なかなかその辺は決まっていけないかなという感じでおります。

以上でございます。

樋口博己委員長

ありがとうございました。

豊田政典委員

それで結局、最初言われた体操、サッカー、軟式、ソフトテニスの4種目で申請をするということが庁内で決定した、そんなことですか。

小垣内スポーツ課長

この協議会に上げさせていただいた4種目で、12月21日には希望を出していこうと思っております。ただ議政研のほうの意見としては、もっと出してはどうやという意見もございましたが、具体的にどの種目ということはまだ聞いておりません。

豊田政典委員

まだ。

小垣内スポーツ課長

まだじゃなくて、最後は分科会長さんがまとめていただけたらと思いますが、まだそれはいただいておりません。

豊田政典委員

そうすると、21日までに分科会から、議政研ね、議政研から来て、まだ追加されるかもしれない。まだ決まっていないということ。

小垣内スポーツ課長

ただ、その追加の意見が出た場合、私どものほうでは、この協議会のほうでは4種目ということで報告させていただいたので、その追加が、どちらの意見をという。議政研の意見を出すのも、協議会にかけていないし、あくまでもこの協議会、教育民生委員の常任委員会の協議会が優先されるかなというふうには思っておるんですが。

豊田政典委員

多分、言われているのは、議政研って答えてええのか、意見聞いていいのか、こっちで

聞いていいのか、ようわからん議会やなというようなことでしょう。

小垣内スポーツ課長

あくまでも議政研は政策研究会だと思っているんですけども、その辺がちょっと余りわからない。

中森慎二委員

議政研の性格はそれでいいんだけども、期日が迫っている部分において、議員の有志の意見集約が中間的にされた。その中で、こういうような方向性があるって、スポーツ課長もこの場でいただいた意見は二役や政策推進部と話して検討することとなると言っているわけですよ。それを受けて、4種目以上をアプローチしていくという考え方があるのかどうかということをごここで表明してもらえばいいんじゃない。一つは。そういうことじゃないの。

だから、我々が議論した議政研の内容について、二役なり政策的な部分で議論されたのかどうかという話ですよ、我々が聞いているのは。それをここで報告してもらって、やっぱりそういうのは今の段階ではそこまで行っていないなら行っていないでもいいしさ。わかりませんが、それは。だからそういう部分について答えてもらう場所でいいんじゃないですか。

小垣内スポーツ課長

まだ分科会長のほうからは、まとめた報告はいただいているもので、意見はたくさん出ました、その中でも4種目でいいんじゃないかという意見もあります。だからその分科会長の報告をいただいたら、当然、こういう意見もありますということは二役のほうに報告して、もし変更になるのならば、もう一度この協議会のほうにもかけさせていただくのが筋かなと思いますけど。

中森慎二委員

中間報告って行ってないの、課長のところに。

小垣内スポーツ課長

まだ中間報告として正式にはいただいていないです。

樋口博己委員長

済みません、ちょっとこれ、協議の進め方がわからんのですけども、これは議政研で中間報告はいただきましたけども、これ、やはり最終的にこの場でこの種目をさらに追加して要望したいという集約がされないと難しいという話だと思っておりますけども、それを今、この場でやるという意味なんですかね。

豊田政典委員

そこまで言っていないですけど、前、ここの協議会で説明だけ受けて、意見する場面がなかったので、この流れとして、議政研の分科会で議論するならそれでええんですけど、僕はほとんど知らないんですよ、議政研の内容はね。その後、21日という期限が迫ってきた中で、もう決まっているのであれば、申請の内容が決まっているのであれば、報告欲しかったなというのを素朴に思ったんですよ。

だから、ここでまたそれに文句言うとか、そういうことは毛頭ないんですけど。

村山繁生副委員長

せっかくこれ、この期日が迫っているということで、このスポーツ分科会が急いでやってくれたものですから、とにかく行政のほうにこれをもって検討してくれということだと思っております。だからこの報告書が行っていないということなんですか、まだこれ。中間報告書というのが。具体的な種目も書いてあるんですけど。

小垣内スポーツ課長

いただいていないです。

村山繁生副委員長

これを渡して、また検討してもらったらどうですかね。そのために前倒しして、スポーツ分科会にやってもらったわけですから。

樋口博己委員長

いや、ただ、これはこれをそのままスルーで渡してもらうのであれば、教育民生常任委員会で取扱う意味がありませんので、ここで何らかの確認がされたものでないと、理事者に渡しても意味がないと思いますが。

村山繁生副委員長

だからここで皆さんがそれで承認してもらえばいいと思うし、まだここに意見があればあれやし、どうですか。

樋口博己委員長

どうさせてもらいましょう。委員の皆さんの進め方で少しご意見いただきたいんですけども、この場でもう少し時間をとって、少し議論させていただいたほうがいいのか。

中森慎二委員

このまとめでも、この種目をやりなさいという言い方をしてはいないですよ。だから主眼は県営施設の誘致を一義に捉えてというようなあたりも含めて、考えていきなさいよというちょっと緩やかな部分になっていると思うんです。だから皆さん方もそんなこの部分でこれはだめじゃないかという話ではないのではないかと私は思うので、皆さん方もこの部分、我々の同僚が議論してきた中の一つのことなのであるし、この種目を絶対にとまっているわけでもないの、ここで皆さん方が認識いただくのであれば、こういうようなことも腹に入れて、理事者として今後、取り組んでほしいというふうなことを少し確認していただければ一番ありがたいのかなと、私なりに思うところなんです。

樋口博己委員長

他の委員の皆様はどうでしょうか。

豊田政典委員

今、初めて読むんですけど、1番のところに、議論した内容について正副議長と教育民生常任正副委員長に報告することを確認したので、報告となっていますやんか。1番の最後。だからそれがまだ行われていないのかもしれないし、行われていれば、この場で樋口博己委員長から我々に報告があってという流れになれば一番よかったんでしょうね、多分

ね。

樋口博己委員長

きょうこの書類をいただいたんですけども……。

豊田政典委員

誰から。

樋口博己委員長

分科会長から。それで、これについて具体的に、認識くださいというふうに僕はとったんですけども、その上でどうこうするというふうなところまで踏み込んだという認識はとっていないんですけども。ですので、委員の皆さんにまたご一読くださいというレベルで受けとっておりましたので、その辺、認識がちょっと違うのかもわかりませんが。

豊田政典委員

僕は個人的には、内容まとめで異論がないので、よしとしますが、もともとの提案趣旨はわかっていますよね。

樋口博己委員長

はい。もしこの内容で、委員会でこの内容でおおむねいいんじゃないかということであれば、改めてこの場でこの中間報告を当委員会でも賛同されたということで、理事者側に改めて報告をすると。意向として報告するということがよろしいでしょうか。

土井数馬委員

今、委員長おっしゃったように、中間報告、正式に受けたわけですので、今、委員の皆さんで確認いただいて、よければ、この委員会としても了とするということで、正式にこの場で決定いただければ。

日置記平委員

軟式野球とあるんやけど、硬式に変えてもらったら。

樋口博己委員長

そういうご意見、少し精査する部分がありますので。

中森慎二委員

いずれにしても、今までの入れておいた4種目にとらわれないということも含めてちょっとウイング広げたことで提案していると思いますので、今回の第1次の締め切りだけじゃなく、今後も継続して考えてもらうという部分においては、いろんな議論していただく部分かなとは思っていますけどね。

日置記平委員

いや、20日という数字が出てきたからね。しかも七つと四つと書いてあるやん。だから四つになるなら四つに絞らなならんし、七つでもいいんやったら七つで、七つの中、本当にこの七つでええのかって、ここに七つ出ていますね。四つは何かって、出ていない。

樋口博己委員長

四つは理事者が既にこの種目でということ。

日置記平委員

ここには書いていない。四つって書いてある。何と何が四つって、七つの中の四つなのか、別に四つなのか。

土井数馬委員

これを受けて、また二役と検討するわけでしょう、課長のほうで。だからこれ、正式にこの委員会でこれがいいじゃないかと、それで今、日置委員のほうからあって、硬式もいいんじゃないかとの委員会でつけ加えても別にいいことで、それでなおかつ精査をしてもらうわけですよ。だからこの七つ全部出しても、二役のところで、いや、確率が高い、いろいろどんな話し合いになるかわかりませんが、そういうことじゃないんですか。

だからとりあえずこの報告は了として、この委員会として硬式野球も入れたらどうやという意見があったんでしたら、それをつけ加えて、もう一遍、課長のほうで、行政のほう

で判断してもらおうと。それで後でまた報告が来ると、そういうふうな流れじゃないですか。昼休みでもよろしいし、それはね。21日までに間に合うのであれば。

樋口博己委員長

そうしましたら、軟式野球だけではなくて、硬式野球も……。

日置記平委員

だけじゃなくて、僕は軟式をなくして硬式に変えてほしいと。

村山繁生副委員長

軟式野球は軟式野球で出ているので、加えるということで。軟式野球は軟式野球で分科会のほうで要望として出たので、それでこちらはこちらで、硬式野球も加えたらどうですか。

日置記平委員

軟式をやって、硬式をやったら、どっちが不安な要件になるかという話も計算せなあかん。

村山繁生副委員長

だから、それはまた最終的に判断されることであって、委員会の要望として、そういうふうにはだめですか。

寺村副教育長

今回は12月21日までに県に申請していくというのは、種目的に、その種目は少なくとも行政、市のほうも、いいねと、それから競技団体のほうも、いいねと一致した種目を挙げていくということになっております。ですから、今ちょっと七つか何かわかりませんが、その辺の競技団体との協議もさせていただかならんのかなと思っております。

日置記平委員

それで、小垣内さんは一番、あんたはよくわかっているけど、四日市で全国大会が開催

された種目が何が一番多いか。その順位は、県は評価してくれると思うんですよ。例えばテニスはやったらいいじゃないですか。硬式野球も出ると思うんですけど、だからそういう順序があるじゃないですか。四日市でこれまでに全国大会を開催した何か実績。実績のないものを挙げたって、どこか県のほかで実績があったら、そっちへ行っちゃうだけのことだから、そういうものからピックアップして申請したほうが、県は評価してくれやすいと思うんですね。なにげなしにこれを入れようかというのではちょっと。

小垣内スポーツ課長

前回の協議会で説明不足がありましたもので。4種目については、まずテニスは四日市工業がインターハイで2連覇したという実績がありますね。それから少年サッカーは四中工がありますね。それから体操というのは、国体のメーンというのは水泳、陸上、体操とされています。水泳はガーデンかなと、陸上は伊勢かなと県も言うていますもので、残りは何としてでも体操を持ってきたいと。これはオリンピックでも金メダルをとっておるし、やはり見て楽しめるスポーツで、非常に高いというので、何としてでも四日市に持ってきたいという思いで選びました。

軟式野球は、平成27年に天皇杯の軟式、全国大会を四日市中心にやります。私もいろいろ選ぶ中で、こういう仕事をしていますもので、実は高野連の役員さんにも、硬式は高校野球しかないんですわ。高校野球、どうなのということも聞きました。そのとき、今の会長が、伊勢工業の校長さんで、どうもええ返事なかったんですわ。

四日市で挙げていっても、ふられるのもあれですしということもあって、いろいろ全部には一応、私は、一応聞きましたけど、一番可能性の高いのはこの4種目が高いんですけど、ただサッカーはちょっと伊勢市が非常に少年サッカーを力を入れています。朝熊山麓で七つサッカー場をつくって、なおかつ赤福さんが10億出しているんですが、その赤福の会長が今度、県体協の副会長になったと。攻勢かけていますが、この前、日曜日に四中工と藤枝東の交流試合があったところに、県の専務理事にも確認しました。それから樋口指導監督や城元監督にも確認したところ、必ず四日市に来ると、持っていきますという返事をいただきましたので、何とかこの四日市は確実に、それに人気種目ですので、この四つはぜひお願いしたいと思っております。

樋口博己委員長

それでは、今、スポーツ課長がおっしゃっていた4種目は手を挙げるということにプラス、この議政研の中間報告でありますテニス、サッカー、軟式野球、体操、バドミントン、ホッケー、ボクシング、7種目が開催希望すべきと競技としてなっておりますので、この辺も含めて、理事者の側でよく協議いただいて、誘致活動をお願いしたいと思います。

本日、改めてこの中間報告を教育民生常任委員会の皆様のご賛同をいただいたということで、理事者のほうに提出をさせていただきたいと思いますので、後ほどお渡しさせていただきます。

こういった形でよろしいでしょうか。

(異議なし)

樋口博己委員長

ありがとうございました。

それでは、これで理事者の皆様はお疲れさまでした。ありがとうございました。済みません、ちょっとお待ちください。

中森慎二委員

シティ・ミーティングで出た意見のあれで、あの話って、たしかその職員の研修についてどうなっているのやという質問が出たと思うんやけど、この資料では僕はちょっと不十分やと思うんやけど、学校の中でも毎週、中学校やっているというので、これは報告と対応協議とかということになって、体系的にどういうカリキュラムで、教員に対するいじめに対する研修というものに取り組んでいるのかというのは、これはよくわからないんですよ。それはどういう頻度でどういう対象でやっているのかというのが、参加人員何十人って、これ20人とか何十人とか書いてありますけど、これは全教員を網羅している話では僕はないと思うんですよ。

だから四日市の教育委員会、三重県教育委員会でもいいですけども、教職員のいじめに対する研修対応については、どういうカリキュラムで、どういう必須事項で、いつの時点でどういうふうな形でやっているのかと、今までどうなっていたのか、そういうことを体系的にちょっとまとめたものでないと、これではちょっとわかりにくいと思うんですが。

今のを資料としてちゃんと出してもらって。

樋口博己委員長

資料作成可能ですか。

吉田指導課長

今、いただきましたご意見をもとに、資料作成を考えてみたいと思いますので、ちょっと時間をください。

樋口博己委員長

よろしく申し上げます。

それでは、教育委員会の皆様はこれで退席いただきますが、よろしいでしょうか。

(なし)

樋口博己委員長

それでは、教育委員会の皆さん、お疲れさまでした。

あと、休会中調査の日程だけ確認をさせていただきます。2月1日金曜日10時からに關しましては、これは4常任委員会一斉開催となっておりますので、これは決定されています。2月1日金曜日、10時から午前中です。これは決定済みです。

もう一つ、日程をお願いしたいんですが、1月の10日の木曜日か11日の金曜日、いずれも午後ですけれども、どちらがよろしいでしょうか。午前中はちょっとさまざま予定がありますので。

11日13時30分からでよろしいでしょうか。

(異議なし)

樋口博己委員長

それでは、改めて確認します。1回目が1月11日金曜日、13時30分からです。もう一回、2回目が2月1日金曜日、10時から、これは午前中になります。この2回、休会中調査をお願いしたいと思います。

そうしましたら、先ほど確認しましたが、議会報告会シティ・ミーティングは12月26日
火曜日 6時30分からですので、下野小学校 6時集合でお願いしたいと思います。

1月11日金曜日のテーマに関しましては、また通知させていただきます。よろしく願
いいたします。ありがとうございます。

18:00 閉議